

## 回 答 書

競争加入者各位

契約担当役  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
 理事長 河野 一郎  
 ( 公 印 省 略 )

事業名：新国立競技場整備事業

平成27年9月3日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
1	説明書	7	4/(3)/6 ,7,8,9	(3)設計企業の参加資格要件のうち、日本に登録が無い設計事務所は、特に①②を参加表明の期限までに行うことが現実的に不可能です。⑦⑧の分担で業務を行う場合における構成員になる場合、設計共同体のいずれかの構成員が参加資格を持っており、持っていない企業は①に代わり本事業の設計監理業務を行う同等の外国の資格を有することをもって、設計共同体の構成員になることは可能ですか？	<p>発注者が求める競争参加資格と同等の外国の資格を有することをもって、設計共同体の構成員になることはできません。</p> <p>なお、設計共同体を構成する場合、全ての構成員が各々必要となる競争参加資格の要件を満たすことが条件となります。</p> <p>②については、説明書20ページに、「競争参加表明時に（略）文部科学省における一般競争参加資格の認定を得ていない者も、技術提案書の提出時に同資格を満たしていることを条件として、競争参加資格を有することを確認するものとする。」としております。</p> <p>①についても、②と同様、競争参加表明時に一級建築士事務所の登録を行っていない者も、技術提案書の提出時に同登録を行っていることを条件として、競争参加資格を有することを確認することとしております。</p>

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
2	説明書	7	4/(3)	(3)設計企業の参加資格要件を持たない企業が、持つ企業のコンサルタントとして業務の一部を委託し、共同して参加することは可能ですか？	<p>以下の点を踏まえた上、設計業務の一部を再委託することは可能です。</p> <p>○説明書P10 4(3)⑪</p> <p>○技術提案書作成要領P3 3(2)③（※設計業務について、・・・独立した業務分野を任意で追加することは差し支えない）、及び同要領P1 2(5)により協力設計事務所として別紙様式3を提出。</p> <p>○「公共建築設計業務共通仕様書」第3章3.7（同仕様書は配付資料リストNo17にございます）</p> <p>○設計業務委託契約基準（同契約基準は配付資料No20の契約書案に添付されています）第10</p> <p>但し、共同企業体の構成員となる場合、設計企業、建設企業、工事監理企業はそれぞれ競争参加資格を満たす必要があります。</p>

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
3	02-1__説明書・説明書別添  03__新国立競技場の整備計画  13-1__業務要求水準書		3事業概要 (4) 事業期間 ①  3. 工期 (1)  第3章. 施設整備 第1節. 新国立競技場整備の基本的考え方	02-1__説明書・説明書別添 3 事業概要 (4) 事業期間 ① 「なお、 <u>工期短縮の目標</u> は、平成32年1月31日とする。」  03__新国立競技場の整備計画 3. 工期 (1) 「新国立競技場の完成が大会に <u>確実に間に合うよう</u> ・・・」 「・・・ <u>工期を極力圧縮するものとする。</u> 」  13-1__業務要求水準書 第3章. 施設整備 第1節. 新国立競技場整備の基本的考え方 「・・・東京大会開催に <u>間に合うように確実に完成</u> させる。」	必ずしも工区分割施工を前提としておりませんが、工区分割施工を前提として、共同企業体により参加することは差し支えありません。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
※3 の 続 き				<p>とあり、工期遵守はもとより、工期短縮が強く求められているものと認識しておりますが、昨年8月に公告された新国立競技場新営工事(スタンド/屋根)が白紙となりスケジュールが更に厳しいものとなったことで、今回は、前回と比べ応募者の構成員に対する考え方も、国土交通省HPの「共同企業体制度について」にも記載のある、「甲型」「乙型」など幅広い方式の活用を可能とし、タイトなスケジュールの中で確実に工期を間に合わせるため、構成員の組成について応募者側にかんがりの裁量を任せることで、多くの企業の参加を期待されているものと拝察いたします。</p> <p>弊社といたしましては、本整備事業において、品質の確保はもちろんのこと、工期遵守・工期短縮が最重要課題であると位置付け、その課題解決のためには、共同企業体内において、それぞれの構成員がそれぞれの工区で各構成員の最大限の労務調達力を発揮出来るよう、施工を工区分割施工とすることが絶対条件であると考え、応募の前提条件と考えておりますが、その方針でよろしいでしょうか。</p> <p>もちろん、工期の責任は企業体で負い、工区間の調整等の問題による遅延は発生させません。</p>	

# 回 答 書

競争加入者各位

契約担当役  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
 理事長 河野 一郎  
 ( 公 印 省 略 )

事業名：新国立競技場整備事業

平成27年9月8日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
4	説明書	10	4. 競争参加資格、 (3) 設計企業の参加資格要件⑪	<p>設計業務委託契約基準第10の2および、公共建築設計業務委託共通仕様書3.7再委託の3.に従い、建築分野の一部業務を再委託することを検討しております。</p> <p>当社(または当共同企業体)が落札した際には、ご承諾いただけますでしょうか。</p>	<p>説明書P10 4(3)設計企業の参加資格要件⑪で「主たる業務分野である建築分野を再委託しないこと。」と記載しているとおりでありますが、以下の場合において、業務の一部を再委託することは可能です。</p> <p>①公共建築設計業務共通仕様書第3章 3.7.1に規定する業務以外の業務について、同3.7.3による承諾を得て再委託する場合（設計業務委託契約基準第10においても、発注者の承諾を得なければならないとしています）</p> <p>②公共建築設計業務共通仕様書第3章 3.7.2に規定する業務を再委託する場合（この場合、発注者の承諾は不要です）</p> <p>なお、技術提案書作成要領P3 3(2)③により、設計業務について、応募者が建築分野、構造分野等以外の独立した業務分野を任意で追加する場合においても、公共建築設計業務共通仕様書第3章 3.7.1及び3.7.2に規定する業務以外の業務を再委託する場合には、上記①と同様、発注者の承諾を受ける必要があります。</p> <p>また、設計業務の体制等については、技術提案書作成要領P1 2(5)による参加・協力設計事務所と、P3 3(2)③業務の実施方針においてご提案いただく必要があります。</p>



## 回 答 書

競争加入者各位

契約担当役  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
 理事長 河野 一郎  
 (公 印 省 略)

事業名：新国立競技場整備事業

平成27年9月9日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
5	配布資料リスト		6	様式6-1参加表明書につきまして、構成員の押印は不要と考えて宜しいでしょうか。	参加表明書と併せて構成員の委任状を提出する場合は、構成員の押印は不要です。
6	説明書	2	3(5)①	「b別途工事（施工前に先行実施する予定の関連工事）に係る費用の上限額22億円（消費税8%を含む税込）」とございますが、その内容及び費用の内訳について、ご教示願います。	別途工事の内容は、インフラ移設・撤去工事や、明治公園橋（都立明治公園と東京体育館の連絡橋）・都立明治公園とりこわし工事、道路暫定線形工事等を予定しており、本事業以外で別途行うものです。別途工事の費用の内訳については、当該工事の予定価格の類推を招く可能性があり、公正な競争を妨げる恐れがあることから公表しません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
7	説明書	5	4(1)⑥	「単体企業又は共同企業体の代表者は、本事業全体をマネジメントする総括代理人を配置すること」とございますが、総括代理人の告知時期、資格要件、提出書式について、ご教示願います。	総括代理人については、技術提案書の「業務の実施方針」に記載して下さい。（技術提案書作成要領P5 「（参考）求める技術提案書」において、「③業務の実施方針」で記述する内容として、「○設計段階、工事段階について、チーム編成、各担当者の能力や実績・資格」を挙げています。） また、必要な資格は発注者として特に指定するものではありません。
8	説明書	10	4(4)	「建設企業の参加資格要件」について、乙型の建設共同体の組成は可能でしょうか。また、可能な場合、分担工区名は任意で表現して宜しいでしょうか。	工区分割施工を前提として、共同企業体により参加することは差し支えありません。 なお、その場合の工区名称については、適切な名称を付して対応してください。
9	説明書	14	4(4)④アD	「配置予定技術者については、所属企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること」とございますが、それを証明するものとして、雇用保険被保険者証の写しを提出することで宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
10	説明書	2, 3	3. (5)① 3. (6)	技術提案書提出（平成27年11月16日）から第Ⅱ期事業の価格交渉までの期間に賃金又は物価等の変動が生じた場合、第Ⅱ期事業の価格交渉で協議と考えて宜しいでしょうか。 また、賃金又は物価等の変動により工事施工に係る費用の上限額を超えた場合も協議に応じていただけるという考えで宜しいでしょうか。	受注者は、技術提案書記載の提案事業費を遵守していただく必要があります。提案事業費の遵守については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び業務要求水準書P3-39 第3章第5節2(1)に記載のとおりです。 発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、事業費の取扱いについては、慎重な検討及び対応が必要となります。 なお、新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）の契約締結後は、工事請負契約基準第25条を適用することがあります。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
11	業務要求水準書	2-5	2. (2)	立体都市公園、歩行者デッキ1号、2号等について、水平設計震度 $K_h=0.3$ とありますが、建築基準法によらず許容応力度設計のみの構造計算と考えるて宜しいでしょうか。	歩行者デッキ1号、2号については、【添付資料7】「歩行者デッキ1号整備概要」及び【添付資料8】「歩行者デッキ2号整備概要」に示す通り、設計条件として「水平設計震度 $K_h=0.30$ 」と明記し、工作物としての設計を想定しております。立体都市公園等については、設計内容に基づき、法令等に適切に対応して構造計算等を実施してください。
12	業務要求水準書	3-22	2. (2)①	演出用重量600tの吊り位置の想定、および吊り範囲（大きさ）について具体的にご教示下さい。 想定がない場合、屋根架構のどの部分に取り付けても耐えられる架構にすると考えるて宜しいでしょうか。	過去の事例を参考に、オリンピック・パラリンピック競技大会時のセレモニー演出用機材として、セレモニー用のムービングライト・照明、映像装置、音響装置及びこれらを取り付けるトラス材等を、設置工事に必要なキャットウォーク等も含め、適切な位置に取り付けることのできる構造とする必要があります。
13	業務要求水準書	3-22	2. (2)③	参考として、当該敷地の前設計での風洞実験結果をご教示願います。	参考資料は、業務要求水準書 目次 ii に記載している資料のみとなります。 なお、前設計での風洞実験は、1/500の模型による風洞シミュレーションを行っております。
14	業務要求水準書	3-22	2. (2)④ b	建物高さが60m未満の場合は、建築基準法上では時刻歴応答解析による地震入力の設定等を行う必要はありませんが、60m近い建物、かつ巨大平面建物への地震入力の妥当性を示すため、第三者機関への構造評定を行うとの考えで宜しいでしょうか。	高さが60m以下であっても、45mを超える場合には、「建築構造設計基準の資料」（国土交通省 平成27年3月31日国営整第288号）や東京都の行政指導に従い、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得する必要があります。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
15	業務要求水準書	3-23	2. (3)	表5の免震構造の判定基準において、レベル2地震時の免震部材に引張りが生じないとありますが、積層ゴムの鉛直支持能力および水平変形の性能が確保されるのであれば、引き抜き対応型の免震部材の採用は許容できないと考えて宜しいでしょうか。	原則として、免震部材（積層ゴム）に引張力が生じない設計とします。したがって、引き抜き対応型の免震部材の採用は想定していません。 なお、やむを得ず、軽微な引張力が生じる場合には、当該設計において、構造評定の取得上支障がないことを前提に、発注者と協議してください。
16	業務要求水準書	3-23	2. (4)	加速度計の設置数は、平面形状を考慮して、各指定階に4か所ずつと考えて宜しいでしょうか。	設計対象建築物の平面形状や、重心位置、剛心位置等を勘案し、各指定階に複数か所（4か所程度）を、発注者と協議のうえ適切に設定するものとします。
17	参考資料4	4-1	-	工事着手時の地盤レベルは既存杭伏図にあるTPの値と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、地盤レベルについては、【参考資料2】「敷地測量図」及び【参考資料4】「旧国立競技場の既存杭」に記載されていますが、旧国立競技場敷地内の現況地盤レベルについては、【参考資料4】「旧国立競技場の既存杭」を参照してください。
18	説明書	2	(4)、(5)	不可分の工期短縮案と事業費縮減案から成る提案を複数、技術提案書に提示しても宜しいでしょうか。また、提示可の場合、それらが技術提案書の審査・評価においてどのように扱われるかご教示願います。	提案工期・完成期限と提案事業費は、それぞれ1つずつ提示して下さい。 審査は「求める技術提案書及び審査基準について」の評価基準に基づき行います。
19	業務要求水準書	3-5	3 (1)	「…観客席増設に備え、屋根は増設後の観客席全体を覆うことができるように、本事業で整備する」とありますが、本事業では、観客席の増設に対応できるように設計および施工し、実際の観客席増設時にあわせて屋根増設を行うと考えて宜しいでしょうか。	増設後の観客席全体を覆う屋根を、本事業で整備します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
20	業務要求水準書	3-23	表5	免震層のレベル2地震における判定基準に「免震部材（積層ゴム）に引張力が生じない」とありますが、製品仕様として許容される程度の引張力（例：1N/mm <sup>2</sup> ）は生じてもよいと解釈して宜しいでしょうか。	原則として、免震部材（積層ゴム）に引張力が生じない設計とします。なお、やむを得ず、軽微な引張力が生じる場合には、当該設計において、構造評定の取得上支障がないことを前提に、発注者と協議してください。
21	業務要求水準書	3-23	2. (3)	人工地盤部等を構造的に別棟として設計する場合など、部分的に時刻歴応答解析によらない設計を実施する場合、その部分のクライテリアは、重要度係数以外には特に定めのないものと考えて宜しいでしょうか。	耐震性能については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」のⅡ類を満たす必要があります。
22	業務要求水準書	3-23	2. (3)	表4におけるスタンドの地上構造と地下構造の区分については、建築設計的な取扱いでなく、あくまでも構造的な取扱い上のものと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
23	業務要求水準書	2-6	第2章 第2節 3	旧計画において想定していた「インフラ状況・旧計画引込位置図」がございますが、各インフラ会社との協議した議事録を提示願います。	業務要求水準書目次 ii に示すく技術提案参加者に守秘義務契約を締結した上で示す資料＞技術提案者への資料4「行政協議等一覧」にて提示いたします。
24	業務要求水準書	3-7	第3章 第3節 2(2)①a	1次エネルギー・CO2排出評価の一つにPALの目標設定がございますが、計算の方法についてご教示願います。	PAL*の計算方法については、(財)建築環境・省エネルギー機構ホームページに、掲載されているので参照してください。 ( <a href="http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/building/program/palstar.html">http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/building/program/palstar.html</a> ) なお、計算方法の詳細については、東京都環境局との協議が必要となります。
25	業務要求水準書	3-13	第3章 第4節 1(6)②	管理運営本部と大会主催者の連絡がスムーズとは具体的に何かご教示願います。	管理運営本部及び大会運営室は、同一フロアに配置するなど、往来しやすい動線計画としてください。
26	業務要求水準書	3-13	第3章 第4節 1(6)③	警察と消防の連携とは、部屋の隣接を意味しており、設備的なシステムは不要という解釈で宜しいでしょうか。	本事業において、設備的なシステムの特段の連携は不要です。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
27	業務要求水準書	3-14	第3章 第4節 1(7)②e	盲導犬トイレの仕様及び台数をご教示願います。	盲導犬トイレには、排泄台、排泄用排水溝、洗浄用の水栓、車いす使用者対応洗面器、化粧鏡、インターホン、触知図及び車いす転回スペース等を適切に設置してください。台数は、【添付資料11】「各室性能表」によります。
28	業務要求水準書	3-16	第3章 第4節 1(8)③b	プレジデンシャルボックスについて、電気・設備的な要求事項はないと考えて宜しいでしょうか。	電気・設備の要求水準はありません。 なお、プレジデンシャルボックスに投擲防止による庇などを設ける場合は、必要に応じて照明設備等を整備することとなります。
29	業務要求水準書	3-16	第3章 第4節 1(8)③b	プレジデンシャルボックスの投擲防止とは具体的に何を防止するのかご教示願います。	プレジデンシャルボックスより上段に位置する観客席から、物などが投げ込まれるといった事態を防ぐものとします。
30	業務要求水準書	3-24	第3章 第4節 3(1)⑦	浸水レベルの設定をご教示願います。	新宿区洪水ハザードマップを踏まえ、浸水レベルを適切に設定してください。
31	業務要求水準書	3-24	第3章 第4節 3(2)①a	電灯幹線の整備にあるテナント用及び通信業者用とは具体的にどの部屋・部分を指すのかご教示願います。	テナント用は、売店、託児所、キッズルーム及びラウンジを想定しています。 通信業者用は、サーバールームを想定しています。
32	業務要求水準書	3-25	第3章 第4節 3(2)①b	フィールド内及びデッキ部分に設ける電源盤の用途と面数をご教示願います。	用途は、フィールド上に設置される電光式看板等(200V)の電源や催し用テント内で使用する電源などを想定しています。 面数は、それぞれ均等に設置し、計画は以下を想定しています。 ・フィールドレベルは、開閉器(100A×2)盤を6面程度 ・デッキ部分は、開閉器(100A×1)盤を8面程度

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
33	業務要求水準書	3-25	第3章 第4節 3(2)①f	大規模国際大会等の開催時における電源車に対する配線ルートについて、どのように想定するのかご教示願います。	オリンピック・パラリンピック競技大会後の大規模国際大会時にフィールドや観客席上部などに仮設置する演出用照明の電源、仮設音響設備の電源や仮設大型映像装置の電源などを想定しており、配線ルートは本事業内において整備する必要があります。
34	業務要求水準書	3-25	第3章 第4節 3(2)③a	カメラ中継の撮影場所の想定があれば、ご教示願います。	カメラの位置については、現時点では未定です。
35	業務要求水準書	3-26	第3章 第4節 3(2)③ a(i)	「競技用照明の(LED照明器具)の仕様及び配線計画は、組織委員会の承諾を得る必要がある」との記述がございますが、見込んでいる仕様・配線計画と異なる場合には、精算すると考えて宜しいでしょうか。	提案事業費については新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び業務要求水準書P3-41 第3章第5節2.(1)に記載のとおりです。 また、組織委員会の承諾を得るための条件については、競争参加資格の認定を受けた応募者に開示するため、競争参加資格確認結果の通知後に、守秘義務契約を締結した上で開示します。
36	業務要求水準書	3-26	第3章 第4節 3(4)①c	オリンピック・パラリンピック競技大会時のみに使用する特別高圧受変電設備の設置スペースの想定があれば、ご教示願います。	【添付資料11】「各室性能表」維持管理機能 機械室・シャフトの面積の範囲内において、通常時の特別受変電設備の更新スペースを確保し、そこにオリンピック・パラリンピック競技大会時のみに使用する特別高圧受変電設備を設置することとしています。
37	業務要求水準書	3-27	第3章 第4節 3(4)③	「系統連系を行う場合は、商用電力に逆潮流しない計画とする」との記述がございますが、太陽光発電設備は逆潮流を考慮する計画としても宜しいでしょうか。	太陽光発電設備について、系統連系を行う場合は、商用電力に対して逆潮流しない計画とします。
38	業務要求水準書	3-28	第3章 第4節 3(6)②	「組織委員会が実施する連動試験」と記述がございますが、連動用のシステム・盤は本工事で想定すると考えて宜しいでしょうか。	別途工事となります。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
39	業務要求水準書	3-28	第3章 第4節 3(7)①b	施設運営及びメディアに快適なネットワーク環境とは具体的に何かご教示願います。	フィールド、施設運営執務室やメディア活動エリアにおいて、大会運営及びメディア活動に支障の無い通信速度を確保した環境のことを言います。
40	業務要求水準書	3-28	第3章 第4節 3(7)①d	外部者が敷設する臨時回線の数量の想定についてご教示願います。	臨時回線の数量は、500回線程度を想定しています。
41	業務要求水準書	3-28	第3章 第4節 3(8)①c	防災センター、VVIP室の電話機が使える「非常時」とは具体的にどの様な非常時を想定するのかがご教示願います。	「非常時」とは、停電補償の電力を失い、全ての電力が喪失した状況を想定しています。
42	業務要求水準書	3-29	第3章 第4節 3(9)②b	陸上競技計時設備は、オーバーレイとレガシーで何が必要かご教示願います。	<p>オリンピック・パラリンピック競技大会後の「陸上競技計時設備」は、第1種公認陸上競技場及びCLASS1認証競技場における、様々なトラック競技大会が開催できるトラック競技・フィールド競技の計時・計測・表示機器及び競技データ処理のためのシステム、大型映像装置への競技別スコアを描画するスポーツ運用操作システム等で構成された設備を想定しています。</p> <p>なお、上記設備及び陸上用器具を運用するために必要となる、電源及び電源供給・信号供給ラインの配管・配線も併せて整備する必要があります。</p> <p>各種機器の構成等は、添付資料（追加1）【機器構成一覧】を参照してください。</p> <p>オリンピック・パラリンピック大会時の整備内容は、業務要求水準書P3-29 第3章第4節3(9)③のとおりであり、機器等については別途工事となります。</p>

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
43	業務要求水準書	3-33	第3章第4節4(4)③	「競技場の保全を図るシステムとして、設備系機器を中心に統合的監視を行う統合監視設備の設備スペースを想定し、配線ルートを整備する」とございますが、具体的にご提示願います。	防災センターに設置される中央監視設備とは別に、設備（防犯、防災、照明、電力、空調等）を統合監視するシステムを管理運営本部に別途工事で設置することを想定していません。防災センターから管理運営本部までの保護管及びケーブルラック等を用いた経路を整備してください。
44	業務要求水準書	3-39	第3章第5節2(1)②	建築主都合による仕様変更でコスト比較実施時のコスト変動が5%を超える場合も変更金額一覧表と根拠資料の提出及びJSCへの報告・確認が必要かご教示願います。	変更の起因者にかかわらず、業務要求水準書P3-39 第3章第5節2(1)②に記載のとおりとします。
45	業務要求水準書	3-39	第3章第5節2(1)③	コスト縮減提案が受け入れられず、事業費の遵守が困難となった場合、どのような対応を図るのか、ご教示願います。	<p>受注者は、技術提案書記載の提案事業費を遵守していただく必要があります。提案事業費の遵守については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び業務要求水準書P3-39 第3章第5節2(1)に記載のとおりです。</p> <p>発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、事業費の取扱については、慎重な検討及び対応が必要となります。</p> <p>なお、新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）の契約締結後は、工事請負契約基準第25条を適用することがあります。</p> <p>また、受注者は、事業費遵守のための現実的かつ実現可能な提案を行うべく、最大限の努力を行う必要があります。</p>
46	業務要求水準書	添付資料12-1	【工事】⑧	「総務省無線監視アンテナ設置工事」とございますが、本工事で基礎が必要であれば、数量・大きさ・仕様をご提示願います。	基礎は不要です。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
47	説明書	P. 25	15(1)③	質問書は「紙媒体で提出後、電子データの提出を求める」とございますが、電子データとは押印された書面のPDFデータではなく、書式のエクセルデータ（未押印）でよろしいでしょうか	貴見のとおりです。
48	説明書別添			併用方式を採用した際、設計、施工、工事監理の各業務を担当する企業体の構成会社が異なる場合は、共同企業体の競争参加資格審査申請書は、各々の企業体ごとに申請するという理解で宜しいでしょうか？	併用方式を採用した場合は、当該共同企業体の代表者（構成員の全社から提出された委任状を有する場合、又は構成員の全社の連名の押印済みの申請書を有する場合）が共同企業体の競争参加資格審査申請書を申請することとなります。
49	説明書別添			併用方式を採用した際、設計、施工、工事監理の各業務について、それぞれを単独の企業が実施する場合は共同企業体の競争参加資格審査申請書は、不要であると理解してよろしいでしょうか？	お尋ねにあるような、併用方式を採用して設計、施工、工事監理の各業務について、それぞれ単独の企業が実施するという事例は存在しないと思慮されます。（各業務をそれぞれ単体で実施する場合は、分担実施方式となります。なお、分担実施方式を採用した場合は、当該共同企業体の代表者（構成員の全社から提出された委任状を有する場合、又は構成員の全社の連名の押印済みの申請書を有する場合）が共同企業体の競争参加資格申請書を申請することとなります。）
50	参加表明書（書式）			様式が2種類ございますが、単独用と共同企業体用という理解で宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
51	参加表明書（書式）			共同企業体用の書式にて、〈印〉のマークが代表者の箇所のみとなっておりますが、押印は代表者のみで良いという理解で宜しいでしょうか？	当該書式と併せて構成員の委任状を提出する場合は、押印は代表者のみで差し支えありません。
52	参加表明書（書式）	別紙	2. (2)	「（前略）実施形態等について（提出）」の2. (2)における記載例の〇〇工事は異工種建設共同企業体の建築、電気などの工種を記載するという意図でしょうか？	貴見のとおりです。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
53	説明書	P. 7～19	4.(3) ④	設計、建設、工事監理の配置技術者について、実績要件の従事期間は全期間の半分以上の期間に従事していれば良いと考えてよろしいでしょうか？	各技術者に求める実績は、説明書P8 4 (3) ④、説明書P14 4 (4) ④及び説明書P17 4 (5) ⑤のとおりです。
54	説明書	P. 21	5.(4) ③	「配置予定技術者の従事状況の証明書類」とございますが、CORINS未登録の場合は、所属企業の代表者による「従事証明書」を提出することで宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
55	説明書	P. 20	5.(1)	優先交渉権者に選定後、代表者からの委任状をもって、受任者が事業協定書、事業契約等の各種契約押印手続きを行うことは可能と理解してよろしいでしょうか？	優先交渉権者に選定後、代表者からの委任状をもって、受任者が手続を行うことは可能ですが、共同企業体で参加する場合は、構成員から代表者への委任権限の内容に復代理人選定に関することを含めるよう留意してください。
56	説明書	P. 26	15.(3)	「競争参加資格の有無の通知後に、競争参加資格を有する者から質問を受け付けることとし、質問方法は競争参加資格の有無の通知とともに通知する」との記載から、通知後に再度、説明書等の内容に関し質疑させて頂き、ご回答頂けるという理解で宜しいでしょうか？なお、その場合における質疑出来る期日（提出期限）をご教示願います。	前段については、貴見のとおりです。 後段の提出期限については、競争参加資格の有無の通知とともに通知いたします。
57	説明書	P. 8	4(3)④ アb i	「ホール等」の事例として「各種屋内アリーナ、劇場、映画館」とありますが、客席部分に屋根がついた競技施設（観客席数1,000以上、延べ床面積10,000㎡以上）は含まれるでしょうか？	当該施設が、壁及び屋根等で囲まれた屋内施設の場合は含みます。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
58	業務要求水準書	ii		目次の最後にく技術提案参加者に守秘義務契約を締結した上で示す資料>として資料1から資料7までございます。 技術提内容の検討に必須の情報であることと、技術提案作成期間が非常に短いことを鑑み、参加表明書、競争参加資格確認申請書の提出の前に、守秘義務の旨の書類を提出することにより、資料開示を頂けないでしょうか？	競争参加資格確認結果の通知後に、守秘義務契約を締結した上で開示することとしています。
59	業務要求水準書	ii		目次の最後にく技術提案参加者に守秘義務契約を締結した上で示す資料>として資料1から資料7までございます。 技術提内容の検討に必須の情報であることと、技術提案作成期間が非常に短いことを鑑み、この資料1から資料7までは、少なくとも参加表明書、競争参加資格確認申請書の提出と同時に開示して頂きたいと考えますが、開示時期についてのお考えをお示し下さい。	質問番号58の回答のとおりです。
60	誓約書（書式）			共同企業体にて参加する場合、本書面は代表者1社が提出すると理解してよろしいでしょうか。あるいは、構成員の全社が提出するという理解で宜しいでしょうか？	構成員の全社から提出することとしてください。
61	秘密保持に関する誓約書（書式）			共同企業体にて参加する場合、本書面は代表者1社し、構成員の各社は提出は不要と理解してよろしいでしょうか？	当該書式と併せて構成員の委任状を提出する場合は、代表者のみで差し支えありません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
62	競争参加資格確認申請書（書式）			参加要件にある、文科省「一般競争参加者の資格」を受けている事を証明する資料は添付不要と理解してよろしいでしょうか？	<p>文部科学省における「一般競争参加者の資格」を受けている事を証明するため、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを添付してください。</p> <p>ただし、競争参加表明時に認定を得ていない者については、写しの添付は不要ですが、技術提案書の提出時に同資格を満たしていることを条件として、競争参加資格を有することを確認しますので、当該確認を受けた者が技術提案書の提出時に当該資格を満たしていないときは、競争参加資格を失います。</p>
63	競争参加資格確認申請書（書式）			「記」以降の書類リストは事例であり、添付する資料に従って修正して使用すると理解してよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
64	競争参加資格確認申請書（書式）			「記」以降の書類リストにて、「説明書に定める設計実績を記載した書面」と「説明書に定める工事監理の実績を記載した書面」がございますが、工事施工の実績は求められており書式もございますが、設計と工事監理は要件を求められておらず、書式もございません。対応についてご指示願います。	<p>「説明書に定める設計の実績を記載した書面」と「説明書に定める工事監理の実績を記載した書面」については、企業としての要件は求めているため、提出は不要とします。</p> <p>しかしながら、「説明書に定める配置予定の技術者の資格及び実績等を記載した書面」については、設計及び工事施工、工事監理の配置予定技術者に関して作成・提出することとしてください。</p>
65	施工実績			1社が複数の工種を担当する場合は、工種ごとに別葉で作成すると理解してよろしいでしょうか？	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、その場合において、同種又は類似工事の施工実績に同一契約の工事が含まれる場合は、契約書等の証明書類は兼用しても差し支えありません。</p>

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
66	説明書	25	15- (1) - ①	<input type="checkbox"/> 本説明書に対する質問 : 提出期間 ・平成27年9月2日から平成27年9月11日17時00分 まで (必着) →9月11日以降競争参加資格の有無の通知を出す 前までの期間は、質疑は受け付けないということ でしょうか。	貴見のとおりです。
67	説明書	26	15- (2) - ①	<input type="checkbox"/> 本説明書に対する質問 上記項目のつづき : 閲覧期間 ・平成27年9月16日から平成27年11月13日17時00 分まで →提案書の提出が11月16日のため、回答が11月13 日では計画に反映できません。1週間以内に随時 回答をお願いします。	説明書P26 15 (2) ①に記載のとおり 「ただし、回答書は作成したものから順次閲 覧に供するものとする。」こととしておりま す。
68	説明書	26	15- (3)	<input type="checkbox"/> 本説明書に対する質問 上記項目のつづき : 質問方法等 ・上記のほか、競争参加資格の有無の通知後に、 競争参加資格を有する者から質問を受けつけるこ ととし、質問方法等は競争参加資格の有無の通知 とともに通知する。 →質疑の最終期限、回答期限をご指示ください。	質疑の提出期限及び回答期限については、 競争参加資格の有無の通知とともに通知いた します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
69	説明書	26	15- (3)	<input type="checkbox"/> 本説明書に対する質問 上記項目のつづき : 質問方法等 ・上記のほか、競争参加資格の有無の通知後に、 競争参加資格を有する者から質問を受けつけるこ ととし、質問方法等は競争参加資格の有無の通知 とともに通知する。 →参加資格を得た全てのチームに質疑内容と質疑 回答を開示すると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

添付資料（追加1）【機器構成一覧】

1. トラック計時計測装置関連		
(1) 写真判定装置	2台1式	
(2) 不正スタート発見・検出装置スターティングブロックシステム	3組(スタート30台)	
(3) スタート信号発信装置	1式	
(4) 電子音式信号発信装置	3組	
(5) スターター拡声装置	8台1式	
(6) トラックタイマー表示システム	2組	
(7) ビームユニット	2組	
(8) 周回表示盤	1台	
(9) 超音波風速計	2組	
(10) 風速・風力表示盤	2組	
2. フィールド計時計測装置関連		
(1) 超音波風速計	3組	
(2) 風速・風力表示盤	3組	
(3) 走幅跳・三段跳用距離測定装置	2組	
(4) 光波距離計	3組	
(5) フィールド制限時間告知装置	6組	
(6) フィールド表示装置	6組	
3. 競技処理コンピュータ装置関連		
(1) 陸上競技大会運営情報処理システム	1式	
4. スポーツ競技運用操作装置関連		
(1) 陸上競技データ表示システム	1式	
5. 競技運営用インカム装置関連		
(1) メインステーション/グーズネックマイク	1式	
(2) ベルトバック/ネックセットマイク	1式	
(3) スピーカーステーション/グーズネックマイク	1式	
(4) インカムケーブル	1式	
6. ジャンクションボックス・コネクタボックス		
(1) 屋外ジャンクションボックス	1式	
(2) 屋内ジャンクションボックス	1式	
(3) 機器接続コネクタボックス	1式	
7. 設置、配線、結線工事		
(1) 陸上競技計時計測機器据付調整工事	1式	
(2) ジャンクションボックス取付結線防水工事	1式	
(3) 信号線配線工事	1式	
(4) 陸上競技計時装置電源配線工事（ハンドホール含む。）	1式	

## 回 答 書

競争加入者各位

契約担当役  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
 理事長 河野 一郎  
 (公 印 省 略)

事業名：新国立競技場整備事業

平成27年9月10日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
70	2-1. 説明書・ 説明書添付 添付資料3	2	3. (5) ①	工事費上限額1,550億円の内訳であるa. 本事業における工事施工等業務（工事施工）に係る費用とb. 別途工事に係る費用は添付資料3に示す本事業と別途工事の欄に合わせて対応していると考えて宜しいでしょうか。 そうでなければ、別途工事として計上してある別途工事上限額：22億円の整備内容をご提示頂けますか。	工事費の上限額1,550億円の内訳であるaとbは、添付資料3の本事業と別途工事の欄に合わせて対応していません。 別途工事の内容は、インフラ移設・撤去工事や、明治公園橋（明治公園と東京体育館の連絡橋）・都立明治公園とりこわし工事、道路暫定線形工事等を予定しており、本事業以外で別途行うものです。
71	2-1. 説明書・ 説明書添付 添付資料3	2	3. (5) ①	工事費上限額1,550億円の内訳であるa. 本事業における工事施工等業務（工事施工）に係る費用とb. 別途工事に係る費用のうち、別途工事は本事業対象外と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
72	2-1. 説明書・ 説明書添付	3	3. (6)	事業スケジュールの完成・引渡しの目標は、平成32年1月31日としておりますが、本敷地外である歩行者デッキ1号・2号等も同様の目標と理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
73	3. 新国立競技場の整備計画 別紙1～3		全般	新国立競技場の整備計画、別紙1～3の資料の位置づけは、関係閣僚会議の資料で発注者側が実施する内容を示すものであり、本事業の要求水準の一部ではなく、応募者に参考として示すものと考えて宜しいでしょうか。	「新国立競技場の整備計画」については、応募者に参考として示しているのではなく、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議で決定された内容であることをご認識ください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
74	3. 新国立競技場の整備計画	別紙1	(1)	施設の機能について「原則として競技機能に限定する」の「原則として」の但し書きの意図をご教示ください。	新国立競技場の施設構成として、競技機能以外に業務要求水準書第3章第2節1. 表2の導入機能に示すメディア機能やホスピタリティ機能などが競技大会の開催に必要であると想定しています。
75	13-1. 業務要求水準書		全般	どこまで本事業に含んでいるか不確かな「・・・等」というような事項や定性的な曖昧な記述が要求水準にあります。要求水準において想定できない事項や具体的に指定されていない事項は、事業提案によるものとして考えて宜しいでしょうか。 また、事業契約後に想定外及び実施すべき事項が明らかになり、事業者の想定と差異があった場合は、要求水準書第3章第5節2 (1) ③に従い、措置頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	業務要求水準書において求めている性能を満たした整備をする必要があります。 なお、受注者は業務要求水準書【参考資料19】「要求水準確認計画書の標準」を参考にJSCと協議の上で作成し、JSCに提出する必要があります。 要求水準の変更が生じた場合、受注者は技術提案書記載の提案事業費を遵守していただく必要があります。提案事業費の遵守については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び業務要求水準書第3章第5節2. (1)に記載のとおりです。
76	13-1. 業務要求水準書	2-1	第1節1. (1) (2)	設計業務及び工事施工等業務の中にある「必要となる調査」とは、何を想定されてさせていますか。発注者側が的確に示して頂けないとコスト算出できません。発注者側が想定されていなく示して頂けない場合、その後、調査が必要になった場合は、別途予算として考慮して頂けると考えて宜しいでしょうか。	「必要となる調査」については、法令上の諸条件の調査、上下水道・ガス・電力・通信等の供給状況調査、敷地調査、周辺環境調査、近隣建物の建物外観調査、公共事業労務費調査及びその他本事業を遂行する上で必要となる調査を想定しています。 その他本事業を遂行する上で必要となる調査については、受注者の提案によって異なるため、受注者において適切に想定し、その費用を見込むものとします。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
77	13-1. 業務要求水準書	2-1	第1節2. (2)	本事業に含まれている範囲として「歩行者デッキ1号、デッキ2号等」とありますが、「等」には、東京体育館の改修設計・改修工事・改修のための解体工事・改修に伴うの必要な調査は含まれますか。含まれる場合は、具体的な要求水準を示して頂けませんか。(例えば、東京体育館側の建物位置・レベルの測量及び設備ルート等の調査は含まれますか。)	「歩行者デッキ1号、歩行者デッキ2号等」の「等」については、業務要求水準書P2-5 第2章第2節2 (2) のとおり、「渡し部分」や「接続部分」を含みます。整備にあたり、先立つ必要な調査も本事業の業務に含まれます。なお、業務要求水準書P2-5 第2章第2節2 (3) ③に記載のとおり、設計にあたり公園管理者や東京体育館の指定管理者と協議をして下さい。
78	13-1. 業務要求水準書	2-1	第1節2. (2)	本事業に含まれている範囲として「歩行者デッキ1号、デッキ2号等」とありますが、工事期間は道路の一部を占有するため、工事の際に道路占有料が発生しますが、道路占有料は別途と考えて宜しいでしょうか。	新国立競技場整備事業(第I期)特記仕様書P6 6. (1) 3)に記載のとおり、本事業の業務に含まれます。
79	13-1. 業務要求水準書	2-1	第1節2. (3)	道路線形変更工事の中に都道414号、区道43-670号の敷地側道路(歩道)にガードパイプの追加設置は含まれますか。含まれる場合は、設置範囲や具体的な仕様をご教示下さい。	【参考資料1】「線形変更協議図」を参照のこと。ちなみに、旧計画においては、都道414号部は約300m、特別区道43-670号部は約160m、横断防止柵を追加設置することにしました。道路線形変更工事に付帯するガードパイプ設置等は本事業に含まれます。横断防止策の設置や仕様等は、道路管理者と協議の上、整備してください。
80	13-1. 業務要求水準書 参考資料1	2-1	第1節2. (3)	都道414号の道路線形変更工事(参考資料1)の中に南西側の2つの都営バス停留所の移設があると読み取れますが、バス停の設計・申請対応(路上協議会も含む)・建設工事は本事業に含まれていると考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、都道414号は都道418号の誤りと思われれます。
81	13-1. 業務要求水準書	2-1	第1節2. (3)	道路線形変更工事にあたり、工事期間は道路の一部を占有するため、工事の際に道路占有料が発生しますが、道路占有料は別途と考えて宜しいでしょうか。	新国立競技場整備事業(第I期)特記仕様書P6 6. (1) 3)に記載のとおり、本事業の業務に含まれます。
82	13-1. 業務要求水準書	2-2	第2節1. (1)	特別区道43-660号、43-680号が廃道予定となっていますが、廃道スケジュールについてご教示ください。また、廃道手続きは、本業務範囲外という理解で宜しいでしょうか。	特別区道43-660号、43-680号は、本体工事着手までに廃道される予定です。また、廃道手続きは本業務の範囲外です。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
83	13-1. 業務要求水準書	2-2	第2節1. (1)	絵画館前に「サブトラック等ウォームアップ施設」とありますが、本事業対象外と考えて宜しいでしょうか。含まれる場合は、仕様をお示し下さい。	本事業に含まれている範囲は、業務要求水準書P2-1 第2章第1節2. 本事業に含まれている範囲によります。 「サブトラック等ウォームアップ施設」は、本事業の対象外です。
84	13-1. 業務要求水準書	2-2 3-12	第2節1 (1) 第4節(4)g	オリンピック・パラリンピック時のサブトラックの位置は2-2で絵画館前広場に設置されることが示されています。サブトラックからの連絡動線を示すよう技術提案書作成要領 p.2で要求されていますが、オリンピック・パラリンピック時の観客動線・セキュリティー計画が設計条件となりますので、提示をお願いします。 また、オリンピックパラリンピック終了後はサブトラックへの連絡通路は機能的には不要となると考えてよろしいでしょうか。車両対面通行が条件とされていることから、地下トンネルとした場合、竣工後の無駄が大きいため、確認させていただきたく思います。	(近日中に回答します。)
85	13-1. 業務要求水準書	2-2	第2節1. (1)	区道廃道部分の道路下に既存埋設インフラがありますか。もしある場合、設備盛替えや解体撤去は本事業対象外とし、別途と考えて宜しいでしょうか。	区道廃道部の既存埋設配管等は、本事業の工事着手前に別途実施することとしています。
86	13-1. 業務要求水準書	2-2	第2節1. (1)	区道廃道部分の解体撤去は、本事業対象外とし、別途と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
87	13-1. 業務要求水準書	2-2	第2節1. (6)	本工事及び本計画において車両出入口を設置するにあたって、公道の歩道部分を深さ50cm程度掘削する場合がありますが、土壌汚染調査には影響ないと考えて宜しいでしょうか。もし、影響がある場合は土壌汚染手続及び対策費用は別途と考えて宜しいでしょうか。 別途ではない場合、土壌汚染対策に関連して出入口の位置に条件がある場合はお示し下さい。	新国立競技場整備事業（第I期）特記仕様書P6 6. (1) 3)に記載のとおり、設計業務に必要な手続き及び費用は本事業の業務に含まれます。また、整備に必要な費用は本事業の業務に含まれます。 土壌汚染対策に関連する条件は、【参考資料11】「土地履歴調査等概要」を参照してください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
88	13-1. 業務要求水準書	2-3	第2節1. (4)	要求水準書に示す①～⑥以外の敷地内残置物があった場合は、本業務対象外でしょうか？本業務に含む場合は、それらの取り扱い方針についてご指示下さい。また、想定外の敷地内残置物による工事（工期等を含む）への影響を織り込み済みの工事期間と理解して宜しいでしょうか。	本事業の対象内です。 ①～⑥以外の敷地内残置物があると判明した場合は、遅滞なく発注者に報告しその取り扱いについて協議してください。 なお、提案事業費については新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び業務要求水準書第3章第5節2(1)に、完成期限については新国立競技場整備事業に関する事業協定書第12条及び業務要求水準書第3章第5節2(3)に記載のとおりです。
89	13-1. 業務要求水準書	2-5	第2節2. (2)	「歩行者デッキ1号は、北部分は将来整備とし、本事業では南部分を整備する。」とありますが、歩行者デッキ1号北部分の整備及び東京体育館第一駐車場改修（解体撤去及び防火水槽等の干渉の解消を含む）に係る費用は、本事業の工事費上限額とは別途と考えて宜しいでしょうか。	本事業の対象外です。
90	13-1. 業務要求水準書	2-5	第2節2. (2)	「歩行者デッキ1号は、北部分は将来整備とし、本事業では南部分を整備する。」とありますが、東京体育館側の建築基準法第12条5項等、東京体育館敷地内で生じる申請業務も含まれると考えて宜しいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第I期）特記仕様書P6 6. (1) 3)に記載のとおり、本事業の業務に含まれます。
91	13-1. 業務要求水準書	2-5	第2節2. (2)	「歩行者デッキ2号が、新明治公園への接続工事（エレベーターや階段の設置等）についても本工事に含まれる。」とありますが、「等」とは何を示しますか。接続するために区児童遊園や都営アパートの必要な一部解体撤去や一部再整備は、本事業対象外と考えて宜しいでしょうか。	「等」とは、エレベーターや階段以外の接続工事のことをいいます。接続するために必要となる工事は、本事業に含まれます。
92	13-1. 業務要求水準書	2-5	第2節2. (2)	「歩行者デッキ2号が、新明治公園への接続工事（エレベーターや階段の設置等）についても本工事に含まれる。」とありますが、階段横に外部エスカレーターは設置しないものと考えて宜しいでしょうか。	安全性確保やユニバーサルデザインに配慮した動線計画とするための接続工事を適切に設計してください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
93	13-1. 業務要求水準書	2-5	第2節2. (2)	「横断先の西部分の橋脚は、東京体育館第2駐車場の出入口と干渉することから、出入口・標識等の位置変更や植栽等の撤去等の工事が見込まれ、当該工事は本工事に含まれる。」とありますが、設備関連（監視カメラ等）の移設や解体撤去等もあれば具体的にご教示下さい。	本業務の設計となるので、公園管理者等と調整し、整備をしてください。
94	13-1. 業務要求水準書	2-5	第2節2. (2)	添付資料7：歩行者デッキ1号整備概要、添付資料8：歩行者デッキ2号整備概要には、外灯設置や設備（照明等）の与件がありませんが、具体的にご教示下さい。	業務要求水準書P3-31第3章第4節3. (17)、道路照明施設設置基準及びLED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）を参照に整備する必要があります。 なお、行政機関との協議が必要となります。
95	13-1. 業務要求水準書	2-5	第2節2. (2)	歩行者デッキ2号が既存感知器と干渉し、移設が必要かと思われませんが、ご指示下さい。	整備に際し、既存感知器の移設が必要となります。歩行者デッキ2号の整備に伴い必要となる既存感知器の移設は、本事業に含まれます。
96	13-1. 業務要求水準書	2-5	第2節2. (2)	新計画案となった場合、本事業において公共施設管理者同意の手続きは必要と考えて宜しいでしょうか。	開発許可申請にあたり、公共施設管理者の同意は必要となります。
97	13-1. 業務要求水準書	2-5	第2節2. (2)	切土・盛土の造成行為、廃道部分を宅地に変更する行為等による区画形質の変更が必要であるため、本事業において開発許可手続きは必要である、という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
98	13-1. 業務要求水準書	2-5	第2節2. (3) ①	旧計画との比較を見込み、「（仮称）新計画報告書」を作成することとありますが、新計画案とした場合、本事業において神宮外苑地区地区計画企画提案書の一部見直し報告の手続きは必要である、という理解で宜しいでしょうか。	業務要求水準書P2-5 第2章第2節2 (3) ①のとおりです。新計画に関し、旧計画の見直し報告ではなく、企画提案書と同様の（仮称）新計画報告書を作成し提出します。
99	13-1. 業務要求水準書	2-5	第2節2. (3) ③	歩行者デッキ1号と渡し部分の設計（東京体育館第2駐車場の改修設計等を含む。）とありますが、サブアリーナのCWも含まれるのでしょうか。改修内容（建築・電気・機械）を具体的にご教示下さい。	本業務の設計となるので、東京体育館等と調整し、整備をしてください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
100	13-1. 業務要求水準書	2-6	第2節3	<p>周辺インフラ埋設状況は、添付資料10に示す内容がすべてである、と理解してよろしいでしょうか。その他のインフラ管がある場合は、その情報提示をお願い致します。また、周辺道路におけるインフラ管切り回し工事内容、進捗についてでもご提示ください。</p> <p>想定外の周辺インフラ埋設があることが明らかになり、工事への影響（工期等を含む）があった場合、変更協議及び変更対応に応じて頂けると理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>添付資料10に示す内容は、旧計画における引込位置図を示しているものであり、敷地外の全ての周辺インフラを記載しているものではありません。</p> <p>周辺インフラの整備状況等については、受注者に対し資料提供を行うこととしています。</p> <p>本事業の工事の内容に疑義等が生じた場合は、監督職員と協議となります。なお、提案事業費については新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び業務要求水準書P3-39 第3章第5節2(1)に、完成期限については新国立競技場整備事業に関する事業協定書P5 第12条及び業務要求水準書P3-41 第3章第5節2(3)に記載のとおりです。</p>
101	13-1. 業務要求水準書	3-2	第2節1.	この施設の建築確認申請上の用途をご指示ください。	【添付資料11】「各室性能表」を参照のうえ、建築確認申請上の用途を設定してください。
102	13-1. 業務要求水準書	3-2	第2節1. ①	「オリンピック・パラリンピック競技大会の陸上競技、サッカーの開催が可能な水準の競技等機能、開閉会式開催に必要な機能を整備する」となりますが、必要な機能である具体的な整備内容をご教示下さい。	業務要求水準書第3章各節に記載の内容のほか、【添付資料2】「適用基準等一覧」(1)各競技の関連規定を確認すること。なお、サブトラックは本事業の対象外ですが、業務要求水準書P3-12 第3章第4節1(4)③a)に示す競技者専用の連絡通路は本事業の対象です。
103	13-1. 業務要求水準書	3-2	第3章第2節1	「オリンピック・パラリンピック競技大会の～開閉会式の実施に必要な機能を整備する。」とありますが、開閉会式の内容は未定であるため、演出にかかわる仮設設備など(ロンドンオリンピック時に仮設された類の設備。開閉会時に仮設される、工作物、美術、吊りもの機構、迫り機構、照明、音響、特殊演出機器、芝養生装置、芝の再敷設、その他演出装置)はすべて持ち込みや別途対応と考えて宜しいでしょうか。	【添付資料12】「オーバーレイ工事等の内容」【工事】②に記載のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
104	13-1. 業務要求水準書	3-3	第2節1. ⑥	<p>東京都帰宅困難者対策条例、新宿区地域防災計画等を踏まえ、防災機能を整備するとありますが、施設整備として具体的にどこまでの整備が必要か不明です。事業提案によるもので宜しいでしょうか。或いは、具体的にお示し下さい。例えば、従業員向けの3日分の水、食料等の備蓄品は本事業対象外でしょうか。本事業に含まれる場合、防災備蓄倉庫は添付資料11では480㎡ですが、何人分の備蓄品を用意される必要がありますか。</p> <p>一時滞在施設として指定を受けますか。帰宅困難者を受け入れる場合、実際の運営を考慮し、人員規模（イベント時、平常時共）もお示し下さい。</p> <p>帰宅困難者を支援するため、水やトイレ等を提供する施設の整備は必要でしょうか。</p> <p>最大8万人のイベント時の防災機能の整備として何が必要でしょうか。</p>	(近日中に回答します。)
105	13-1. 業務要求水準書	3-4	第3章. 第2節. 2. (1) ①③	<p>本事業では、約6.8万席の整備で8万席以上の確保する整備は、別途という理解をしておりますが、大会後に想定する表3に示す8万席以上の設計は、本業務対象外と理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>本事業で整備する範囲は、貴見のとおり6.8万席ですが、8万席以上の設計は本業務の対象となります。</p>
106	13-1. 業務要求水準書	3-4	第3章. 第2節. 2. (2) 表3	<p>表3のオリンピック競技大会開催時及びオリンピック・パラリンピック競技大会終了後共に、車いす席はその都度、一部仮設対応する計画とすることも宜しいでしょうか。</p>	<p>質問内容にある仮設の程度は不明ですが、オリンピック競技大会開催時及びオリンピック・パラリンピック競技大会終了後共に仮設対応は不可です。なお、パラリンピック競技大会開催時については、業務要求水準書P3-4 第3章第2節2 (1) ②に記載のとおりとします。</p>

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
107	13-1. 業務要求水準書 (第I期)特記仕様書	3-6 5	第3章. 第3節. 2. ① b) II 6. (1) 2) ⑩ ア.	業務要求水準書(p. 3-6)では、環境配慮目標の設定において、CASBEEによる評価Sランクとの記述があり、一方で、(第I期)特記仕様書(p. 5)の設計業務の追加業務において、CASBEE評価のBEE値が1以上(つまりB+ランク以上)との記述がありますが、実施設計の最終段階では、(第I期)特記仕様書のB+ランク以上が優先されると理解して宜しいでしょうか。	業務要求水準書が優先されるものであり、CASBEE評価Sランクとなるよう、BEE値が3以上となることを確認するものとします。
108	13-1. 業務要求水準書	3-9	第3章第3節2. (4)②e)	設計与件ではフィールド上部は解放されているなどのため、周囲への音伝搬対策は、周囲への騒音漏れを完璧に防ぐものではないと考えて宜しいでしょうか。	周囲への騒音漏れを完璧に防ぐものではありませんが、周辺への影響を極力押さえる計画としてください。
109	13-1. 業務要求水準書	3-11	第4節1. (4)① b)	「タクシーの利用者が、本施設にアクセスできるよう計画する。」とは敷地内にタクシー降車場を設ける整備と理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、乗降場として計画してください。 また、大会関係者エリアと配置及び動線が重複しない計画としてください。
110	13-1. 業務要求水準書	3-12 3-19	第4節(4)g	3-12ページでは 建屋内の車路は全て「有効高さ6m以上の車路」とするよう指示がありますが、3-19ページでは車路は「高さ4.1mの車両の通行が可能」とするよう定めてあります。高さ6m以上の高さクリアランスが必要な箇所の特定期間をお願いいたします。	有効幅10m以上、有効高さ6m以上の車路については、業務要求水準書P3-12 第3章第4節1(4)①g) によってください。
111	13-1. 業務要求水準書	3-13	第4節1. (5)④	VVIP、VIPエリアの安全性確保のため、防弾ガラスの設置する事については、防弾ガラスの範囲と防弾グレード(銃種類によるレベル)は事業提案によるものと考えて宜しいでしょうか。或いは、発注者側で想定されている防弾ガラスの範囲と防弾グレード(銃種類によるレベル)があれば、お示し下さい。	競争参加資格の認定を受けた応募者に開示するため、競争参加資格確認結果の通知後に、守秘義務契約を締結した上で開示します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
112	13-1. 業務要求水準書	3-16	第4節1. (5)④	防弾ガラスの設置については、プレジデンシャルボックスの観客席側を含めた全面ガラスを防弾ガラスとするという理解で宜しいでしょうか。	競争参加資格の認定を受けた応募者に開示するため、競争参加資格確認結果の通知後に、守秘義務契約を締結した上で開示します。
113	13-1. 業務要求水準書	3-17	第4節1. (8)⑨	一般席の幅がW460～480と記載されていますが、W500以上の確保は必要となりますでしょうか。また、W460～480とする場合、各席幅毎の割合や組合せ及びその範囲の制限はないと考えて宜しいでしょうか。	一般席の幅はW460～480以上としてください。 なお、W500以上の確保は提案によります。 また、W460～480とする場合、可能なかぎりW480の席を多く整備してください。
114	13-1. 業務要求水準書	3-18	第4節1. (10)①	競技等による観客の男女比構成割合の変化に対応できる計画とありますが、男女比は事業提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	男女比は、男：女＝6：4として算定するが、イベントの内容に応じて男女比が変動する場合は想定して、切り替えが可能な計画としてください。
115	13-1. 業務要求水準書	3-22	第4節2. (2)②	積雪荷重の「積雪後降雨による比重の増加」はどの程度見込めば宜しいでしょうか。	特段の規定値はありませんが、近年の異常気象をふまえ、多雪地域以外での豪雪やその後の降雨による比重の増加などを適切に評価のうえ、設計に反映させてください。
116	13-2. 業務要求水準書	3-22	2. (2)④	地震荷重の設定で、時刻歴応答解析を行わなかった場合にその他妥当な方法とありますが、60m以下の建物であった場合一般的な保有水平耐力計算を行い、重要度係数として1.25を考慮したのと考えてよいでしょうか？	高さが60m以下であっても、45mを超える場合には、建築構造設計基準の資料（国土交通省平成27年3月31日国営整第288号）や東京都の行政指導に従い、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得してください。45m以下の場合には、重要度係数をⅡ類（1.25）とし、各種基規準に基づく妥当な手法を用いてください。
117	13-3. 業務要求水準書	3-22	2. (2)⑤	施工期間中の適切な地震荷重及び風荷重等の具体的な想定レベルをご教示ください。	施工期間中における重要度係数による割増の規定はありませんが、公共建築工事標準仕様書1.3.7施工中の安全確保に従い、施工時の安全性検証を適切に行ってください。また、施工時の作業荷重による影響も十分注意してください。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
118	13-4. 業務要求水準書	3-22	2. (2)⑥	温度荷重に対するクライテリアをご教示ください。	温度変化による伸縮量大きい鉄骨の長大部材などが想定されるため、日本建築学会の規準等を参考に、建築物と取り巻く外気温度、日射温度等の温度条件から温度荷重を設定し、使用材料の特性を適切に評価した温度応力解析を行ってください。解析結果に基づき、存在応力や変形量を許容しうる部材設計、接合部設計等を適切に行ってください。
119	13-4. 業務要求水準書	3-23	2. (3)表4	スタンド（地上構造）、（地下構造）とありますが、本敷地の場合、半地下の部分が出てくる可能性があります。その場合のクライテリアはどちらに合わせるのかをご教示ください。	設計内容（どの程度まで土に接するか等）に応じて、適切に判断してください。
120	13-4. 業務要求水準書	3-23	2. (3)表5	免震部材に引張力が生じないとありますが、製品に許容される引張力を考慮しても宜しいでしょうか。 また、「設計限界変形」の定義をご教示ください。	原則として、免震部材（積層ゴム）に引張力が生じない設計とします。なお、やむを得ず、軽微な引張力が生じる場合には、当該設計において、構造評定の取得上支障がないことを前提に、発注者と協議してください。 設計限界変形とは、免震部材が鉛直荷重支持能力や水平抵抗力を喪失せず、免震建築物としての機能を喪失しない範囲の変形をいい、具体的には、免震層としてのクリアランスが不足することがないこと、免震部材が性能保証変形以内であること等を確認することになります。
121	13-4. 業務要求水準書	3-22	2. (2)①	オリンピックパラリンピックセレモニー演出用の吊り荷重600tの平面的な設定想定範囲をご教示ください。	過去の事例を参考に、オリンピック・パラリンピック競技大会時のセレモニー演出用機材として、セレモニー用のムービングライト・照明、映像装置、音響装置及びこれらを取り付けるトラス材等を、設置工事に必要なキャットウォーク等も含め、適切な位置に取り付けることのできる構造とする必要があります。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
122	13-4. 業務要求水準書	3-23	2. (4)	設計条件としての加速度計の設置は各床1か所で宜しいでしょうか。	設計対象建築物の平面形状や、重心位置、剛心位置等を勘案し、各指定階に複数個所（4カ所程度）を、発注者と協議のうえ適切に設定するものとします。 第3回質問番号16の回答のとおりです。
123				技術委員会以外に、JSCの構造的な技術アドバイザー等はどなたか予定していますでしょうか。	未定です。
124	13-1. 業務要求水準書	3-19	第4節1. (10) ④	「フィールドにアリーナ席を設ける場合」とありますが、フィールドに観客席を想定するのでしょうか	貴見のとおりです。
125	13-1. 業務要求水準書	3-20	第4節1. (12) ④	「VVIP用駐車場の出入口には、シャッターによる開閉機構を設け、車両突入防止対策（ボラード等）」とありますが、ボラードの場合、必要な数量、仕様、電動or手動、車両重量や車両時速の耐衝撃等のレベルを示して頂けませんか。	競争参加資格の認定を受けた応募者に開示するため、競争参加資格確認結果の通知後に、守秘義務契約を締結した上で開示します。
126	13-1. 業務要求水準書	3-20	第4節1. (14)	「要求水準にある記念品等については、新国立競技場内及び敷地内への再配置や保存を行う場所を検討し、必要に応じて、床や壁の補強を行う。」とありますが、記念品等の再配置工事は別途と理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
127	13-1. 業務要求水準書	3-20	第4節1. (16)	添付資料12「オーバーレイ工事等の内容」については別途、発注され、本事業対象外と考えて宜しいでしょうか。	【添付資料12】「オーバーレイ工事等の内容」については別途工事となります。
128	13-1. 業務要求水準書	3-25	第4節3. (2) ③	オリンピック・パラリンピック競技大会時と大会後の照明基準が記載されていますが、今回は両方の基準を満たすものを整備すると考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
129	13-1. 業務要求水準書	3-26	第4節3. (4)②	オリンピック・パラリンピック競技大会時のみに使用する高圧受変電設備は、接続される負荷が不明なため、変圧器まで（配電盤・低圧幹線は含まない）の整備と考えるて宜しいでしょうか。	オリンピック・パラリンピック競技大会時の最大需要電力は約15,000kWであり、大会後の最大需要電力は4,000～6,000kWを想定しております。 この最大需要電力を基に大会時のみに使用する設備容量を想定し、配電盤、低圧幹線及び分電盤等まで整備する必要があります。
130	13-1. 業務要求水準書	3-28	第4節3. (7)②	サーバールームから各所への情報用幹線、分岐配線を整備するとありますが、今回はルートのみ整備（配線は別途）と考えるて宜しいでしょうか。（添付資料3整備区分表による）	業務要求水準書P3-28 第3章第4節3. (7)②のとおり整備する必要があります。
131	13-1. 業務要求水準書	3-32	第3章. 第3節. 4. (2)	オーバーレイ工事においても、観覧席空調の仮設は行わないと考えるて宜しいでしょうか？	現時点では大会時に観客席の空調を増設する予定はございません。
132	13-1. 業務要求水準書	3-36	第3章. 第3節. 5. (2)③	土壌空気交換システムの可否を判断するために、温度、土壌水分量、日射量、風速など提示された条件の別の条件（例えば、土壌内酸素濃度、有毒ガス濃度など）はございませんでしょうか。	ありません。
133	13-1. 業務要求水準書	3-38	第4節5. (4)②	オリンピック旗（200旗程度）のポール等の設置、旗竿の長さ等は、事業提案によるものと考えて宜しいでしょうか。また、常設+オリンピック時の一部仮設でも宜しいでしょうか。	国旗等掲揚について掲揚方法の指定はございませんが、放送の観点も考慮のうえ、フィールド及び観客席から見やすい位置に掲揚することが条件となります。詳細は設計時の協議となります。大会後、撤去する提案も可能です。
134	13-1. 業務要求水準書	3-38	第4節5. (4)その他	競技場内に国旗等を吊り上げる昇降ボタンは必要でしょうか。必要であれば箇所数、位置、許容吊上げ荷重、仕様をお示し下さい。	（近日中に回答します。）
135	13-1. 業務要求水準書	3-38	第4節5. (4)その他	新しい聖火台は必要でしょうか。必要であれば、事業提案によるものと考えて宜しいでしょうか。また、立体都市公園や新明治公園内は、都市公園法により聖火台が設置出来ないものと考えて宜しいでしょうか。	新しい聖火台工事は本事業の対象外です。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
136	13-1. 業務要求水準書	3-39	第5節2. (1)③	「要求水準又は設計図書の変更に伴い、事業費の増加の恐れがある場合には、コスト縮減検討を行い、JSCと協議・調整して、事業期間に渡って事業費を遵守するものとする。」とありますが、工事費について正当な理由があれば、別途事業費で手当て頂けると考えて宜しいでしょうか。	<p>受注者は、技術提案書記載の提案事業費を遵守していただく必要があります。提案事業費の遵守については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び業務要求水準書第3章第5節2(1)に記載のとおりです。</p> <p>発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、事業費の取扱については、慎重な検討及び対応が必要となります。</p> <p>なお、新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）の契約締結後は、工事請負契約基準第25条を適用することがあります。</p>
137	13-1. 業務要求水準書	3-39	第5節2. (1)③	「要求水準又は設計図書の変更に伴い、事業費の増加の恐れがある場合には、コスト縮減検討を行い、JSCと協議・調整して、事業期間に渡って事業費を遵守するものとする。」とありますが、事業費の中に設計費が含まれています。設計変更や都市計画変更が生じた場合、設計変更費（申請含む）は、新たに生じる増額となり、コスト縮減できません。正当な理由があれば、別途設計費は手当て頂けると考えて宜しいでしょうか。	質問番号136の回答のとおりです。
138	13-2. 業務要求水準書添付資料	添付資料	①設計条件	デッキの荷重の欄について記載されている内容は、土木立体横断技術基準に示されているものと同等ですが、今回はこれに加えてメンテナンス車両がデッキ上を通過することが考えられる場合、荷重をもっと見込む必要がありますでしょうか。あるいは車両進入を防ぐボラード等を設置するのでしょうか。	メンテナンス車両の走行想定は不要です。なお、そのための対策については適切に整備することとします。
139	13-2. 業務要求水準書添付資料	添付資料9		デッキ1号の渡し部分が東京体育館側アトリウムと干渉しそうな位置にあります。この場合アトリウムの改造を前提としてデッキ構造を計画して宜しいでしょうか。	東京体育館の施設所有者、管理者と調整し、整備をしてください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
140	13-2. 業務要求水準書添付資料	添付資料9		デッキ1号の渡し部分の橋脚が東京体育館側敷地内に配置されますが、渡し部分（青の破線の範囲）に示す地下部分は、東京体育館本体構造がありますか。不明な場合は事業者による現地調査（コア抜きを含む）が必要と考えていますが、事業提案段階における渡し部分に計画する橋脚の設置範囲等に条件がある場合、お示し下さい。	設計に当たっては、現地調査を行い地下部分の確認を行うとともに、東京体育館の構造躯体に影響を及ぼさない設計とする必要があります。 事業提案段階においては、東京体育館の本体構造より離隔をとり、駐車場エリアに橋脚を設置する計画とする必要があります。
141	13-2. 業務要求水準書添付資料	添付資料11-1	各室性能表	競技空間の照明が停電時100%保安発電機での点灯となっていますが、発電機容量はオリンピック・パラリンピック競技大会後の照明基準100%を満たすものと考えて宜しいでしょうか。（大会時はオーバーレイ工事にて非常発電機を追加すると想定）	貴見のとおりです。
142	14. 新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	9	Ⅱ8.	東京体育館サブアリーナ・第2駐車場の改修設計、解体撤去等が本事業内であれば、成果物が不明です。お示し下さい。	東京体育館サブアリーナ・第2駐車場の改修設計は、業務要求水準書P2-5 第2章2(2)、及び【添付資料3】「整備区分表」1-3新築工事 歩行者デッキ1号整備工事 備考欄に記載のとおり、本工事に含まれます。 成果物は、新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書P14 8（1）②g. 土木（道路線形変更、歩行者デッキ1号・2号）に含まれます。
143	23. 新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書	別紙4の次頁	別図	別図に示す工事用地の範囲が本敷地内のみであり、歩行者デッキ1号2号や東京体育館側の改修工事、周辺道路線形変更工事が含まれていませんが、宜しいでしょうか。	歩行者デッキ1号、2号や東京体育館側の改修工事、周辺道路線形変更工事は、業務要求水準書P2-1第2章第1節2に記載があるとおり、本事業に含まれます。 東京体育館側の改修工事の工事用地及び周辺道路線形変更工事の作業帯については、所有者・管理者との協議により、受注者が準備するものとします。



## 回 答 書

競争加入者各位

契約担当役  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 河 野 一 郎  
(公 印 省 略)

事業名：新国立競技場整備事業

平成27年9月11日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
144	説明書	1	3. (1) ①	本事業が第Ⅰ期と第Ⅱ期に分けられている理由は何ですか？	説明書3 (3) ②に記載のとおりです。本事業を公募型プロポーザル方式（設計交渉・施工タイプ）により公募することは、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」により決定されたものです。
145	説明書	1	3	新国立競技場の事業者は誰ですか？	ご質問にある事業者が、本事業を完成させる者という意味であれば受注者です。事業者が発注者という意味であれば、独立行政法人日本スポーツ振興センターです。
146	説明書	2	3. (5) ①	周辺工事、とは具体的にどの部分の工事を指しますか？	先行実施する必要がある関連工事、立体都市公園、道路線形変更及び歩行者デッキ1号・2号等です。
147	説明書	22	8. (1)	中立かつ公正に審査・評価し、とありますが、具体的のどのような方策を以って行いますか？	説明書P22、23に記載のとおり、「新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会」において、「求める技術提案書及び審査基準について」に基づき審査します。 なお、技術提案書作成要領 1 総則にあるとおり、技術提案書、説明図及び説明書類には会社名等を記載しないこととしております。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
148	説明書	28	22. (5)	旧計画の設計内容は一部しか公開されておらず、意図せず旧計画の知的財産権を侵害する可能性があります。提出する資料等、今後の計画等が旧計画の知的財産権を侵害していないことを発注者はどのように確認しますか？	ご質問にある「今後の計画等」の具体的な内容は分かりかねますが、第三者の有する権利に関しては、説明書P28 22 (5)に記載のとおりです。
149	説明書/求める技術提案書及び審査基準について	4		点数を算定する際の係数は「D」の普通であることを基準に、これより優れているか劣っているかで係数が変わります。この普通であるという基準は、コスト・工期以外の数字では表せない部分において、どのように定められますか？	説明書P22、23に記載のとおり、「新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会」において、「求める技術提案書及び審査基準について」に基づき審査します。
150	新国立競技場の整備計画	2	5. (4)	特に配慮すべき事項の④維持管理コストの削減の実現には、大会後の事業予定者・管理運営主体との密接な計画が不可欠です。しかし、大会後の民間事業のビジネスプランは現段階で不明です。どのように大会後のスタジアム収益・維持管理コストを想定すればよいか、ご教示ください	大会後のビジネスプランは、今後検討することとしています。したがって、当初の競技場としての使用の他、8万席まで観客席を増設した場合や、将来の用途の変更などを適切に想定し、維持管理費を抑制するための設計上の具体的方策を提案していただくこととしています。
151	新国立競技場の整備計画	3	5. (5)	多様な財源によって事業費が賄われる場合、財源の出所によって使途が制限される場合があります。今回の第Ⅰ・Ⅱ期事業費はそのような制限がかからないと考えてよいですか？	本整備事業の財源については、今後早急に結論を得ることとしています。今後、本整備事業にご指摘のような支障が生じないように、調整して参ります。
152	新国立競技場の整備計画	5	別紙1, (2)	(2) 特に配慮すべき事項に、「日本らしさ」が加えられたのはなぜですか？	インターネット意識調査において、「日本らしさ（先端技術、クールジャパン、おもてなし、和風など）に配慮する」への投票が多かったことをふまえ、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において、特に配慮すべき事項として決定されました。
153	新国立競技場の整備計画	6	別紙2, (1)	工事費、項目②の周辺整備とは具体的に何を指しますか？	質問番号146の回答のとおりです。
154	新国立競技場の整備計画	6	別紙2, (1)	(注1) 先行実施する必要がある関連工事の費用20億円、は具体的に何の工事ですか？	第3回質問番号6の回答のとおりです。
155	業務要求水準書	3-5	3. (2)	建物高さの最高限度が都市計画で75mまでと定められているにもかかわらず、ここで建物の最高高さを70m以下としている理由を教えてください	明治神宮外苑の緑豊かな風格ある都市景観との調和に配慮した計画とするため、建物の最高高さを70m以下としています。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
156	業務要求水準書	3-32	4. (2) ⑥	展示室・収蔵室それぞれに、どのようなものを展示収蔵するか教えてください	<p>展示室には秩父宮殿下のご遺品である御成積品（習字、絵、作文）6点、産着等の衣類4点、ご愛用された登山用具・スキー用具・剣道用具・ボート（シングルスカル）、御下賜旗3点、御下賜優勝カップ3点、彫刻4点等を展示することとしています。</p> <p>収蔵室には秩父宮家から寄贈された図書（主に昭和30年代に発行された外国図書）約20点のほか、国体関係の文書資料、写真、メダル、バッジ等を保管することとしています。</p>
157	配布資料6-2 競争参加資格 確認申請書	1	6	提出書類の内容に「説明書に定める設計の実績を記載した書面」とありますが、配布資料08様式「配置予定技術者の同種・類似業務又は工事の実績」が当該書面と考えてよろしいでしょうか。	第3回質問番号64の回答のとおりです。
158	配布資料6-2 競争参加資格 確認申請書	1	6	提出書類の内容に「説明書に定める工事監理の実績を記載した書面」とありますが、配布資料08様式「配置予定技術者の同種・類似業務又は工事の実績」が当該書面と考えてよろしいでしょうか。	第3回質問番号64の回答のとおりです。
159	配布資料2 説明書	21	5 (4) ③	<p>配置予定技術者の従事状況の証明書類とは、以下の書類のいずれかと考えてよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PUBDIS又はCORINSの写し</li> <li>・契約時に提出した体制表、技術者届、重要事項証明書等</li> <li>・建築雑誌の写し</li> <li>・確認申請書の写し</li> <li>・登録予定技術者の所属企業代表者印のある業務担当証明書</li> </ul>	建築雑誌の写しは証明書類として認めることはできません。その他の書類については、証明書類として認めます。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
160	配布資料13 業務要求 水準書	3-4	2. (2) 表3	VVIP席、VIP席それぞれの車椅子席は何席かご教示ください	VVIP席及びVIP席には、一般席に確保する席数と同様の比率で車いす席及び同伴者席を確保します。なお、オリンピック開催時におけるVVIP席及びVIP席の車いす席及び同伴者席のそれぞれの合計席数は、業務要求水準書P3-4 第3章第2節2 (2) 表3に示す約450席で変わりありません。
161	配布資料13 業務要求 水準書	3-17	1. (8) ⑧e)	座面裏などに吸音材を設けるとありますが、観客席に限らず、他の部位に吸音材等を施し、スタジアム全体の音響効果に寄与するように工夫をしてもよろしいでしょうか。	座面裏に吸音材を設け、スタジアム全体の音響効果に寄与するように、他の部位にも適切に設けてください。
162	配布資料13 業務要求 水準書	3-18	1. (8) ⑩b)	「設営者等がスタンド最上段及び屋根等へ機材搬入できる動線を確保すること」とありますが、想定されている機材についてご教示ください	オリンピック・パラリンピック競技大会時にオーバーレイ工事（別途工事）で設置するものとしては、開閉会式セレモニー用の照明、音響、映像機材、フライングと呼ばれる演出用大道具（吊り上げも可）、業務用無線アンテナなどがあります。
163	配布資料13 業務要求 水準書	3-19	1. (10) ②a)	「一般用トイレと一体的に設ける」とありますが、全ての車いす使用者用トイレを一般用トイレと一体的に設けなければならないでしょうか。	原則として一体的に設けることとしますが、設計上やむをえない場合は、一部一体的に設けないことができるものとします。
164	配布資料13 業務要求 水準書	3-19	1. (10) ③	VVIP席、VIP席用の車いす使用者用トイレの室数の想定をご教示ください	VVIP席、VIP席数に応じて、適切な車いす使用者トイレを整備してください。
165	配布資料13 業務要求 水準書	3-20	1. (13) ⑨	「水飲み・手洗い場を整備する」とありますが想定設置数をご教示ください。	水飲み・手洗い場は5か所以上とし、外構計画、適切な位置・数を設置してください。
166	配布資料13 業務要求 水準書	3-20	1. (13) ⑫	「外部での電源、給排水設備、スペース等が確保できる計画とする」とありますがそれぞれの想定設置数をご教示ください。	電源設備8か所以上と、給水及び排水を埋め込みBOXにおさめ、4か所以上設置してください。
167	配布資料21 現場説明書	2	7. (3) ②	「発注者から設計業務を受注している第三者」とありますが、第三者に発注もしくは、発注を予定されている具体的な設計内容をご教示ください。	現時点で発注、または、発注を予定している設計業務はありませんが、今後、発生する場合があります。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
168	配布資料13 業務要求 水準書	3-20	1. (12) ⑤	メディア駐車場は、メディア関係者のエントランスに近接して整備する。とありますが、メディア駐車場の必要台数をご教示ください。	設計の中で適切に設定してください。
169	配布資料13 業務要求 水準書	3-20	1. (12) ⑤	オリンピック・パラリンピック競技大会時には、テレビ中継車用屋外スペースを確保とありますが、およそ何平米確保を目標とするかご教示ください。	オリンピック・パラリンピック競技大会時のテレビ中継車用駐車場（ブロードキャストコンパウンド）については、中継車（幅2.6m以上（拡張時：4.6m以上）、長さ17.0m以上、高さ：3.8m以上）の周囲に十分なスペースを確保し、中継車を25台以上を設置できるスペースを確保するとともに、近接してオフィス、ケータリング、保管庫、発電機（約900㎡）、休憩室などを別途工事にて整備できるスペースも確保する必要があります。 コンパウンドスペースの確保の考え方は、大会時に使用しない屋外スペース（大会後の中継車用駐車場や一般駐車場、有効空地、立体公園下のスペースなど）を活用し、出来るだけメインスタンドに近い位置に、出来るだけ多くの面積を確保してください。
170	配布資料13 業務要求 水準書	3-24 3-26	3. (1) ⑦及び (4) ②	変電室は、浸水の影響を受けない床レベルとして整備するとありますが、オリンピック・パラリンピック競技大会時のみに使用する高圧変電設備は、対象外としてよろしいでしょうか。	大会時のみに使用する高圧変電設備についても浸水の影響を受けない整備とする必要があります。
171	配布資料15 (第Ⅱ期) 特記仕様書	1-3	Ⅱ 4. (2) 3)	「関連工事の調整に関する業務」とありますが、具体的な関連工事の内容をご教示ください。	現時点で想定している関連工事は、業務要求水準書【添付資料3】「整備区分表」の「別途工事」欄に●印を付していますが、今後、この他にも発生する場合があります。
172	配布資料15 (第Ⅱ期) 特記仕様書	1-4	Ⅲ 1. (2) ③	「・・・当該月の前月までに監督職員に提出すること。」とありますが、月間業務報告書の提出については当該月の翌月末と考えてよろしいでしょうか。	月間業務報告書については、当該月の翌月の上旬までに監督職員に提出して下さい。
173	配布資料16 (第Ⅱ期) 特記仕様書	2-2	Ⅱ 4. (1) 1) ③	「・・・意匠上重要な部位について図面等を作成し」とありますが、図面作成は設計意図伝達業務の範疇と考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）特記仕様書工事監理業務P2-2 Ⅱ. 4. (1) 1) ③に記載のとおり、意匠上重要な部位についての図面等の作成は、工事監理業務の範疇となります。ただし、設計図書の内容を施工者等に技術的な観点から補足し、伝達するためのスケッチ等に限りません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
174	配布資料16 (第Ⅱ期) 特記仕様書	2-3	Ⅱ 4. (1) 2) ②	材料・工法についての検討とは、施工者からの提案に対する検討業務と考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）特記仕様書 工事監理業務P2-2 Ⅱ. 4. (1) 1) ①に記載のとおり、工事監理業務の一般業務に、設計図書の見直し業務として、材料及び工法について品質及び適正を確認することも含んでいるため、施工者からの提案に対する検討業務だけではありません。
175	配布資料16 (第Ⅱ期) 特記仕様書	2-3	Ⅱ 4. (1) 2) ④	ユニバーサルデザイン・ワークショップは配布資料15（第Ⅱ期）特記仕様書1-3ページⅡ. 4. (6)において意図伝達業務にて開催することとなっておりますが、本業務の対象外と考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書 設計業務（基本設計・実施設計）・工事施工等業務（施工技術検討）P6 Ⅱ. 6 (1) 2)⑩、新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）特記仕様書 設計業務（設計意図伝達）P1-3 Ⅱ. 4. (6)及び新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）特記仕様書 工事監理業務P2-3 Ⅱ. 4. 2)④に記載のとおり、本事業の対象内です。
176	配布資料16 (第Ⅱ期) 特記仕様書	2-4	Ⅱ 4. (2)	「完成図の確認」とありますが、完成図とは一般図（平面図、立面図、断面図、断面詳細図）程度と考えてよろしいでしょうか。	現時点で想定している完成図の種類は、公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）1. 7. 2完成図に記載のとおりですが、監督職員の指示によりこの他にも追加する場合があります。
177	配布資料23 (第Ⅱ期) 現場説明書	3-5	5. (14) ①	「・・・、各度末において、発注者の立会いの上、検査を受けるものとする。」とありますが、「各度末」とは「各年度末」と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
178	要求水準書 添付資料11-3		各室性能表 メディア機能	記者席、実況席の空調設備について通常仕様欄が「○」となっています。空調対象外の観客席に記者席、実況席が含まれておりますが、同様に空調対象外と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
179	要求水準書 添付資料11-3		各室性能表 ホスピタリティ機能	収蔵庫の空調条件において制御範囲設定がございましたらご教示ください。	温度については、夏26℃、冬18℃としていますが、緩やかな変動であれば問題はないと考えています。湿度については、通年50～60%で制御することとしています。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
180	説明書	23	3(5)①, ② 3(5)③	上限額について、消費税8%の税込金額が示されておりますが、新たな消費税が適用された場合には増税分の増額がなされると考えて宜しいでしょうか。	新国立競技場の整備計画（別紙2）新国立競技場の整備コスト（1）工事費（注3）に「消費税率（地方消費税を含む。）は8%で計算。平成29年4月1日以降の消費税率10%が適用される場合には、8%で計算した金額との差額が別途必要となる。」と記載のとおりです。
181	新国立競技場整備事業（第I期）契約書		第16条第4項、第5項	発注者は、技術革新等により事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能と認めるときは、採用の可否について協議を行い、協議が整わない場合は発注者が変更内容を定め、受注者はこれに従わなければならない、とございますが、この変更により事業費が減額しない、もしくは増額した場合、その差額を受注者が負担することはないと考えて宜しいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第I期）契約書第16条第4項及び第5項は、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用について規定していますので、これにより事業費が減額しない又は増額することはありません。
182				敷地内の現地調査を要望したいのですが、可能でしょうか。また可能な場合の手続き等についてご教示下さい。	競争参加資格を有すると認められた者に対して、要望があれば、現地調査日を設定します。管理部調達管財課にお問い合わせください。
183	技術提案書作成要領	1	3(1)	求める技術提案の⑥に「維持管理費抑制」という項目がございますが、この提案のため、オリンピック後の年間想定利用状況をご提示願います。	オリンピック後の年間想定利用状況は、今後検討してまいります。過去の国立競技場の利用実績を参考ください。 [平成20年度から平成25年度の実績] ・スポーツ利用：平均127日 ・一般利用：平均44日 ・合計：平均171日 ※設営・撤去日を含みます。 ※詳細は、JSCホームページ（情報公開 > 情報公開法に基づく情報提供 > 業務目標・計画 > 業務実績報告書）をご参照ください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
184	業務要求水準書 添付資料 12			オーバーレイ工事及び引渡し以降の天然芝の養生状態をご提示願います。(開会式リハーサルはどのような状態なのか)	オーバーレイ工事等において、芝生上に施工資材・機材等を設置して実施する工事は想定していません。 オリンピック・パラリンピック競技大会に関連するテストイベント、リハーサル等については、未定です。
185	業務要求水準書			要項の条件を読み解くと、すでに公表されている旧計画の平面計画に酷似せざるを得なくなると考えますが、旧計画の著作権は、旧計画の設計者ではなく、仮に平面計画その他が酷似しても問題がないと考えて宜しいでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第16条に記載のとおりです。なお、旧計画の著作権は、旧計画の著作権者にあります。
186	業務要求水準書 添付資料 11-3			ホスピタリティー機能の中で、VIPレストラン、プレミアムレストラン、ラウンジ等の要否と必要な場合の面積内訳をご教示願います。	【添付資料11】「各室性能表」によります。
187	業務要求水準書 添付資料 7-1			都市立体公園は同一レベルである必要はございますか。スロープ等で道路レベルと傾斜状にすりつけても宜しいでしょうか。	立体都市公園の範囲は、【添付資料5】「第5・7・18号明治公園」のとおりです。業務要求水準書P2-5 第2章第2節2(3)②に記載のとおり、立体都市公園と競技場本他建物は有効に接続されている必要があります。詳細は公園管理者との協議の上、決定することになります。
188	業務要求水準書	3-5		旧計画の応募要綱には、高さの制限図がございましたが、今回の要項書にはございません。旧応募要綱の高さ制限図は、今回当てはまると考えて宜しいでしょうか。また当てはまらない場合、変更箇所をご教示願います。	今回、高さの制限図についてはお示ししておりませんが、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」等を踏まえ、適切に計画してください。
189	業務要求水準書	3-15		FPの設定及びC値の基準について、8万人への増設分席については、満たす必要はないと考えて宜しいでしょうか。	8万人への増設席においても、全ての席から見ることができるFPを設定し、観客席からC値60mm以上を確保してサイトラインを構成する必要があります。
190	業務要求水準書	3-37		カメラモートについて、奥行、深さ寸法が記載されていますが、観客席をオーバーハングさせた場合について、上部空き寸法等をご教示願います。	カメラモートの天井高さは、モート底盤から2.2m程度を確保して下さい。なお、業務要求水準書記載の「深さ2m程度」は最大深さであり、所定の機能が確保される場合には、より浅く設計することも可能です。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
191	業務要求水準書	3-12		出入口からフィールドへ有効高さ6m以上の車路を整備する、との記載がございますが、具体的に必要となる想定についてご教示願います。	高さ6mは、開閉会式に使用される演出物の通行に必要な高さです。幅10mは、開閉会式演出物に加え開閉会式の選手入場を所定の時間内に完了するために必要な幅員です。
192	業務要求水準書	3-18		「皇族の行幸啓に対応した御休所（トイレ、洗面所等諸施設を含む）を設置すること」とございますが、設置が必要な施設の形状・部屋数等をご教示願います。また、本内容は各室性能表中のVVIPエリアの面積に含まれると考えて宜しいでしょうか。	御休所は、VVIPエリアの面積に含まれます。形状、部屋数等については、設計時に協議することとします。
193	業務要求水準書	3-4		オリンピック・パラリンピック競技大会終了後に増設する席に対する車椅子席および同伴者席については、見込まないと考えて宜しいでしょうか。見込む必要がある場合は、その想定席数をご教示願います。	オリンピック競技大会開催時とオリンピック・パラリンピック競技大会終了後の車いす席及び同伴者席数については、業務要求水準書P3-4 第3章第2節2（2）表3によります。 なお、避難安全性等の総合的な検討を踏まえ、増設する部分への設置も可能とします。
194	業務要求水準書	3-38		トラックレールカメラの具体的な設置位置及び、表彰台などの配置想定についてご教示願います。	オリンピック時のトラックレールカメラ（トラック競技用のカメラ）は100mトラックに平行して別途工事で配置します（115m×1.5m。トラックからの離隔距離は約5.5m）。なお、【参考資料15】に、「モートまでの距離：2m」とあるのは、正しくは、業務要求水準書P3-37 第4節5（3）カメラモートの表に記載された距離です。 また、パラリンピック用の表彰台はメインスタンド正面の観客から見やすい位置に配置します（幅9.6m×奥行き7.05m（スロープ含む。別途スロープまでの通路幅を確保。））。 パラリンピック時のトラックレールカメラの位置に詳細な規定はありませんが、トラックレールカメラと表彰台が干渉しないような配置が求められます。これらの設置は別途工事となりますが、設計段階でスペースの確保について検討が必要です。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
195	説明書	2	3(4)①	「工期短縮の目標は、平成32年1月31日とする」、とございますが、それ以上の工期短縮提案は評価対象となるのでしょうか。	平成32年1月31日以上の工期短縮の提案は差し支えありません。なお、評価については、「求める技術提案書及び審査基準について」の評価基準のとおりであり、それ以外はお示しできません。
196	説明書	23	8(4)②	「ヒアリング時の説明には、提出した技術提案書のみを使用すること」とございますが、内容は変えずに、文字の大きさレイアウトなどをプレゼンテーション用に変更することは可能でしょうか。	説明書P23に記載のとおり、技術提案書を提出した者に対して、ヒアリングの方法及び留意事項等について別途通知いたします。
197	技術提案書作成要領	2	3(1)	「必要に応じて説明図、説明書類を参考添付することができる」とございますが、参考添付資料も評価対象と考えて宜しいでしょうか。	参考添付資料は、あくまでも技術提案書本文を補足するものであり、評価対象ではありません。
198	技術提案書作成要領	2	3(1)	技術提案書本文と参考添付資料との評価の違いをご教示願います。必要事項は、全て本分に記載すべきと考えて宜しいでしょうか。	参考添付資料は、あくまでも技術提案書本文を補足するものであり、評価対象ではありません。 貴見のとおり、必要事項は全て技術提案書本文に記載してください。
199	技術提案書作成要領 別紙様式5			内容はそのままに、下段の「※・・・」等の注意書きは削除しても宜しいでしょうか。	項目の追加等により、別紙様式5の下段の※を削除しないと別紙様式に収まらない場合は、削除して結構です。 ただし、※に記述している内容については、遵守してください。
200	技術提案書作成要領 別紙様式5			内容はそのままに、下段の「業務欄」の準備工事、山留工事等を分かりやすく改行しても宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
201	業務要求水準書	3-12	第4節1.(4)①	出入口からフィールドへ有効幅10m以上、有効高さ6m以上の車路を整備するとございますが、道路交通法を逸脱するサイズであり、建築計画上オーバースペックとなる懸念があると考えます。どのような車両を想定しているか、ご教示願います。	高さ6mは、開閉会式に使用される演出物の通行に必要な高さです。幅10mは、開閉会式演出物に加え開閉会式の選手入場を所定の時間内に完了するために必要な幅員です。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
202	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 説明書	別紙1 2	3(2)① 3(5)①	「本事業の着工前に先行実施する予定の関連工事」とありますが、どのような工事を想定されているのでしょうか。また、説明書に記載されている「b別途工事（施工前に先行実施する予定の関連工事）」と同じものなのでしょうか。また、これらは本事業に応募した者が行う工事なのでしょうか。	先行実施する予定の関連工事の内容は、質問番号6の回答のとおりです。  新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書に記載のある本事業の着工前に先行実施する予定の関連工事と「説明書」に記載のあるb別途工事（施工前に先行実施する予定の関連工事）は同じものを指し、本事業の対象外で、本事業に応募した者が行う工事ではありません。
203	要求水準書 参考資料4	4-1		提案する計画において掘削底面以深の既存杭等の撤去・復旧費用は事業費に見込まないと考えて宜しいのでしょうか。またその場合、地耐力の評価はどのように考えれば宜しいのでしょうか。	既存杭については、業務要求水準書P2-3 第2章第2節1（4）に記載のとおり、計画に応じて受注者が撤去することが可能です。 なお、撤去・復旧費用は、本事業に含まれます。
204	求める技術提案書及び審査基準について	3		評価項目中、コスト・工期（70）の事業費の縮減及び工期短縮については定量的な評価が可能と考えます。評価点の計算式等がございましたらご教示願います。	評価については、「求める技術提案書及び審査基準について」の評価基準のとおりであり、それ以外はお示しできません。
205	業務要求水準書	2-1	第2章 第1節3.	本施設の建築基準法上の建物用途は観覧場、と考えて宜しいのでしょうか。	第4回質問番号101の回答のとおりです。
206	業務要求水準書	3-19	第3章 第4節1. (10)④	アリーナ席の想定席数をご教示願います。	最大2万人を想定しています。ただし、その場合においてもスタジアム全体の観客数は、8万人を想定しています。
207	業務要求水準書	3-34	第3章 第4節4. (12)①	非常用エレベーターの設置は要求の範囲外と考えて宜しいのでしょうか。	関係法令又は行政指導により、非常用エレベーターを設置する場合は、本工事とします。
208	業務要求水準書	3-35	第3章 第4節4. (12)③	エスカレーターが望ましい動線の具体的な位置がございましたらご教示願います。	業務要求水準書のP3-35 第3章第4節4（12）③ a)を踏まえ、適切に設計してください。
209	業務要求水準書	3-35	第3章 第4節4. (12)④	機械式駐車設備の設置個所、台数は提案によると考えて宜しいのでしょうか。	維持管理費抑制を踏まえ適切に設定してください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
210	業務要求水準書	3-36	第3章 第4節5. (2)③	施設完成後の芝の年間張り替え、オーバーシード等の想定がございましたらご教示願います。	芝の張り替え及びオーバーシード等の維持管理方法については、フィールド内の育成環境条件に大きく影響を受けるため、現時点での想定はありません。
211	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	2	Ⅱ6(1)1)	第三者の著作権等に抵触しない調査資料等、との記述がございますが、第三者の著作権に抵触する資料とは具体的にどのようなものを示すのでしょうか。	第三者の著作権等に抵触する調査資料等を貸与することは想定しておりません。
212	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	5	Ⅱ6(1)2)⑩	環境効率（BEE値）が1.0以上となることを確認する、とございますが、業務要求水準書3-6には、Sランクの設定がされています。いずれを正とすれば宜しいでしょうか。 また、目標値に関わらず数値は自主評価までで、建築環境・省エネルギー機構の認証を取得することは不要と考えて宜しいでしょうか。	第4回質問番号107の回答のとおりです。 なお、認証については必要ありません。
213	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書 新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）特記仕様書	6 1-3	Ⅱ6(1)2)⑯ Ⅱ4(6)	ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催頻度、規模等は受注者の裁量にて決定して良いと考えて宜しいでしょうか。また、集約した意見の設計への反映プロセスの具体的手順をご教示願います。	ユニバーサルデザインワークショップについては、設計から施工段階において、多様な利用者ニーズを把握し、意見を集約した上で、適切に業務を進めることができる開催頻度、規模としてください。 設計への反映プロセスは、適切に設定することとします。
214	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	6	Ⅱ6(1)3)①	関係法令等行政手続きの中で、建築確認申請の記載がございますが、計画通知ではないとすると、民間審査機関への申請も可能と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
215	新国立競技場の整備計画	別紙2	(1) ①	大会組織委員会からの追加要望（50億円）に含まれる工事項目及びその要求仕様についてご教示願います。	工事項目及び要求仕様は、全て業務要求水準書に含まれます。なお、その詳細については、技術提案において提案いただく内容となり、当該工事の費用の類推を招く可能性があり、公正な競争を妨げる恐れがあることから公表しません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
216	新国立競技場の整備計画	別紙2	(1) ②	周辺整備（200億円程度）に含まれる工事項目及びその要求仕様についてご教示願います。	質問番号153の回答のとおりです。 なお、先行実施する必要がある関連工事を除き、要求仕様については業務要求水準書に記載のとおりです。
217	業務要求水準書	2-5	第2章 第2節2. (3)③	歩行者デッキ1号と渡し部分の設計（東京体育館第2駐車場の改修設計等を含む）に際する公園管理者や東京体育館の指定管理者との協議において、提案する仕様に変更が生じた場合の対処方法についてご教示願います。	業務要求水準書P2-5 第2章第2節2 (3) ③に記載のとおり、公園管理者等と協議を行い、整備をしてください。
218	業務要求水準書	2-6	第2章 第2節2. (3)③	歩行者デッキ2号と新明治公園との接続等設計に際する公園管理者との協議において、提案する仕様に変更が生じた場合の対処方法についてご教示願います。	業務要求水準書P2-5 第2章第2節2 (3) ③に記載のとおり、公園管理者と協議を行い、整備をしてください。
219	業務要求水準書	3-4	第3章 第2節2. (1)②	パラリンピック競技大会開催時に必要な車椅子席及び同伴者席の増設は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、オリンピック競技大会開催時の一般席の一部を取り外し、車いす席及び同伴者席を短期間で容易に増設できるよう計画する必要があります。
220	業務要求水準書	3-4	第3章 第2節 2. (2)	旧案にはプレミアム席（6,105～6,890席）およびBOX席（2,244席）が配置されていましたが、今回は計画する必要のないものと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
221	新国立競技場の整備計画	別紙1	(2)	維持管理コスト縮減提案の検討に際して必要となる、想定年間イベントスケジュールをご教示願います。	質問番号183の回答のとおりです。
222	新国立競技場業務要求水準書	考資料11	3. 汚染土対策	表2によると、H27.10中旬にはすべての基準値超過区画の指定解除が予定されています。工事開始までに汚染土対策は完了し、本工事には含まれないと考えて宜しいでしょうか。	第3回質問番号87の回答のとおりです。
223	新国立競技場（第I期）現場説明書	6	8	業務の実施場所には監督職員事務所は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
224	新国立競技場の整備計画	別紙1	(1)③	「トラック上部に観客席を増設した場合にも対応しうるものとする」とあるが、大会時に屋根端を増設する観客席先端まであらかじめ伸ばす必要があるか。	業務要求水準書P3-5 第3章第2節3 (4) のとおり、増設後の観客席全体を覆うことができるような屋根を本事業で整備することとしています。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
225	業務要求水準書	2-33-5	1. (2) 3.	1. 敷地条件の法規制で「建物等最高高さの限度75m」とあるが、3. 建物形状の条件で「建物の最高高さは、外苑西通り側の地盤面(TP+24.0m)から70m以下」とあるが、どちらを優先すべきか。	業務要求水準書P3-5 第3章第2節3 (2) に記載のとおりです。
226	業務要求水準書 添付資料6	2-33-5	1. (2) 3.	建物形状の条件として、業務要求水準書の最高高さの制限と、神宮外苑地区地区計画の壁面後退、および建築基準法以外の建物形状の規制があるか。	計画内容に応じ、関係法令を遵守し、適切な設計としてください。
227	業務要求水準書	3-12	1-g)	「それぞれの出入口からフィールドへ有効幅10m以上、有効高さ6m以上の車路…」とあるが、この寸法の設定根拠はなにか。	質問番号201の回答のとおりです。
228	業務要求水準書 および添付資料11-4	3-13	(5)④	添付資料11-4各室性能表においてVIPエリアに観戦ボックスを設置する記述はない一方、業務要求水準書3-13(5)④においてはVIPエリアに防弾ガラス設置についての記述があるがどちらを正と考えればよいか。	【添付資料11】「各室性能表」のとおり、VIPエリアに観戦ボックスはなく、要求水準書3-13(5)④で示す防弾ガラス設置は、VVIPエリアのみが対象です。 なお、【添付資料11】「各室性能表」に記載されているホスピタリティ機能のVVIPエリアにある観戦ボックスについては誤記であり、VVIP席（プレジデンシャルボックス）は観覧機能の観覧席に含みます。
229	業務要求水準書 添付資料11-2			添付資料11-2各室性能表コンコース・共用部について客席一人当たり0.35㎡/席以上確保とあるが、建築防災上一般的には屋内0.3~0.5㎡/席以上、屋外0.2㎡/席以上といわれているが0.35㎡/席以上を順守する必要があるか。	【添付資料11】「各室性能表」に記載のとおりです。
230	業務水準要求書 および添付資料7,8	2-5	2. (2)	歩行者デッキ幅(60m, 48.5m)について、歩行者ネットワークや人溜まり空間について有効な機能性を満たす場合は、幅を縮小することは可能か。	業務水準要求書および【添付資料7】「歩行者デッキ1号整備内容」、【添付資料8】「歩行者デッキ2号整備概要」のとおりです。
231	業務水準要求書 および添付資料7,8	2-5	2. (2)	歩行者デッキの高さ(TP+32.0)について、東京体育館側(TP+34.0)などの周辺環境に合わせて変更することは可能か。	【添付資料7】「歩行者デッキ1号整備概要」の「デッキ計画レベル」に記載のとおりです。詳細は、公園管理者等との協議の上、決定することになります。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
232	業務水準要求書および参考資料2	2-3	(3)①	参考資料2敷地測量図について、数値が識別可能な大きな図面およびCADデータを受け取ることは可能でしょうか。	数値が識別可能な大きな図面は、希望者に配付しますので、管理部調達管財課にご連絡ください。 なお、CADデータは、競争参加資格確認結果の通知後に、守秘義務契約を締結した上で開示することとしています。
233	業務水準要求書および参考資料4	2-3	(3)③	参考資料4「旧国立競技場の既存杭」の図面について、CADデータを受け取ることは可能でしょうか。	CADデータは、希望者に配付しますので、管理部調達管財課にご連絡ください。
234				今回の事業の入札・契約にあたりご提示いただきました各種資料については、平成23年8月に国土交通省が発行した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の規定を排除するものではないと考えてよろしいでしょうか。	本事業の公募に係る各種資料は、当該ガイドラインの趣旨も踏まえつつ作成されたもののご理解ください。
235	公募型プロポーサル方式に係る手続き開始の公示	7	5(4)	「手続きにおける交渉の有無」が「有」となっておりますが、具体的に想定される交渉内容をご教示願います。	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書 P7 II 6（3）価格等の交渉が該当いたします。
236	説明書	1	3(3)②	「第Ⅰ期事業（基本設計、実施設計）の契約を締結した後、設計の過程で事業協定に基づき工法、価格等の交渉を行い、見積合せの後、第Ⅱ期事業（設計意図伝達、工事施工等業務及び工事監理業務）の契約を締結し、工事施工を行う」、「受注者との交渉が不成立となった場合は、8(1)に定める次点の技術提案書を提出した者と同様の手続きを行い、以降、協議が成立するまで次点順位以降の者と同様の手続きを行う」との記載があります。次点者との協議に移行した時点では、従前の事業協定締結者と既に相当の時間を持って協議がなされたものと考えますが、次点者にも同様の協議時間が与えられると考えてよろしいでしょうか。	発注者と次点者との協議期間は発注者が定めますが、必要に応じて次点者と協議することとします。なお、その場合においても、完成期限は、原則として次点者が作成した技術提案書に記載されている完成期限とします。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
237	説明書	24	12(2)	万が一第Ⅰ期事業の受注者が価格等の交渉の不成立により第Ⅱ期事業の受注者に選ばれず、第Ⅰ期事業での成果物に基づき、次点以降の交渉権者が事業を推進する場合は、次点以降の交渉権者において、再度、成果物における技術的・法的な確認を経た後、次点以降の交渉権者の責任において使用されるものと考えてよろしいでしょうか。	次点以降の交渉権者については、貴見のとおりです。なお、当初の優先交渉権者が作成する成果物が次点以降の交渉権者の責任において使用されるとしても、当初の優先交渉権者は自らが作成した成果物に対する責任を免れるものではありません。
238	説明書	25	13(1)	また、次点者との協議および第Ⅱ期事業を第Ⅰ期事業の受注者以外が行う場合に次点者による第Ⅰ期事業の見直し等に時間を要し、事業期間（平成32年4月30日）までの履行完了が不可能となった場合でも、従前の事業協定締結者および次点者は責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	第Ⅱ期事業の受注者において、技術提案書記載の完成期限を遵守していただく必要があります。第Ⅰ期事業の受注者は、第Ⅱ期事業契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき事由がある場合には事業協定に基づき責任を負う場合があります。 受注者は、技術提案書記載の完成期限を遵守していただく必要があります。完成期限の遵守については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第12条及び業務要求水準書第3章第5節2(3)に記載のとおりです。 発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、完成期限については、慎重な検討及び対応が必要となります。
239	説明書	25	13(1)	履行期限の変更が認められない場合、次点者は、技術提案書の内容の一部を変更せざるを得ない際は、変更を了承していただけると理解してよろしいでしょうか。	受注者は、技術提案書記載の完成期限を遵守していただく必要があります。完成期限の遵守については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第12条及び業務要求水準書P3-41 第3章第5節2(3)に記載のとおりです。 発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、完成期限については、慎重な検討及び対応が必要となります。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
240	公募型プロポーサル方式に係る手続き開始の公示 説明書	15	2(1)⑤ 4(1)⑦	「応募者である共同企業体の構成員の変更は認めない」との記載がありますが、万が一、共同企業者の構成員が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを行ったときは、当該構成員の持ち分について残存構成員が持ち分比率に応じて引き受ける場合には、当該共同企業体は、失格とならないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
241	説明書	2	3(4)②	「受注者の責による事業期間の延長に係る交渉には応じない」との記載がありますが、万が一、受注者の責により事業期間内に完成させることが困難な場合には、ご提示いただいた工事請負契約規準第40条（履行遅滞の場合における損害金等）の規定のとおり取り扱うものと考えてよろしいでしょうか。	受注者は、技術提案書記載の完成期限を遵守していただく必要があります。完成期限の遵守については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第12条及び業務要求水準書P3-41 第3章第5節2(3)に記載のとおりです。 発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、完成期限については、慎重な検討及び対応が必要となります。 なお、ご質問の場合は、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第15条、設計業務委託契約基準第38条及び第40条、工事請負契約基準第40条及び第43条並びに工事監理業務委託契約基準第31条及び第33条の適用を想定しています。
242	説明書	3	3(6)	3(6) 事業スケジュールでは、「応募者の技術提案書に記載の時期」を「工事着工」の時期とされています。しかし技術提案書は、優先交渉権者選定や、第Ⅰ期事業・第Ⅱ期事業契約の見積合わせ・契約締結の前に、作成するものとなっておりますので、技術提案書提出以降の見積合せ手続きに必要な期間を見込んだ適正な工事着工時期を設定することが、工期順守の上で適当と考えます。つきましては、上記見積合せ手続きに最低限必要な期間について、ご教示願います。	第Ⅰ期事業の見積合わせについては、優先交渉権者の選定後、技術提案で提案された額を基に、速やかに実施いたします。また、第Ⅱ期事業の見積合わせについては、価格等の交渉の成立後、速やかに実施いたします。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
243	説明書  参考資料	10	4競争参加資格 (3)設計企業の参加資格要件 (4)建設企業の参加資格要件 (5)工事監理企業の参加資格要件  競争参加資格表	求められる実績要件について、説明書内では、「同種」「類似1」「類似2」、参考資料・競争参加資格表では「施設A」「施設B」「施設C」「施設D」と、建物規模及び用途の異なるいくつかのパターンに分類されています。配布資料内に、それらをそれぞれ定量的に評価するという趣旨の文言はないことから、あくまでも参加資格の条件を幅広く明示しているだけであり、競争参加資格申請時に提示した実績が技術提案審査時に評価されることはなく、技術提案において評価されるのは、あくまでも技術提案書の内容であるとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
244	説明書	22	7(5)③	「技術提案書の提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない」との記載がありますが、この記載は、技術提案を採用するという発注者の判断がなされるものについても、受注者は善良なる管理者としての注意義務を怠ってはならないという意味と考えてよろしいでしょうか。	発注者が技術提案を採用した場合であっても、技術提案書の提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではありません。
245	説明書	25	13(1)	価格等の交渉が成立しているにも関わらず、見積合せの結果、契約に至らない場合とは、事業協定書第7条8項のように、事業費が予定価格を上回る場合のことを指しているのでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
246	説明書	28	22(5)	「応募者は、提出資料が第三者の特許権等を侵害するものではないことを表明する」との記載があります。ご提案させていただく内容に第三者の特許権等に該当する工事材料・施工方法等が含まれる場合には、その使用に必要な費用を見積金額に含むことで、特に問題ないと考えてよろしいでしょうか。	説明書P28 22(5)に記載のとおりです。受注者が自らの責任の下で、第三者が有する特許権等を使用するために提案事業費内で許諾料等を支払うことは差し支えありません。なお、説明書P28 22(5)には、「表明する」ではなく、「発注者に対して保証する」と記載していますので、確認してください。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
247	説明書	28	22(5)	また、応募者の提出資料に第三者の特許権等に該当するものが含まれる場合でも、当該応募者以外が第Ⅰ・Ⅱ期事業の受注者として当該応募者の提出資料に記載された工事材料・施工方法等により事業を遂行する場合には、当該第三者により第三者の特許権等に該当するかどうか確認するもので、第三者との間に紛争等を生じた場合でも、当該応募者は何ら責任を負うものではないと考えてよろしいでしょうか。	説明書P28 22(5)に記載のとおり、応募者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、応募者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。
248	求める技術提案書	2	事業費	「事業者としての事業費上限額」を提案するようご指示ありますが、ここで提示する事業費上限額については、あくまでも提案者の想定するプラン・仕様に基づき、その時点の価格で工事を施工した場合の金額であり、いずれの時点においても、工事内容に追加変更があった場合、法令の改正（消費増税も含む）、行政指導、不可抗力、物価上昇の他、受注者に正当な理由がある場合には、この上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	受注者は、技術提案書記載の提案事業費を遵守していただく必要があります。提案事業費の遵守については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び業務要求水準書P3-39第3章第5節2(1)に記載のとおりです。 発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、事業費の取扱については、慎重な検討及び対応が必要となります。 なお、新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）契約締結後は、工事請負契約基準第25を適用することがあります。
249	求める技術提案書 技術提案書の審査基準	23	事業費 工期 コスト・工期	「事業費の縮減」及び「工期短縮」において具体的な配点基準(採点方法)をご教示願います。	評価については、「求める技術提案書及び審査基準について」の評価基準のとおりであり、それ以外はお示しできません。
250	新国立競技場整備事業に係る共同企業体の競争参加資格の申請手続きについて	5	3(5)⑥	ここで言う「不正または不誠実な行為」とは、具体的にどのような行為を想定されておりますでしょうか。	社会通念上、不正または不誠実とされる行為を想定しています。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
251	新国立競技場の整備計画		4. コストの上限	「コストの上限」との記載がありますが、いずれの時点においても、工事内容に追加変更があった場合、法令の改正（消費増税も含む）、行政指導、不可抗力、物価上昇の他、受注者に正当な理由がある場合には、この上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。
252	新国立競技場の性能		(2)④維持管理コストの縮減	「施設の将来可変性に配慮する」との記載がありますが、提案内容において配慮すべき「施設の将来可変性」として想定されている事項がございましたら、具体的にご明示下さい。	業務要求水準書P3-4 第3章第2節2(1)③に示すように、観客席を8万席以上に可変できる計画としています。その他は、質問番号150の回答のとおりです。
253	新国立競技場整備事業共同企業体協定書（分担実施方式）		第10条（構成員の責任）	「設計・施工・監理業務を各構成員が分担して実施する場合も、連帯して責任を負うものとする」との記載がありますが、設計・施工・監理業務を行う各構成員が、それぞれの業務範囲において単独で責任を負うものとさせていただきませんか。	新国立競技場整備事業共同企業体協定書（分担実施方式）第10条に記載のとおりです。
254	新国立競技場整備事業共同企業体協定書（分担実施方式）		第14条（解散後のかし担保責任）	解散後のかし担保責任については、当該かしに関する帰責割合に応じて各構成員が責任を負うものとさせていただきませんか。	解散後のかし担保責任については、新国立競技場整備事業共同企業体協定書（分担実施方式）第18条に記載のとおりです。
255	新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第8条に基づく協定書（第Ⅰ期）			この協定書は、第Ⅰ期事業の見積合せの実施後に締結するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
256	新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第8条に基づく協定書（第Ⅱ期）			この協定書は、第Ⅰ期事業が完了し、第Ⅱ期事業に関する見積合せの実施後に締結するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
257	新国立競技場整備事業共同企業体協定書（併用方式）		第13条（構成員の責任）	「設計・施工・監理業務を、それぞれ単独企業または共同企業体が分担して実施する場合も、連帯して責任を負うものとする」との記載がありますが、設計・施工・監理業務を行う各単独企業または共同企業体が、それぞれの業務範囲において単独で責任を負うものとさせていただきませんか。	新国立競技場整備事業共同企業体協定書（併用方式）第13条に記載のとおりです。
258	新国立競技場整備事業共同企業体協定書（併用方式）		第13条（構成員の責任）	また、設計・施工・管理業務のいずれかを共同企業体で実施する場合、当該共同企業体の構成員は、その持分比率に応じて責任を負うものと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業共同企業体協定書（併用方式）第13条に記載のとおりです。
259	新国立競技場整備事業共同企業体協定書（併用方式）		第27条（解散後のかし担保責任）	解散後のかし担保責任については、当該かしに関する帰責割合に応じて各構成員が責任を負うものとさせていただきませんかでしょうか。	新国立競技場整備事業共同企業体協定書（併用方式）第27条に記載のとおりです。
260	新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第9条に基づく協定書（第Ⅰ期）			この協定書は、第Ⅰ期事業の見積合せの実施後に締結するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
261	新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第9条に基づく協定書（第Ⅱ期）			この協定書は、第Ⅰ期事業が完了し、第Ⅱ期事業に関する見積合せの実施後に締結するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
262	新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第11条に基づく協定書（分割実施する業務等・第Ⅰ期）			この協定書は、第Ⅰ期事業の見積合せの実施後に締結するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
263	新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第11条に基づく協定書（分割実施する業務等・第Ⅱ期）			この協定書は、第Ⅰ期事業が完了し、第Ⅱ期事業に関する見積合せの実施後に締結するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
264	新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第11条に基づく協定書（分割実施する業務等・第Ⅱ期）		1 分割実施する業務及び工事	ここで言う「（第Ⅰ期）」は、正しくは「（第Ⅱ期）」と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
265	技術提案書作成要領	2	3(2)	「事業費上限内で完成・引渡しを行うことを前提とする」旨の記載がありますが、いずれの時点においても、工事内容に追加変更があった場合、法令の改正（消費増税も含む）、行政指導、不可抗力、物価上昇の他、受注者に正当な理由がある場合には、この上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。
266	技術提案書作成要領	2	3(2)	「完成期限内に完成・引渡しを行うこと前提とする」旨の記載がありますが、いずれの時点においても、設計業務委託契約基準第23・工事請負契約基準第21・工事監理業務委託契約基準第19に定めのある事項に該当する場合は、完成期限にかかわらず、履行期間・または工期延長の対象となると考えてよろしいでしょうか。	受注者は、技術提案書記載の完成期限を遵守していただく必要があります。完成期限の遵守については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第12条及び業務要求水準書P3-41 第3章第5節2(3)に記載のとおりです。 発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、完成期限については、慎重な検討及び対応が必要となります。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
267	技術提案書作成要領	3	3(2)③	「提案事業費を遵守するための方針を記述すること」との記載がありますが、いずれの時点においても、工事内容に追加変更があった場合、法令の改正（消費増税も含む）、行政指導、不可抗力、物価上昇の他、受注者に正当な理由がある場合には、この上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。
268	技術提案書作成要領	3	3(2)③	「完成期限を遵守するための方針を記述すること」との記載がありますが、いずれの時点においても、設計業務委託契約基準第23・工事請負契約基準第21・工事監理業務委託契約基準第19に定めのある事項に該当する場合は、完成期限にかかわらず、履行期間・または工期延長の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号266の回答のとおりです。
269	技術提案書作成要領	3	3(2)④	「提案者としての事業費上限額」および「提案した総事業費内で事業実施を実現するための具体的方策」との記載がありますが、いずれの時点においても、工事内容に追加変更があった場合、法令の改正（消費増税も含む）、行政指導、不可抗力、物価上昇の他、受注者に正当な理由がある場合には、この上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。
270	技術提案書作成要領	3	3(2)⑤	「事業期間を確実に遵守するための工程管理計画の考え方」との記載がありますが、いずれの時点においても、設計業務委託契約基準第23・工事請負契約基準第21・工事監理業務委託契約基準第19に定めのある事項に該当する場合は、完成期限にかかわらず、履行期間・または工期延長の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号266の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
271	求める技術提案書		④事業費	「提案者としての事業費上限額」および「提案した総事業費内で事業実施を実現するための具体的方策」との記載がありますが、いずれの時点においても、工事内容に追加変更があった場合、法令の改正（消費増税も含む）、行政指導、不可抗力、物価上昇の他、受注者に正当な理由がある場合には、この上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。
272	求める技術提案書		⑤工期	「事業期間を確実に遵守するための工程管理計画の考え方」との記載がありますが、いずれの時点においても、設計業務委託契約基準第23・工事請負契約基準第21・工事監理業務委託契約基準第19に定めのある事項に該当する場合は、完成期限にかかわらず、履行期間・または工期延長の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号266の回答のとおりです。
273	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	2	6(1)1)	「業務内容のうち、備考欄に「※」を付した業務は、旧計画の成果物のうち、第三者の著作権等に抵触しない調査資料等を用いて業務を実施することにより、業務量の低減が図られると想定する。」とあります。 旧計画の成果物に何らかの瑕疵があった場合、受注者は旧計画の成果物を用いて作成した成果物に対して、何ら責任を負わないと理解してよろしいでしょうか。	旧計画の成果物を活用するか否かについては、受注者の責任において判断するものであるため、旧計画の成果物に何らかの瑕疵があった場合でも、受注者が作成した成果物に対しては、受注者は責任を負うこととなります。
274	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	6	Ⅱ6(1)3)	関係法令等行政手続きについて、ここに明記されていないものについて、法令上発注者がその申請を行うことと定められているものについては、発注者の費用負担で手続きするものと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書設計業務（基本設計・実施設計）・工事施工等業務（施工技術検討）P6 Ⅱ.6.(1)3) ①に記載のとおり、関係法令等に基づく各種申請に関する行政機関等との事前協議、資料作成、申請手続き（都市計画等に係る内容を含む。手数料を含む。）に係る費用については、全て本業務に含み、受注者の費用負担で行います。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
275	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	7	Ⅱ6(3)	「新国立競技場整備事業に関する事業協定書に基づく価格等の交渉を行う」との記載があります。提案書提出後、本事業の計画や業務内容に変更がない場合には、物価又は賃金の変動による場合を除いて、原則として第Ⅰ期事業に要する費用は変更ないと考えますが、ここで言う「価格等の交渉」とは具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第7条に記載のとおりです。
276	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	7	Ⅱ6(3)	「価格等の交渉には、総括代理人が出席すること」との記載がありますが、第Ⅰ期事業の契約金額については、総括代理人に一任できるものではありませんので、交渉時の判断にあたっては受注者としての検討時間を別途頂戴できるものと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書 P7 Ⅱ6（3）価格等の交渉は、第Ⅰ期事業の契約金額を対象としていません。
277	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）特記仕様書 設計業務（設計意図伝達）	1-3	Ⅱ4(6)	「ユニバーサルデザイン・ワークショップを開催し、高齢者・障がい者団体及び子育てグループ等の参画を得て、関係者の意見を集約した上で業務を進める」との記載がありますが、このワークショップの開催により設計内容の変更が生じた場合には、いずれの時点においても、事業費上限額や提案事業費の上限額に限らず、その設計変更および工事内容の変更に伴う請負代金の増額を行うものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。
278	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）特記仕様書 設計業務（設計意図伝達）	1-3	Ⅱ4(8)	関係行政機関等への手続き等については、ここに明記されていないものについて、法令上発注者がその申請を行うことと定められているものについては、発注者の費用負担で手続きするものと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）特記仕様書 設計業務（設計意図伝達）P1-3 Ⅱ4(8)に記載する関係行政機関等への手続き等については、関係法令等に基づく各種申請に関する行政機関等との事前協議、資料作成、申請手続き（都市計画等に係る内容を含む。手数料を含む。）に係る費用について、全て本業務に含み、受注者の費用負担で行います。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
279	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）特記仕様書 工事監理業務	2-3	Ⅱ4(1)2)④	「ユニバーサルデザイン・ワークショップを開催し、高齢者・障がい者団体及び子育てグループ等の参画を得て、関係者の意見を集約した上で業務を進める」との記載がありますが、このワークショップの開催により設計内容の変更が生じた場合には、いずれの時点においても、事業費上限額や提案事業費の上限額に限らず、その設計変更および工事内容の変更に伴う請負代金の増額を行うものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。
280	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）特記仕様書 工事監理業務	2-5	Ⅱ5(4)	関係諸官庁への手続き等について「建築基準法等の法令に基づく官公庁等の検査に必要な書類を作成し（変更が必要な場合も含む）、関係官公庁に届出を行い、検査に立会う」との記載がありますが、受注者の責に帰さない事由により検査に合格しない場合の再検査のために要する費用については、発注者負担とさせていただきませんか。	受注者の責に帰さない事由により検査に合格しない場合は、通常想定されません。 また、質問番号248の回答のとおりです。
281	公共建築設計業務委託共通仕様書	4	第3章3.6	「受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。」との記載がありますが、業務の遂行にあたり必要な範囲においては、受注者の責任において再委託先等に対して情報を開示しても良いと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第19条に記載のとおり、発注者の承諾なしに第三者に開示することはできません。
282	公共建築設計業務委託共通仕様書	4	第3章3.8	特許権等の使用については、設計業務業務委託契約基準第12（特許権等の使用）を優先して適用するものとさせていただきませんか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第3条に記載のとおりです。なお、発注者が提供する旧計画に関する資料には、第三者が特許権等を有する内容が含まれます。
283	工事監理業務委託共通仕様書	2	第1章1.2-28	緊急を要する場合には、ここに定めのある他、電子メールでの伝達も可と考えてよろしいでしょうか。	緊急を要する場合には、電子メールによる伝達も可としますが、後日有効な書面と差し替えるものとします。
284	工事監理業務委託共通仕様書	6	第3章3.6	ここで言う「軽微な設計変更」についても、いずれの時点においても、事業費上限額や提案事業費の上限額に限らず、請負代金の変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
285	工事監理業務委託共通仕様書	7	第3章3.10-4	「特記仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない」との記載がありますが、業務を進めるうえで必要な範囲においては、受注者の責任において下請業者等に情報を開示しても良いと考えてよろしいでしょうか。	質問番号281の回答のとおりです。
286	工事監理業務委託共通仕様書	7	第3章3.15	見積時点で受領した資料に明示されておらず、受注者が善管注意義務を果たしても想定することが困難なものについては、「予期することのできない特別な状態」と判断されるものと考えてよろしいでしょうか。	工事監理業務委託共通仕様書P7 3.15に記載のとおり、「予期することのできない特別な状態」とは、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合となります。
287	工事監理業務委託共通仕様書	8	第3章3.19(1)	ここに定める他、不可抗力による場合や受注者が善管注意義務を果たしても避けることのできない場合等についても、発注者の賠償責任の範囲となると考えてよろしいでしょうか。	不可抗力による損害は、工事請負契約基準第29のとおりです。受注者が善管注意義務を果たしても避けることのできない場合は、質問番号286の回答のとおりです。
288	工事監理業務委託共通仕様書	9	第3章3.22	「受注者は、契約基準第1の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない」との記載がありますが、業務の遂行にあたり必要な範囲においては、受注者の責任において再委託先等に対して情報を開示しても良いと考えてよろしいでしょうか。	質問番号281の回答のとおりです。
289	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	1	第3条3	「事業協定書等と技術提案書の内容に差異がある場合は、技術提案書に記載された提案内容が事業協定書等に記載された水準を上回る部分については技術提案書の提案内容が優先して適用される」との記載がありますが、技術提案書においてオプション提案（見積金額とは別に別途費用がかかるもの）である旨の記載があるものについては、該当しないと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第3条第3項に記載のとおりです。なお、技術提案書記載の内容の実施に係る費用は、全て提案事業費に含まれますので、ご質問にある「オプション提案（見積金額とは別に別途費用がかかるもの）」は存在しません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
290	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	2	第7条3	「第Ⅱ事業の事業費は、技術提案書記載の提案事業費を超えてはならない」との記載がありますが、いずれの時点においても、工事内容に追加変更があった場合、法令の改正（消費増税も含む）、行政指導、不可抗力、物価上昇の他、受注者に正当な理由がある場合には、この上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。
291	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	3	第8条	「いずれの責めにも帰すべからざる事由により、価格などの交渉が不成立となった場合、第16条から第21条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する」との記載がありますが、万が一第Ⅰ期事業の受注者が価格等の交渉の不成立により第Ⅱ期事業の受注者に選ばれず、第Ⅰ期事業での成果物に基づき、次点以降の交渉権者が事業を推進する場合は、次点以降の交渉権者において、再度、成果物における技術的・法的な確認を経た後、次点以降の交渉権者の責任において使用されるものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号237の回答のとおりです。
292	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	4	第11条 第11条2	「受注者は、技術提案時に提示した次の提案事業費を遵守する」、「上限」および「要求水準の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く）等の事態が生じた場合においても、上限金額の範囲内で第Ⅱ期事業契約を締結するよう最大限の努力をするものとする」との記載がありますが、いずれの時点においても、工事内容に追加変更があった場合、法令の改正（消費増税も含む）、行政指導、不可抗力、物価上昇の他、受注者に正当な理由がある場合には、この上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
293	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	4	第11条2	要求水準の変更または法令変更等が生じた場合に、上限契約金額の範囲内で第Ⅱ期事業契約を締結するよう最大限努力した結果、過大な費用がかかる場合には、その検討費用については、いずれの時点においても、事業費上限額および提案事業費の上限額に限らず、請負代金の変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。なお、ご質問の場合に必要な検討費用は、提案事業費に含まれます。
294	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	5	第11条4	「第Ⅱ期事業契約締結までの物価変動については、原則として上限契約金額又は要求水準の変更又はその協議を行うべき事由には該当しないものとする。ただし、予期することのできない特別な事情により、日本国内において著しい物価変動が生じ、上限契約金額が不相当となったと発注者が判断した場合に限り、発注者は受注者と協議するものとする。」との記載がありますが、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議「新国立競技場の整備計画」4. コストの上限(1)において、「賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、いずれの時点においても、事業費上限額や提案事業費の上限額に限らず、公共工事請負契約約款第25条に準ずる」との記載に基づき、第Ⅱ期事業契約締結までの物価変動についても公共工事請負契約約款第25条どおりとなると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
295	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	5	第12条 第12条6	「受注者は、技術提案書記載の完成期限を遵守する。」および「受注者は、第7条における第Ⅱ期事業の契約手続きにおいて、要求水準の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、完成期限を遵守するよう最大限の努力をするものとする。」との記載がありますが、いずれの時点においても、設計業務委託契約基準第23・工事請負契約基準第21・工事監理業務委託契約基準第19に定めのある事項に該当する場合は、いずれの時点においても、完成期限にかかわらず、履行期間・または工期延長の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号266の回答のとおりです。
296	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	5	第11条6	要求水準の変更又は法令変更等の事態が生じた場合に、完成期限を遵守するため最大限努力した結果、過大な費用がかかる場合には、いずれの時点においても、事業費上限額や提案事業費の上限額に限らず、その検討費用については、請負代金の変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号293の回答のとおりです。なお、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条には、第6項がありません。
297	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	6	第13条2	「関連工事等が実施される場合においても、原則として完成期限の延期は行わない」との記載がありますが、いずれの時点においても、関連工事の影響によるものについては、設計業務委託契約基準第23・工事請負契約基準第21・工事監理業務委託契約基準第19に基づき、完成期限にかかわらず、履行期間・または工期延長の対象となると考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第13条に記載のとおりです。 受注者は、技術提案書記載の完成期限を遵守していただく必要があります。完成期限の遵守については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第12条及び業務要求水準書P3-41 第3章第5節2(3)に記載のとおりです。発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、完成期限については、慎重な検討及び対応が必要となります。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
298	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	6	第13条2	「関連工事等が実施される場合においても、原則として事業費の増加は行わない」との記載につきまして、工事請負契約基準第2（関連工事の調整）に基づき、発注者の調整に従い第三者の行う工事の円滑な施工に協力いたしますが、それにより受注者の工事内容に追加変更がある場合には、いずれの時点においても、上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第13条に記載のとおりです。 受注者は、技術提案書記載の提案事業費を遵守していただく必要があります。提案事業費については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び業務要求水準書P3-39 第3章第5節2(1)に記載のとおりです。発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、事業費の取扱については、慎重な検討及び対応が必要となります。
299	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	6	第16条	「受注者は、本事業に関して発注者に提出する資料が第三者の特許権等を侵害するものではないことを表明する」との記載がありますが、ご提案させていただき内容に第三者の特許権等に該当する工事材料・施工方法等が含まれる場合には、その使用に必要な費用を見積金額に含む場合には、特に問題ないと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第16条に記載のとおりです。受注者が自らの責任の下で、第三者が有する特許権等を使用するために、提案事業費内で許諾料を支払うことは差し支えありません。なお、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第16条第1項には、「表明する」ではなく、「発注者に対して保証する」と記載していますので、確認してください。
300	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	6	第16条	また、応募者の提出資料に第三者の特許権等に該当するものが含まれる場合でも、当該応募者以外が第Ⅰ・Ⅱ期事業の受注者として当該応募者の提出資料に記載された工事材料・施工方法等により事業を遂行する場合には、当該第三者により第三者の特許権等に該当するかどうか確認するもので、第三者との間に紛争等を生じた場合でも、当該応募者は何ら責任を負うものではないと考えてよろしいでしょうか。	質問番号247の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
301	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	6	第16条2	「発注者及び受注者の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合、は受注者は、本事業に関して必要な範囲で成果物の利用を無償で発注者及び発注者の指定する者に許諾するものとする。」との記載がありますが、万が一第Ⅰ期事業の受注者が価格等の交渉の不成立により第Ⅱ期事業の受注者に選ばれず、第Ⅰ期事業での成果物に基づき、次点以降の交渉権者が事業を推進する場合は、次点以降の交渉権者において、再度、成果物における技術的・法的な確認を経た後、次点以降の交渉権者の責任において使用されるものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号237の回答のとおりです。
302	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	7	第17条四	ここで言う「使用人」とは受注者と直接雇用関係がある者を指すと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
303	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	7	第17条2	「第Ⅰ期事業契約の契約金額と上限契約金額の合計額の10分の1に相当する額」との記載がありますが、ここで言う「上限契約金額」とは具体的に何を指すかご教示いただけますでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第7条第3項に記載のとおりです。
304	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	7	第17条2	ここで定める違約金は、本事業協定書を未締結の場合には、適用されないものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
305	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	7	第17条2	また、本事業協定書を締結済みだが第Ⅰ期事業に関する契約書を未締結の場合においては、違約金については、本事業協定書第11条二に定める金額のうち第Ⅰ期事業に要する費用（設計業務、工事施工等業務（施工技術検討））の10分の1に相当する金額となると考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第17条第2項に記載のとおり、上限契約金額も対象として請求します。
306	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	8	第17条3	本事業協定書第17条2で定める違約金については、損害賠償の予定とさせていただきますでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第17条第3項に記載のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
307	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	8	第19条	「受注者は、本事業協定に関連して発注者から知り得た情報を発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない」との記載がありますが、業務の遂行にあたり必要な範囲においては、受注者の責任において再委託先等に対して情報を開示しても良いと考えてよろしいでしょうか。	質問番号281の回答のとおりです。
308	新国立競技場整備事業（第I期）契約書		第13条	「事業費確認書は、要求水準（技術提案書に記載された提案内容が説明書等に記載された水準を上回る部分については技術提案書の提案内容が優先して適用される）に適合するものでなければならない」との記載がありますが、技術提案書においてオプション提案（見積金額とは別に別途費用がかかるもの）である旨の記載があるものについては、該当しないと考えるよろしいでしょうか。	技術提案書記載の内容の実施に係る費用は、全て提案事業費に含まれますので、ご質問にある「オプション提案（見積金額とは別に別途費用がかかるもの）」は存在しません。
309	新国立競技場整備事業（第I期）契約書		第16条 第16条2 第16条3	「発注者は、要求水準を変更することが必要であると認めるときには、要求水準の変更内容を記載した書面を受注者に通知し、その変更を請求する場合において、受注者は、提案事業費及び完成期限を遵守するための措置を講前項の措置を講じること。提案事業費及び完成期限を遵守するよう最大限努力しても、提案事業費の増加または完成期限の遅延が合理的に避けられないと認められる場合にあつては、要求水準の変更について発注者と協議する。」との記載がありますが、発注者の意向において要求水準を変更する場合については、いずれの時点においても、事業費上限額又は提案事業費の上限額もしくは完成期限に限らず、それに伴い必要と認められる請負代金増額と工期延長を行うことが前提であると考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び第12条、新国立競技場整備事業（第I期）契約書第16条並びに業務要求水準書P3-39第3章第5節2. (1)及びP3-41 (3)に記載のとおりです。 発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、事業費及び完成期限の取扱については、慎重な検討及び対応が必要となります。
310	新国立競技場整備事業（第I期）契約書		第16条 第16条2 第16条3	また、協議の結果、請負代金の増額、工期の延長が認められない場合には、要求水準の変更は行わないものと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第I期）契約書第16条に記載のとおり、受注者が提案事業費及び完成期限を遵守するよう最大限努力したうえで、要求水準の変更について発注者と協議するものとしてします。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
311	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）契約書		第16条3	提案事業費及び完成期限を遵守するよう最大限努力した結果、過大な費用がかかる場合には、その検討費用については、請負代金の変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号293の回答のとおりです。
312	設計業務委託契約基準	1	第6-2	「受注者は、成果物（第36第1項に規定する指定部分に係る成果物、第36第2項に規定する引渡部分に係る成果物及び未完成の成果物並びにこの契約を履行する上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、閲覧させ、複写させ、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。」との記載がありますが、業務の遂行に必要な範囲においては、受注者の責任において再委託先等に対して情報を開示し、複写しても良いと考えてよろしいでしょうか。	質問番号281の回答のとおりです。
313	設計業務委託契約基準	2	第7	「成果物又は本件建造物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該成果物又は本件建造物に係る著作権は、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属する。」との記載がありますが、著作権については、原則として受注者に帰属するものと考えてよろしいでしょうか。	設計業務委託契約基準第7条第1項に記載のとおり、著作権は受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属します。
314	設計業務委託契約基準	2	第8 第8-2 第9	この定めにかかわらず、万が一第Ⅰ期事業の受注者が価格等の交渉の不成立により第Ⅱ期事業の受注者に選ばれず、第Ⅰ期事業での成果物に基づき、次点以降の交渉権者が事業を推進する場合は、次点以降の交渉権者において、再度、成果物における技術的・法的な確認を経た後、次点以降の交渉権者の責任において使用されるものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号237の回答のとおりです。
315	設計業務委託契約基準	2	第9-3	「受注者は、その作成する成果物が第三者の著作権等を侵害するものではないことを表明する」との記載がありますが、万が一、第三者の著作権に該当する場合には、その使用に必要な費用を見積金額に含む場合には、特に問題ないと考えてよろしいでしょうか。	設計業務委託契約基準第9の3条に記載のとおりです。受注者が自らの責任の下で、第三者が有する特許権等を使用するために、提案事業費内で許諾料を支払うことは差し支えありません。なお、設計業務委託契約基準第9の3条第1項には、「表明する」ではなく、「発注者に対して保証する」と記載していますので、確認してください。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
316	設計業務委託契約基準	2	第9-3	また、受注者の作成する成果物に第三者の著作権等に該当するものが含まれる場合でも、受注者以外の第三者が受注者が作成した成果物により第Ⅱ期事業を遂行する場合には、当該第三者により第三者の著作権等に該当するかどうか確認するもので、第三者との間に紛争等を生じた場合でも、受注者は何ら責任を負うものではないと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業に関する事業協定書第16条に記載のとおり、受注者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、応募者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。
317	設計業務委託契約基準	2	第12	受注者から提案する技術提案書に記載のない事項で、発注者がその使用を指定した場合においては、この条文が適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	受注者が技術提案書に記載したかどうかに関わらず、設計業務委託契約基準第12条に記載のとおりです。
318	設計業務委託契約基準	5	第39 第39-2	ここで定める違約金については、損害賠償の予定とさせていただきませんかでしょうか。	設計業務委託契約基準第39条に記載のとおりです。
319	新国立整備事業（第Ⅰ期） 現場説明書 設計業務（基本設計・実施設計）、 工事施工等業務（施工技術検討）	2	7(3)③	「受注者は、契約基準第3に規定する発注者の調整に従ったことを理由として、業務委託料の変更又は必要な費用の負担を発注者に請求することはできない」との記載につきまして、工事請負契約基準第3（関連工事の調整）に基づき、発注者の調整に従い第三者の行う工事の円滑な施工に協力いたしますが、それにより受注者の工事内容に追加変更がある場合には、いずれの時点においても、上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号298の回答のとおりです。
320	新国立整備事業（第Ⅰ期） 現場説明書 設計業務（基本設計・実施設計）、 工事施工等業務（施工技術検討）	4	7(5)	著作権の帰属（契約基準第7第2項）については、特に特別な措置等は実施しておりませんが、本事業において弊社が作成する資料等については著作権法第15条の規定を満たしており、当然その著作権は弊社に帰属するものと考えておりますが、よろしいでしょうか。	質問番号313の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
321	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）契約書		第2条 第2条2 第3条 第3条2 第4 第4条2	第Ⅱ期事業については第Ⅰ期事業で作成した実施設計図を元に積算して見積金額を算出するものですので、実施設計図に基づき工事を完成するものと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）契約書第2条、第3条及び第4条に記載のとおり、業務を履行及び工事を完成させてください。
322	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）契約書		第14条	ここで言う「解体工事等に要する費用等」とは、第Ⅱ期事業の工事施工のうち建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に該当する費用のことを指すと考えてよろしいでしょうか。	解体工事等に要する費用等には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく工事の実施に係る費用を含みますので、契約締結時に金額及び内容を提示していただきます。
323	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）契約書		第20条	工事請負契約基準第18第4項に定める設計図書の変更または修正を受注者が行う場合は、それに伴い請負代金（設計図書の変更または修正費用も含む）が増額になる場合は、いずれの時点においても、事業費上限額又は提案事業費の上限額に限らず、工事請負契約基準第18第5項に基づき請負代金の変更を行うものと考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約基準第18条第5項及び新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）契約書第22条に記載のとおりです。 なお、受注者は、技術提案書記載の提案事業費を遵守していただく必要があります。提案事業費の遵守については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び業務要求水準書P3-39 第3章第5節2 (1)に記載のとおりです。 発注者及び受注者は、新国立競技場の整備プロセスについて、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」の点検を受けることとなるため、事業費の取扱については、慎重な検討及び対応が必要となります。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
324	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）契約書		第22条	「契約代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することとすることができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定めることとし、設計仕様書の変更についてもあわせて協議して、設計図書の変更は受注者が行うものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、設計図書及び設計仕様書の変更内容を発注者が定め、受注者に通知する。」との記載がありますが、契約金額の増額を行わない場合は、その相当額分について設計変更（数量減または仕様ダウン）をするものと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）契約書第22条に記載のとおりです。
325	工事請負契約基準	1	第1-4	「受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」との記載がありますが、業務の遂行にあたり必要な範囲においては、受注者の責任において再委託先等に対して情報を開示しても良いと考えてよろしいでしょうか。	質問番号281の回答のとおりです。
326	工事請負契約基準	1	第8	受注者から提案する技術提案書に記載のない事項で、発注者がその使用を指定した場合においては、この条文が適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号317の回答のとおりです。 受注者の技術提案書に記載があるか否かに関わらず、工事請負契約基準第8条に記載のとおりです。
327	工事請負契約基準	2	第13	「工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。」との記載がありますが、公共工事標準請負契約約款第13条のとおり、設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとするにさせていただきますでしょうか。	工事請負契約基準第13条に記載のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
328	工事請負契約基準	7	第39-2	「木造若しくはコンクリート造等の建物の建設工事（新築工事に限る。）で設計図書に定める建物の構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分にかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。」との記載がありますが、瑕今回の契約の目的物は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の対象となるものではありませんので、瑕疵担保期間については、公共工事標準契約約款第44条どおりとさせていただきますでしょうか。	工事請負契約基準第39条第2項に記載のとおりです。
329	工事請負契約基準	7	第40の2 第40の2-2	ここで定める違約金については、損害賠償の予定とさせていただきますでしょうか。	工事請負契約基準第40の2条に記載のとおりです。
330	工事監理業務委託契約基準	1	第1-4	「受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」との記載がありますが、業務の遂行にあたり必要な範囲においては、受注者の責任において再委託先等に対して情報を開示しても良いと考えてよろしいでしょうか。	質問番号281の回答のとおりです。
331	工事監理業務委託契約基準	1	第6-2	「受注者は、成果物（第36第1項に規定する指定部分に係る成果物、第36第2項に規定する引渡部分に係る成果物及び未完成の成果物並びにこの契約を履行する上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、閲覧させ、複写させ、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。」との記載がありますが、業務の遂行に必要な範囲においては、受注者の責任において再委託先等に対して情報を開示し、複写しても良いと考えてよろしいでしょうか。	質問番号281の回答のとおりです。
332	工事監理業務委託契約基準	4	第32 第32-2	ここで定める違約金については、損害賠償の予定とさせていただきますでしょうか。	工事監理業務委託契約基準第32条に記載のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
333	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 設計業務（設計意図伝達）、工事施工等業務（工事施工）、工事監理業務	1-2	7(3)③	「受注者は、契約基準第3に規定する発注者の調整に従ったことを理由として、業務委託料の変更又は必要な費用の負担を発注者に請求することはできない」との記載につきまして、工事請負契約基準第3（関連工事の調整）に基づき、発注者の調整に従い第三者の行う工事の円滑な施工に協力いたしますが、それにより受注者の工事内容に追加変更がある場合には、いずれの時点においても、上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号298の回答のとおりです。
334	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 設計業務（設計意図伝達）、工事施工等業務（工事施工）、工事監理業務	1-4	7(5)	著作権の帰属（契約基準第7第2項）については、特に特別な措置等は実施しておりませんが、本事業において弊社が作成する資料等については著作権法第15条の規定を満たしており、当然その著作権は弊社に帰属するものと考えておりますが、よろしいでしょうか。	質問番号313の回答のとおりです。
335	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 設計業務（設計意図伝達）、工事施工等業務（工事施工）、工事監理業務	2-1	5(2)②	「障害物の撤去又は移設をするときは、監督職員の指示により行うこと」との記載がありますが、地中障害物や事前の見積資料に明示されていない障害物について、その撤去又は移設を要する場合は、いずれの時点においても、事業費上限額又は提案事業費の上限額もしくは完成期限に限らず、工事請負契約基準第18第5項に基づき必要と認められる工期延長および請負代金の増額をするものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号248及び266の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
336	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 設計業務（設計意図伝達）、工事施工等業務（工事施工）、工事監理業務	2-2	5(2)⑤	「工事概要紹介施設」について、想定されている規模や仕様がございましたらご教示願います。	プレゼンテーションルーム（40席）95㎡程度、工事概要紹介ルーム70㎡程度（事務室（8席）20㎡程度を含む）を想定しています。なお、備品等に関しては、新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書工事施工等業務（工事施工）P2-2 5(2)⑤に記載のとおりです。
337	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 設計業務（設計意図伝達）、工事施工等業務（工事施工）、工事監理業務	2-4	6(1)②③	「基準第25第1項の規定により請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。」および「基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。」との記載がありますが、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議「新国立競技場の整備計画」4. コストの上限(1)において、「賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事請負契約約款第25条に準ずるとの記載に基づき、この記載は削除させていただきませんか。	「新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書工事施工等業務（工事施工）」P2-4 6（1）②③に記載のとおりです。
338	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 設計業務（設計意図伝達）、工事施工等業務（工事施工）、工事監理業務	2-4	6(1)⑤	「天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさない」との記載がありますが、損害合計額については、不可抗力による損害については、公共工事請負契約約款第29条のとおりとし、この記載は削除させていただきませんか。	「新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書工事施工等業務（工事施工）」P2-4 6（1）⑤に記載のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
339	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 設計業務（設計意図伝達）、工事施工等業務（工事施工）、工事監理業務	2-6	6(5)	「受注者は下請人を使用する場合は「建築工事標準下請契約約款に準拠した適切な下請契約を締結すること。」とのご指示につきましては、建築工事標準下請契約約款の内容に準じて、元請業者・下請人が対等な立場での契約といたしますので、発注者・元請業者間の契約につきましても同様に、公共工事請負契約約款に準拠した適切な契約としていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	工事に関する発注者・受注者の請負契約は、「新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）契約書」とします。
340	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 設計業務（設計意図伝達）、工事施工等業務（工事施工）、工事監理業務	2-6	6(6)	「下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。」との記載がありますが、下請代金の支払いについては法令に基づき適切に支払うということによろしいでしょうか。	「新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 工事施工等業務（工事施工）」P2-6 6（6）に記載のとおりです。
341	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 設計業務（設計意図伝達）、工事施工等業務（工事施工）、工事監理業務	2-7	6(11)	瑕今回の契約の目的物は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の対象となるものではありませんので、瑕疵担保期間については、公共工事標準契約約款第44条どおりとさせていただきませんか。	「新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 工事施工等業務（工事施工）」P2-7 6（11）に記載のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
342	施工条件	別紙1 別紙2	3 3(3)⑤	「工事車両が周辺道路を通行する際は十分に安全を確保するとともに、粉じん飛散防止、騒音・振動対策等に万全を期すこと。」および「工事施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の悪影響が生じないように、周辺環境の保全に努めること。」との記載につきましては、工事請負契約基準第28条第2項の定めを排除するものではないと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書工事施工等業務（工事施工）別紙 施工条件 P別紙-2 3（3）⑤に記載のとおりです。
343	施工条件	別紙1	3(1)②	「安全確保のため、近隣の学校等の行事に伴う工事の一時中断を求められた場合は、監督職員と協議すること。」との記載がありますが、工事を一時中断した場合には、いずれの時点においても、完成期限に限らず、必要と認められる工期の延長を行うものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号266の回答のとおりです。
344	施工条件	別紙1	3(2)①	JSCが、本事業の前に先行実施する関連工事とは、本年9月完了予定の土壌汚染調査（業務要求水準書2-4）のことを意味するのでしょうか。何か別途存在するというのであれば、ご教示願います。	「本事業の着工前に先行実施する予定の関連工事」とは、質問番号6のとおりです。
345	施工条件	別紙2	3(4)⑤	「夜間作業は、原則として、近隣への影響（騒音・振動等）が少ない軽微な作業や片付け、内装作業以外は認めない。」との記載がありますが、完成期限の厳守のために夜間作業が必要な場合の取扱いについては、別途ご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書工事施工等業務（工事施工）別紙 施工条件 P別紙-2 3（4）⑤に記載のとおりです。
346	施工条件	別紙4	3(6)②	「本工事に関して、第三者から説明の要求又は意見等の申し出があった場合は、直ちに誠意をもって対応すること。」との記載がありますが、第三者からのご要望により工事内容を追加変更する場合や施工条件が変更となる場合には、いずれの時点においても、事業費上限額又は提案事業費の上限額もしくは完成期限に限らず、それに伴い必要と認められる請負代金増額と工期延長を行うものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号248及び266の回答のとおりです。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
347	施工条件	別紙4	3(6)③④	「万一、工事に起因して損傷等を生じさせた場合は、受注者の責にて復旧を行うこと。」および「損傷等が生じた場合については、監督職員及び関係機関等と協議のうえ、適正に復旧すること。」との記載につきましては、工事請負契約条項第28及び第28第2項の定めを排除するものではないと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 工事施工等業務（工事施工）別紙 施工条件 P 別紙-4 3（6）③④に記載のとおりです。
348	施工条件	別紙4	3(8)①	「本工事に係る関係機関（工事車両通行のために協議する警察を含む。）への手続・申請等は、監督職員と協議の上、遅滞なく受注者が代行し、責任を持ってこれを完了すること。」との記載がありますが、ここに明記されていないものについて、法令上発注者がその申請を行うことと定められているものについては、発注者の費用負担で手続きするものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号274の回答のとおりです。
349	新国立競技場整備時用（Ⅱ期）現場説明書 工事監理業務	3-2	5(3)④	「受注者は、契約基準第3に規定する発注者の調整に従ったことを理由として、業務委託料の変更又は必要な費用の負担を発注者に請求することはできない」との記載につきまして、工事監理業務委託契約基準第3（関連工事の調整）に基づき、発注者の調整に従い第三者の行う工事の円滑な施工に協力いたしますが、それにより受注者の工事内容に追加変更がある場合には、いずれの時点においても、上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号298の回答のとおりです。
350	新国立競技場整備事業業務要求水準書	1-1	第2節	「受注者が提案した本事業に対する技術提案の内容のうち、本業務要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、受注者が本事業を実施するに当たっての要求水準の一部としてみなすものとする」との記載がありますが、技術提案書においてオプション提案（見積金額とは別に別途費用がかかるもの）である旨の記載があるものについては、該当しないと考えてよろしいでしょうか。	技術提案書記載の内容の実施に係る費用は、全て提案事業費に含まれますので、ご質問にある「オプション提案（見積金額とは別に別途費用がかかるもの）」は存在しません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
351	新国立競技場整備事業業務要求水準書	1-1	第3節	「独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）は、事業期間中に次の事由により要求水準の変更を行うことがある。」との記載がありますが、要求水準を変更した場合には、いずれの時点においても、事業費上限額又は提案事業費の上限額もしくは完成期限に限らず、必要と認められる請負代金増額と工期延長をするものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号248及び266の回答のとおりです。
352	新国立競技場整備事業業務要求水準書	1-2	第5節2	「【添付資料2】「適用基準等一覧」に示す基準等で、制定時から着工までの間に改定があった場合には、原則として改定された基準等を適用する。」との記載がありますが、適用基準の改定があった場合には、いずれの時点においても、事業費上限額又は提案事業費の上限額もしくは完成期限に限らず、必要と認められる請負代金増額と工期延長をするものとさせていただきませんか。	質問番号248及び266の回答のとおりです。
353	新国立競技場整備事業業務要求水準書	2-1	第1節1(1)(2)	「必要となる調査」との記載がありますが、今回の見積資料に事前調査の必要性が明示されておらず、かつ受注者が善管注意義務を果たしても事前調査の必要性を想定することが困難な事象については、業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	第4回質問番号76の回答のとおりです。
354	新国立競技場整備事業業務要求水準書	2-1	第1節1(1)(2)	「行政手続き」については、今回提示された見積資料に具体的に明記されていないものについて、法令上発注者がその申請を行うことと定められているものについては、発注者の費用負担で手続きするものと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書設計業務（基本設計・実施設計）・工事施工等業務（施工技術検討）P6Ⅱ6（1）3に記載のとおり、本事業において必要な行政手続きについては、本事業に含まれます。
355	新国立競技場整備事業業務要求水準書	2-3	第2節1(4)	ここでご提示いただいたもの以外に、地中埋設物が発見された場合の取り扱いについては、いずれの時点においても、事業費上限額又は提案事業費の上限額もしくは完成期限に限らず、第Ⅱ期契約書工事請負契約基準第18条（条件変更）に則り処理をするという理解でよろしいでしょうか。	質問番号248及び266の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
356	新国立競技場整備事業業務要求水準書	2-4	第2節1(6)	「当敷地内における土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第117条に基づく調査は、平成27年9月に完了予定。」との記載がありますが、これについては今回の見積資料としてご提示いただいておりますので、これにより本事業の計画、工事内容、工期等に影響がある場合には、いずれの時点においても、事業費上限額又は提案事業費の上限額もしくは完成期限に限らず、必要と認められる請負代金増額と工期延長をするものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号248及び266の回答のとおりです。
357	新国立競技場整備事業業務要求水準書	2-5	第2節2(3)①	「この場合において、旧計画との比較と議論がされることが見込まれるため、その場合は真摯に対応すること。」との記載について真摯に対応いたしますが、関係者との協議においてご提案した内容や要求水準に明示された条件と異なる計画・工事内容とすることになった場合には、いずれの時点においても、事業費上限額又は提案事業費の上限額もしくは完成期限に限らず、必要と認められる請負代金増額と工期延長をするものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号248及び266の回答のとおりです。
358	新国立競技場整備事業業務要求水準書	2-5 2-6	第2節2(3)③	公園監理者等との協議において、ご提案した内容や要求水準に明示された条件と異なる計画・工事内容とすることになった場合には、必要と認められる請負代金増額と工期延長をするものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号248及び266の回答のとおりです。
359	新国立競技場整備事業業務要求水準書	3-1	第1節	「東京大会開催に間に合うように確実に完成させる。」との記載がありますが、いずれの時点においても、設計業務委託契約基準第23・工事請負契約基準第21・工事監理業務委託契約基準第19に定めのある事項に該当する場合は、完成期限にかかわらず、履行期間・または工期延長の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号266の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
360	新国立競技場整備事業業務要求水準書	3-7	第3節 2(4)a)b)d)e)f)	日照障害、風害対策、排気・排熱、騒音、光害等について、本計画は大規模プロジェクトであり、新たに国立競技場を建設したことにより周辺環境に全く影響を与えないというのは不可能です。で、周辺環境へ配慮した計画をご提案いたしますが、その結果として契約の目的物による第三者損害が発生した場合には、受注者は何ら責任を負うものではないと考えてよろしいでしょうか。	設計業務委託契約基準第28条によります。
361	新国立競技場整備事業業務要求水準書	3-9	第3節4(2)①	「Accessibility Guide (2013年6月IPC発行。今後、発行される東京版を含む。)を踏まえ、計画すること。」との記載がありますが、今後発行される東京版については、今回の見積資料としてはご提示を頂いておりませんので、これに伴い計画・工事内容を変更する場合は、必要と認められる請負代金増額と工期延長をするものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号248及び266の回答のとおりです。
362	新国立競技場整備事業業務要求水準書	3-14	第4節1(7)②	「なお、視覚障がい者誘導ブロック等の設置については、視覚障害者団体と協議を行う。」との記載がありますが、この協議に伴い計画・工事内容を変更する場合は、いずれの時点においても、事業費上限額又は提案事業費の上限額もしくは完成期限に限らず、必要と認められる請負代金増額と工期延長をするものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号248及び266の回答のとおりです。
363	新国立競技場整備事業業務要求水準書	3-20	第4節1(13)⑬	「ブロードキャストコンパウンド(放送用大型中継車及び仮設諸室等のスペース)を組織委員会と協議して確保する。」との記載がありますが、この協議に伴い計画・工事内容を変更する場合は、いずれの時点においても、事業費上限額又は提案事業費の上限額もしくは完成期限に限らず、必要と認められる請負代金増額と工期延長をするものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号248及び266の回答のとおりです。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
364	新国立競技場 整備事業業務 要求水準書	3-39	第5節1(1)②	「受注者は、設計企業、建設企業及び工事監理企業が実施する各業務に関して、施設整備をより適切に実施するために、その業務内容を精査した上で、業務分担を適切かつ具体的に定める。また、各企業は、それぞれの業務分担における責任を果たすとともに、事業全体につき連帯して適切に業務を遂行するものとする。」との記載がありますが、設計・施工・監理業務を行う各構成員が、それぞれの業務範囲において単独で責任を負うものとさせていただきませんかでしょうか。	新国立競技場整備事業業務要求水準書P3-39 第5節1(1)②に記載のとおり、事業全体につき連帯して適切に業務を遂行してください。
365	新国立競技場 整備事業業務 要求水準書	3-39	第5節2(1)①	「なお、いずれの時期においても、受注者が作成する事業費確認書等の建設費及び設計・監理費等の各合計額は、受注者の技術提案書において提案された提案事業費の各合計額をそれぞれ下回るものとする。」との記載がありますが、いずれの時点においても、工事内容に追加変更があった場合、法令の改正（消費増税も含む）、行政指導、不可抗力、物価上昇の他、受注者に正当な理由がある場合には、この上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
366	新国立競技場整備事業業務要求水準書	3-39	第5節2(1)③	「事業期間中において、要求水準又は設計図書の変更に伴い、事業費の増加の恐れがある場合には、受注者は、コスト縮減の方法を検討し、必要となる要求水準又は設計図書の変更の調整について、変更金額一覧表とともに、その根拠等が十分に説明できる資料を添えてJSCと協議することにより、事業期間に渡って事業費を遵守するものとする。」との記載がありますが、いずれの時点においても、工事内容に追加変更があった場合、法令の改正（消費増税も含む）、行政指導、不可抗力、物価上昇の他、受注者に正当な理由がある場合には、この上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。
367	新国立競技場整備事業業務要求水準書	3-41	第5節2(3)	「工期については、受注者の技術提案書において提案された完成期限を遵守する」との記載がありますが、いずれの時点においても、設計業務委託契約基準第23・工事請負契約基準第21・工事監理業務委託契約基準第19に定めのある事項に該当する場合は、いずれの時点においても、完成期限にかかわらず、履行期間・または工期延長の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号266の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
368	参考資料16 事業費確認書 (基本設計着手前)  参考資料17 事業費確認書 (基本設計完了時)	注意事項	※1 ※2	「事業費内訳の建設費合計及び設計・監理費合計は、それぞれ技術提案時における提案事業費を下回ること。」および「提案事業費について、建設費及び設計・監理費の各合計額は工事契約の条件であり、提案事業費の建設費及び設計・監理費の各合計欄は発注者の提示するそれぞれの事業費上限額を下回ること。」との記載がありますが、いずれの時点においても、工事内容に追加変更があった場合、法令の改正（消費増税も含む）、行政指導、不可抗力、物価上昇の他、受注者に正当な理由がある場合には、この上限額に限らず、受注者が要する費用については、請負代金の増額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。
369	業務要求水準書 添付資料11 各室性能表	42311	ホスピタリティ機能	主要室名称「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館 収蔵・展示スペース」とは故秩父宮殿下の遺品を収蔵・展示する「展示室75㎡」「収蔵庫25㎡」 100㎡のみで宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
370	同上	同上	同上	上記「展示室75㎡」の展示設計施工業務は当業務には含まれないと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
371	説明書	1		説明書の冒頭に、『説明書及び同時配布する資料（以下「本説明書」という）による』との記載がありますが、「説明書」と「同時配布する資料」との間で内容の相違や齟齬があった場合は、説明書が優先するという理解でよろしいでしょうか。（例えば、「説明書」と「新国立競技場の整備計画」とでは、説明書が優先するなど。）	「説明書」と「同時配布する資料」との間には、内容の相違や齟齬はありません。内容の相違や齟齬があるとお考えの箇所があれば、具体的に質問してください。
372	説明書	1	3(3)①	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）契約内容に、工期短縮のために新築工事着工前に行う準備工事（仮設事務所設置、仮囲い設置、工事用ゲート設置、敷地造成・残土搬出、地盤改良等）の内容を含めることは可能でしょうか。	ご質問にある準備工事は、新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）に含みません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
373	説明書	1	3(5)①	技術提案を行う対象となる「新国立競技場整備事業(本事業)」の範囲には、説明書3-(5)の①に「応募者は、本事業における工事施工等業務(工事施工)に係る費用が下記aを超えない範囲で技術提案を行うこと」とありますが、それは、「b別途工事(施工前に先行実施する予定の関連工事)」に係る業務を含んで、aの1528億円(税込)を超えない範囲という主旨でしょうか。それとも、内訳のa・bの各々の上限額を超えずに、全体の業務の提案額が1,550億円(税込)を超えてはならないという主旨でしょうか。	説明書P2 3(5)①b別途工事は、本事業の対象外です。応募者は、工事施工等業務(工事施工)に係る費用が1,528億円(消費税8%を含む税込)を超えないことを前提として、技術提案書を作成してください。
374	説明書	1	3(5)①	説明書3-(5)の①に記載の「新国立競技場のスタジアム本体及び周辺工事に係る工事費の上限額」内訳の「b別途工事(施工前に先行実施する予定の関連工事) 22億円(税込額)」に関する発注時期及び発注方式をご教示ください。	別途工事に関する発注時期及び発注方式は、別途工事の調達手続において公表します。
375	説明書・技術提案書作成要領	2(説明書)・別紙様式4(作成要領)	3(5)(説明書)	説明書3-(5)に「なお、特定された技術提案書に事業費の縮減に係る内容があった場合は、技術提案書に記載された事業費(以下、「提案事業費」という。)～」との記載がありますが、この「提案事業費」とは、「技術提案書作成要領」別紙様式4の「更なる事業費縮減に向けた工夫に関する提案」の縮減金額ではなく、同様式4の「事業者としての事業費上限額(提案事業費)」の金額を指すものとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
376	説明書・技術提案書作成要領	2(説明書)・別紙様式4(作成要領)	3(5)(説明書)	「技術提案書作成要領」別紙様式4事業費提案書の「提案事業費」欄※2に記載する「発注者の提示するそれぞれの事業費上限額」とは、説明書3-(5)に記載する「a本事業における工事施工等業務(工事施工)に係る費用の上限額1,550億円(税込額)」及び、「設計・監理等に係る費用の上限額40億円(税込額)」を指すものと理解してよろしいでしょうか。	「発注者の提示するそれぞれの事業費上限額」とは、説明書P2に記載のとおり、「a本事業における工事施工等業務(工事施工)に係る費用の上限額1,528億円(消費税8%を含む税込)」及び「設計・監理等に係る費用の上限額40億円(消費税8%を含む税込)」です。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
377	説明書・新国立競技場の整備計画（別紙2）	2（説明書）	3(5)①（説明書）	本事業における工事施工等業務工事費の上限額は1,528億円（税込）とありますが、想定されているスタジアム本体の金額は、「新国立競技場の整備計画」（別紙2）にある通り1,350億円（税込額）程度と考えてよろしいでしょうか。	スタジアム本体及び周辺工事（施工前に先行実施する予定の関連工事を除く）に係る費用の上限額が1,528億円です。なお、スタジアム本体及び周辺工事（施工前に先行実施する予定の関連工事を除く）それぞれの上限拘束性を有するものではありません。
378	説明書	3	3(6)	説明書3-(6)事業スケジュールのうち、事業協定書締結以降の契約手続きを見直すことで、工期短縮に繋がると判断した場合、そのような提案を行うことは可能でしょうか。（例えば、資材の発注や準備工事部分に関する内容の契約を先行して行うなど。）	説明書P3 3（6）に記載のとおり、事業スケジュールを想定しています。発注者は、受注者が資材の発注等を先行することに関して責任を負いません。
379	説明書	9	4(3)⑥	「設計企業が設計共同体である場合、（割愛）技術提案書の提出期限の日までに本事業に係る設計共同体の属する共同企業体として設計・コンサルティング業務資格の認定を受けていること。」とございます。10月26日までに「共同企業体の競争参加資格審査申請書」を提出した後、競争参加資格の確認の結果の通知の受領予定日をお示ください。	競争参加資格の確認結果については、10月6日までに通知を行います、10月6日までに共同企業体の競争参加資格の審査が完了していない場合は、共同企業体の競争参加資格を有していることを前提として確認した結果を通知することとなります。ただし、当該確認を受けた者が、技術提案書の提出時に共同企業体の競争参加資格を満たしていないときは、競争参加資格を失うこととなります。 なお、共同企業体の競争参加資格については、審査終了次第、速やかに通知いたします。
380	説明書	17	4(4)⑤	「建設共同体が工事施工等業務を行う場合、（割愛）技術提案書の提出期限の日までに本事業に係る建設共同体の属する共同企業体として競争参加資格の認定を受けていること。」とございます。10月26日までに「共同企業体の競争参加資格審査申請書」を提出した後、競争参加資格の確認の結果の通知の受領予定日をお示ください。	競争参加資格の確認結果については、10月6日までに通知を行います、10月6日までに共同企業体の競争参加資格の審査が完了していない場合は、共同企業体の競争参加資格を有していることを前提として確認した結果を通知することとなります。ただし、当該確認を受けた者が、技術提案書の提出時に共同企業体の競争参加資格を満たしていないときは、競争参加資格を失うこととなります。 なお、共同企業体の競争参加資格については、審査終了次第、速やかに通知いたします。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
381	説明書	19	4(5)⑦	「工事監理企業が監理共同体である場合、(割愛)技術提案書の提出期限の日までに本事業に係る監理共同体の属する共同企業体として競争参加者の資格の認定を受けていること。」とございます。10月26日までに「共同企業体の競争参加資格審査申請書」を提出した後、競争参加資格の確認の結果の通知の受領予定日をお示してください。	競争参加資格の確認結果については、10月6日までに通知を行います、10月6日までに共同企業体の競争参加資格の審査が完了していない場合は、共同企業体の競争参加資格を有していることを前提として確認した結果を通知することとなります。ただし、当該確認を受けた者が、技術提案書の提出時に共同企業体の競争参加資格を満たしていないときは、競争参加資格を失うこととなります。 なお、共同企業体の競争参加資格については、審査終了次第、速やかに通知いたします。
382	説明書 求める技術提案書及び審査基準について	3	評価項目	工期短縮目標期日である平成32年1月31日から、更に工期短縮する提案がなされた場合、更なる加点对象となるとの理解でよろしいでしょうか。	評価については、「求める技術提案書及び審査基準について」の評価基準のとおりであり、それ以外はお示しできません。
383	説明書別添 「共同企業体の競争参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント)」	—	09	測量等実績高について、今回新たに設立した共同企業体の場合、共同企業体としての直前2ヶ年の実績はございませんが、その場合は記載は不要という認識でよろしいでしょうか。 または構成会社の平均、もしくは構成会社の合計を記載するのでしょうか。	測量等実績高は、各構成会社の測量等実績高の合計を記載して下さい。
384	説明書別添 「共同企業体の競争参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント)」	—	10	有資格者数について、共同企業体の構成会社の総数を記載するのでしょうか。	有資格者数は、各構成会社の総数を記載して下さい。
385	説明書別添 「共同企業体の競争参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント)」	—	12	自己資本額について、共同企業体の各構成会社のそれぞれの直前決算時の合計額を記載するのでしょうか。	自己資本額は、各構成会社の合計を記載して下さい。時点は、直前決算時として下さい。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
386	説明書別添 「共同企業体の競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント）」	—	16	外資状況については、該当がない場合、記載欄を斜線で消すという認識でよろしいでしょうか。	記載不要です。
387	説明書別添 「共同企業体の競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント）」	—	17	営業年数等について、新たに設立した共同企業体の場合、共同企業体としての営業年数はございませんが、その場合は記載は不要という認識でよろしいでしょうか。 または構成会社の平均を記載するのでしょうか。その場合は、時点は記載日でよろしいでしょうか。	営業年数等は、各構成会社の営業年数の平均値（一年未満は切捨て）を記載して下さい。時点は、直前の決算時として下さい。
388	説明書別添 「共同企業体の競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント）」	—	18	常勤職員の数について、共同企業体の構成会社の常勤職員総数を記載するのでしょうか。また、いつ時点の数値を記載すればよろしいでしょうか。	常勤職員の数は、各構成会社の常勤職員数の総数を記載して下さい。時点は、直前の決算時として下さい。
389	新国立競技場の整備計画(別紙1)	—	(1)⑤	約19万4500㎡には駐車場部分は全てこの面積に含まれるのか等、算出するための条件をご教示ください。	業務要求水準書P3-3 第3章第2節1表2⑧に記載のとおり、駐車場等機能の面積は約26,000㎡で、東京都駐車場条例に基づき駐車台数300台程度を想定しています。なお、条件についてはP3-19 第4節1 (12) 駐車場を参照してください。
390	新国立競技場の整備計画(別紙2)	—	新国立競技場の整備コスト(1) 工事費① スタジアム本体	大会組織委員会からの追加要望（50億円）を反映との記載がありますが、追加要望（50億円(税込)）は業務要求水準書に示されている内容に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
391	「新国立競技場整備事業共同企業体協定書」(共同実施方式)	—	「新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第I期)」	共同企業体の競争参加資格審査申請書提出時に共同企業体協定書の写しを提出することになっておりますが、共同実施方式の場合の「新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第I期)」は、出資割合の記載が必要な為、①書類提出時には当該書類の提出は行わず、後日、比率が決定次第、書面で報告する、あるいは②出資比率は提出日時点での仮の比率を記載し、後日、比率が決定次第、書面で報告する、ことで対応したいと考えますがよろしいでしょうか。	比率が決定次第、書面で報告して下さい。
392	「新国立競技場整備事業共同企業体協定書」(共同実施方式)	—	「新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第II期)」	共同企業体の競争参加資格審査申請書提出時に共同企業体協定書の写しを提出することになっておりますが、共同実施方式の場合の「新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第II期)」は、出資割合の記載が必要な為、①書類提出時には当該書類の提出は行わず、後日、比率が決定次第、書面で報告する、あるいは②出資比率は提出日時点での仮の比率を記載し、後日、比率が決定次第、書面で報告する、ことで対応したいと考えますがよろしいでしょうか。	比率が決定次第、書面で報告して下さい。
393	「新国立競技場整備事業共同企業体協定書」(分担実施方式)	—	「新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第I期)」	共同企業体の競争参加資格審査申請書提出時に共同企業体協定書の写しを提出することになっておりますが、分担実施方式の場合の「新国立競技場整備事業〇〇共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第I期)」は、業務額の記載が必要な為、①書類提出時には当該書類の提出は行わず、後日、金額が決定次第、書面で報告する、あるいは②業務額は提出日時点での仮の金額を記載し、後日、金額が決定次第、書面で報告する、ことで対応したいと考えますがよろしいでしょうか。	金額が決定次第、書面で報告して下さい。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
394	「新国立競技場整備事業共同企業体協定書」(分担実施方式)	—	「新国立競技場整備事業○共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第Ⅱ期)」	共同企業体の競争参加資格審査申請書提出時に共同企業体協定書の写しを提出することになっておりますが、分担実施方式の場合の「新国立競技場整備事業○○共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第Ⅱ期)」は、業務額の記載が必要な為、①書類提出時には当該書類の提出は行わず、後日、金額が決定次第、書面で報告する、あるいは②業務額は提出日時点での仮の金額を記載し、後日、金額が決定次第、書面で報告する、ことで対応したいと考えますがよろしいでしょうか。	金額が決定次第、書面で報告して下さい。
395	「新国立競技場整備事業共同企業体協定書」(併用方式)	—	「新国立競技場整備事業○共同企業体協定書第9条に基づく協定書(第Ⅰ期)」	共同企業体の競争参加資格審査申請書提出時に共同企業体協定書の写しを提出することになっておりますが、併用方式の場合の「新国立競技場整備事業○○共同企業体協定書第9条に基づく協定書(第Ⅰ期)」は、業務額の記載が必要な為、①書類提出時には当該書類の提出は行わず、後日、金額が決定次第、書面で報告する、あるいは②業務額は提出日時点での仮の金額を記載し、後日、金額が決定次第、書面で報告する、ことで対応したいと考えますがよろしいでしょうか。	金額が決定次第、書面で報告して下さい。
396	「新国立競技場整備事業共同企業体協定書」(併用方式)	—	「新国立競技場整備事業○共同企業体協定書第9条に基づく協定書(第Ⅱ期)」	共同企業体の競争参加資格審査申請書提出時に共同企業体協定書の写しを提出することになっておりますが、併用方式の場合の「新国立競技場整備事業○○共同企業体協定書第9条に基づく協定書(第Ⅱ期)」は、業務額の記載が必要な為、①書類提出時には当該書類の提出は行わず、後日、金額が決定次第、書面で報告する、あるいは②業務額は提出日時点での仮の金額を記載し、後日、金額が決定次第、書面で報告する、ことで対応したいと考えますがよろしいでしょうか。	金額が決定次第、書面で報告して下さい。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
397	「新国立競技場整備事業共同企業体協定書」(併用方式)	—	「新国立競技場整備事業○共同企業体協定書第10条に基づく協定書(共同実施する業務等・第I期)」	共同企業体の競争参加資格審査申請書提出時に共同企業体協定書の写しを提出することになっておりますが、併用方式の場合の「新国立競技場整備事業○○共同企業体協定書第10条に基づく協定書(共同実施する業務等・第I期)」は、出資割合の記載が必要な為、①書類提出時には当該書類の提出は行わず、後日、比率が決定次第、書面で報告する、あるいは②出資比率は提出日時点での仮の比率を記載し、後日、比率が決定次第、書面で報告する、ことで対応したいと考えますがよろしいでしょうか。	比率が決定次第、書面で報告して下さい。
398	「新国立競技場整備事業共同企業体協定書」(併用方式)	—	「新国立競技場整備事業○共同企業体協定書第10条に基づく協定書(共同実施する業務等・第II期)」	共同企業体の競争参加資格審査申請書提出時に共同企業体協定書の写しを提出することになっておりますが、併用方式の場合の「新国立競技場整備事業○○共同企業体協定書第10条に基づく協定書(共同実施する業務等・第II期)」は、出資割合の記載が必要な為、①書類提出時には当該書類の提出は行わず、後日、比率が決定次第、書面で報告する、あるいは②出資比率は提出日時点での仮の比率を記載し、後日、比率が決定次第、書面で報告する、ことで対応したいと考えますがよろしいでしょうか。	金額が決定次第、書面で報告して下さい。
399	「新国立競技場整備事業共同企業体協定書」(併用方式)	—	「新国立競技場整備事業○共同企業体協定書第11条に基づく協定書(分割実施する業務等・第I期)」	共同企業体の競争参加資格審査申請書提出時に共同企業体協定書の写しを提出することになっておりますが、併用方式の場合の「新国立競技場整備事業○○共同企業体協定書第11条に基づく協定書(分割実施する業務等・第I期)」は、業務額の記載が必要な為、①書類提出時には当該書類の提出は行わず、後日、金額が決定次第、書面で報告する、あるいは②業務額は提出日時点での仮の金額を記載し、後日、金額が決定次第、書面で報告する、ことで対応したいと考えますがよろしいでしょうか。	金額が決定次第、書面で報告して下さい。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
400	「新国立競技場整備事業共同企業体協定書」(併用方式)	—	「新国立競技場整備事業○ ○共同企業体協定書第11条に基づく協定書(分割実施する業務等・第Ⅱ期)」	共同企業体の競争参加資格審査申請書提出時に共同企業体協定書の写しを提出することになっておりますが、併用方式の場合の「新国立競技場整備事業○○共同企業体協定書第11条に基づく協定書(分割実施する業務等・第Ⅱ期)」は、業務額の記載が必要な為、①書類提出時には当該書類の提出は行わず、後日、金額が決定次第、書面で報告する、あるいは②業務額は提出日時点での仮の金額を記載し、後日、金額が決定次第、書面で報告する、ことで対応したいと考えますがよろしいでしょうか。	金額が決定次第、書面で報告して下さい。
401	技術提案書作成要領	2	3(1)①	延床面積とは延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号)と同じと考えてよろしいでしょうか。	延床面積は、延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号)とは異なります。 技術提案書作成要領P2 3 (2) ①に記載したとおりです。
402	技術提案書作成要領	—	別紙様式4	別紙様式4「事業費提案書」における更なる事業費縮減に向けた工夫欄の「縮減方策を最大限実現した場合の事業費の見込み額」に、実現性が不確かだが、実現した場合には大幅な事業費縮減となる提案をした場合(最大限の縮減額を記載した場合)で、その提案が採用された場合は、結果として、当該最大縮減額に達しない部分は全て受注者の負担(リスク)となるのでしょうか。	事業協定書に定める工事施工の費用の上限は、別紙様式4「事業費提案書」で提案される「提案事業費」であり、「縮減方策を最大限実現した場合の事業費の見込み」の額ではありません。 なお、「更なる事業費縮減に向けた工夫」については、注意事項※4に記載しているとおり、事業費のより一層の縮減や事業費抑制の確実性向上を目的としているとともに、「求める技術提案書及び審査基準について」において、「事業費の縮減」の評価基準は、事業費の縮減の実現性(事業費の抑制幅及び事業費縮減策の確実性)とされていることを申し添えます。
403	技術提案書作成要領	—	別紙様式6	別紙様式6に記載された経費項目「特別経費」、「直接経費」、「間接経費」、「技術料等経費」の定義をお示し下さい。	官庁施設の設計業務等積算基準によります。 内容は以下のURLを参照してください。 <a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_gyoumus_ekisankijun.htm">http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_gyoumus_ekisankijun.htm</a>
404	技術提案書作成要領	—	別紙様式6	別紙様式6に記載された経費項目「特別経費」、「直接経費」、「間接経費」、「技術料等経費」の算出方法をお示し下さい。	質問番号403の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
405	業務要求水準書	目次		「行政協議一覧」とありますが、協議した内容や計画図等についても開示頂けると考えてよろしいでしょうか。	技術提案参加者への資料4「行政協議等一覧」は、協議の概要になります。
406	業務要求水準書	1-2	1	本事業の実施に当たっては、関係法令等によりありますが、緑化計画上順守すべき法令は、新宿区みどりの条例と考えてよろしいでしょうか。	計画内容に応じ、関係法令を遵守し、適切な設計としてください。
407	業務要求水準書	1-2	1	新宿区みどりの条例に基づく緑化基準算定における建築面積はスタジアム部分の投影面積と考えてよろしいでしょうか。	新宿区にご確認ください。
408	業務要求水準書	2-1	2	敷地周辺道路の整備について、道路線形変更工事以外は全て別途工事と考えますがよろしいでしょうか。	【参考資料1】「線形変更協議図」は旧計画におけるものを参考として添付しました。本事業に伴い必要となる周辺道路整備は、本事業に含まれます。
409	業務要求水準書	2-2	1. (1)	敷地区の軟式野球場部分にサブトラック等ウォームアップ施設との記載がありますが、詳細明記がありません。当該部分の整備は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
410	業務要求水準書	2-3 2-4	1. (4)	『①、②及び③は計画に応じて受注者が撤去することが可能である。』とありますが、添付資料3整備区分表では杭・地下躯体の撤去は本事業となっています。業務要求水準書を正と考えますがよろしいでしょうか。	①、②及び③は計画に応じて受注者が撤去することが可能であり、撤去する場合は、本事業に含まれます。
411	業務要求水準書	2-3 2-4	1. (4)	『①、②及び③は計画に応じて受注者が撤去することが可能である。』とありますが、計画上支障がなければそのまま残置してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
412	業務要求水準書	2-3 2-4	1. (4)	『⑥は可能な限り残置する計画とする。』とありますが、現位置に残すとしたもの及び移植したものについては枯木補償の対象外としてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
413	業務要求水準書	2-3 2-4	1. (4)	①～⑥以外の敷地内残置物があった場合の撤去工事は別途と考えてよろしいでしょうか。	①～⑥以外の敷地内残置物があった場合の撤去工事は、本事業に含みます。 なお、提案事業費については新国立競技場整備事業に関する事業協定書第11条及び業務要求水準書第3章第5節2(1)に、完成期限については新国立競技場整備事業に関する事業協定書第12条及び業務要求水準書第3章第5節2(3)に記載のとおりです。
414	業務要求水準書	2-3 2-4	1. (4)	明治公園（四季の庭・霞岳広場）、明治公園橋、区道廃道部、区道廃道部インフラの撤去は別途であり、着工前には完了しているものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
415	業務要求水準書	2-4	1. (4)⑤	⑤マテバシイ及び石垣は敷地内に残置する計画とありますが、敷地内における移設は不可と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
416	業務要求水準書	2-4	1. (7)	『当該地は新国立競技場の敷地外ではあるが、本事業により表層を整備する。』とありますが、範囲・仕様をご指示ください。	範囲は、【添付資料4】「本事業での整備内容（都市計画関連）」を参照してください。仕様は、連坦する新国立競技場の外構（歩道状空地）と同様の仕様としてください。
417	業務要求水準書	2-4	1. (7)	地下水の有効利用を検討するにあたり、地下鉄国立競技場駅からの地下水の水温や温度データがあれば、ご提示ください。	データはありません。
418	業務要求水準書	2-5	2. (2) 添付資料4-1	現都営霞ヶ丘アパートの敷地に整備される公園（以下「新明治公園」という。）と記載がありますが、公園の整備について詳細明記がありません。別途工事と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、歩行者デッキ2号の接続部分の工事は本事業に含まれます。
419	業務要求水準書	2-5	2. (2)	敷地南側の都営霞ヶ丘アパートについて、当該敷地については都市計画に基づき新明治公園が整備され、歩行者デッキ2号によって敷地と接続される計画ですが、接続工事時において当該アパート建物は解体済と考えています。その解体予定時期に関して、工事工期に大きな影響を及ぼすため、明確にご教示ください。	都営霞ヶ丘アパートは、2016年1月末に住民の移転の完了を予定しており、その後、解体工事に着手すると、東京都から聞いています。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
420	業務要求水準書	2-5	2. (2)	上記敷地南側の都営霞ヶ丘アパートについて、工事工期を厳守するために、施工期間中、敷地が狭いため工事ヤードに使用できると考えていますがよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 工事施工等業務（工事施工）P2-1 5（1）のとおりです。
421	業務要求水準書	2-5	2. (3)①	「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」中の記述が計画に影響を及ぼす可能性があるため、添付資料等で発行いただけないでしょうか。	東京都において公開しており、ホームページ等を参照してください。
422	業務要求水準書	2-5	2. (3)-①	「東京都市計画神宮外苑地区地区計画企画提案書」は、受注者に開示されるとありますが、旧計画と比較検討しどの程度の計画案変更が可能なのかを早期に見極めるためにも、いつ開示いただけるかお教えてください。	第3回質問番号58の回答のとおりです。
423	業務要求水準書	2-5	2. (3)②b	「敷地条件や立体都市公園・広場・歩道状空地等から導かれるまちづくりの考え方は、原則として旧計画を踏襲していること」とあります。 【添付資料5-4】の「位置及び区域, 立体的な範囲」は旧計画を踏襲して計画し、更なる事業費の縮減に向けた工夫や景観への配慮として技術提案書に別案を提示してもよろしいでしょうか。	業務要求水準書や公法規制等を遵守し、技術提案書作成要領に基づき提案してください。
424	業務要求水準書	2-5	2. (3)②b	「原則として旧計画を踏襲していること」と記載されていますが、旧計画の考え方はどの資料に記載されているのか具体的にお示してください。	業務要求水準書や添付資料等を参照してください。また、業務要求水準書の目次のとおり、「東京都市計画神宮外苑地区地区計画企画提案書」等は技術提案参加者に守秘義務契約を締結した上で提示いたします。
425	業務要求水準書	2-5 添付資料7、8	2. (3)②c)	立体都市公園におけるデッキ下の基礎等の詳細位置は管理主体が確定後の協議とありますが、柱をおとしてよいエリアや、大まかな断面構成のわかる資料や図面を発行いただけないでしょうか。	【添付資料7】「歩行者デッキ1号整備概要」及び【添付資料8】「歩行者デッキ2号整備範囲」の「デッキの計画範囲」のとおりです。また、新国立競技場敷地内の歩道状空地、東京体育館第2駐車場、新明治公園の空間をより有効に確保するため、柱は敷地内の敷地境界際に配置してください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
426	業務要求水準書	2-5 添付資料4、7-1・2	2. (3)③	歩行者デッキ1号の渡し部分が本事業での整備内容に含まれておりますが、設計については東京体育館第2駐車場の改修設計等を含むと記載があります。第2駐車場の改修工事は本事業範囲と考えてよろしいでしょうか。また設計に当たっては管理者と協議することと記載があります。提案時は第2駐車場の改修工事はコストに含まないことでよろしいでしょうか。	歩行者デッキ1号や渡し部分の整備に必要なとなる工事は、第2駐車場の改修工事等も含め本事業に含まれます。
427	業務要求水準書	2-6 添付資料4、8-1・2	2. (3)③	歩行者デッキ2号の接続部分が本事業での整備内容に含まれておりますが、新明治公園との取合部分の工事については本事業範囲と考えてよろしいでしょうか。また接続等設計に当たっては管理者と協議することと記載があります。提案時は新明治公園との取合部分の工事についてはコストに含まないことでよろしいでしょうか。	新明治公園との取合部分の工事等歩行者デッキ2号や接続部分の整備に必要なとなる工事は、費用も含め本事業に含まれます。
428	業務要求水準書	2-6	3	東京電力が敷地北側の地下の一部を占有しているとありますが、これは計画に応じて協議の上撤去していただくことはできるのでしょうか。	撤去することはできません。
429	業務要求水準書	2-6	3	敷地が新宿区、渋谷区双方に立地しています。雨水抑制について、貯留量、放流可能量などご指示ください。	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書P. 21「（参考）旧計画における行政協議等の例」の新宿区雨水流出抑制施設の設置に関する要綱及び渋谷区雨水流出抑制施設設置指導要綱に基づき設計してください。 なお、計画書は、新宿区、渋谷区の両区に提出することとなります。
430	業務要求水準書	2-6 ～2-7	4(1)② (2)②	(1)②表1では区分dは伐採予定とありますが、(2)②では区分dは移植とあります。どちらを正と考えればよいかお示しください。	業務要求水準書P2-6 第2章第2節4 (1) 表1 樹木の状況のとおり、区分dは伐採もしくは現位置で活用する樹木とします。
431	業務要求水準書	3-2	1. 表2①	オリンピック・パラリンピック競技大会にてサッカーの開催が可能な機能を整備することとありますが、大会中の試合スケジュールをご提示ください。	現時点では、大会中の試合スケジュールは未定です。日中開催、夜間開催いずれにも対応可能な機能を整備してください。
432	業務要求水準書	3-3	1. 表2⑥	帰宅困難者対策として、必要とされる機能・設備・滞在時間・対象人員等について、ご指示ください。	第4回 質問番号104の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
433	業務要求水準書	3-3	1. 表2面積の許容範囲	各室面積±5%以内とありますが、経済性の高い設備システムの導入により大幅な面積の減が達成できる見込み等事業費・工期に削減効果が見込まれる場合、一部-5%を超えて提案することも可能と考えてよろしいでしょうか。	維持管理機能、駐車場等機能に限り、各室面積は一部-5%を超えて提案することが可能としますが、合計面積については、業務要求水準書のとおりとします。 ただし、設計段階では、発注者と協議のうえ、決定することとします。
434	業務要求水準書	3-4	2. (1)	パラリンピック競技大会開催時に一般席を取り外し、車いす席、同伴者席を増設とありますが、一般席の撤去、車いす席整備、再撤去、一般席再設置は本工事に含まず、別途工事と考えてよろしいでしょうか。	質問番号219の回答のとおりです。
435	業務要求水準書	3-4	2. (1)	オリンピック・パラリンピック競技大会後の改修工事については別途工事と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
436	業務要求水準書	3-4	2. (2) 表3	パラリンピック競技大会開催時の実質席数は、オリンピック競技大会開催時と同様に約60,000席と考えてよろしいでしょうか。	車いす席及び同伴者席を増設することにより、実質席数が約60,000席を下回っても構いません。
437	業務要求水準書	3-4	2. (2)	大会終了後約8万席に拡張した際には車いす席の比率0.75%にこだわらなくてよいでしょうか。	車いす席は約450席で計画してください。
438	業務要求水準書	3-5	4. (3)	オリンピック・パラリンピック開閉会式のフィールドから円滑に避難のための避難時間は15分と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書P3-16 第3章第4節1(8)⑤c)によります。
439	業務要求水準書	3-6	2. (2)①b)	CASBEE_Sランクとなるように整備するとのことですが、コスト及び工期縮減を検討するにあたり、これは目標値として解釈させていただいてもよろしいでしょうか。	業務要求水準書P3-6 第3章第3節2(2)①b)に記載のとおり、目標値ではなく、CASBEE_Sランクとなるように整備してください。
440	業務要求水準書	3-7	2. (4)②	周辺環境の配慮に地域の低炭素化が含まれてませんが地域でのエネルギー融通や電力ピークカットは評価の対象となりますか。	評価については、「求める技術提案書及び審査基準について」の評価基準のとおりであり、それ以外はお示しできません。 なお、実現可能性が低い提案や発注者の過大な負担が伴う提案は受け付けられません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
441	業務要求水準書	3-8 3-13	3. (1)③	対浸水に関する基準として、「官庁施設の基本的性能基準」によりレベルⅡに設定されている諸室は、「想定される最高水位より高い位置にある階に配置」とあります。想定される最高水位(T.P)をご提示頂けますでしょうか。	新宿区洪水ハザードマップ等を踏まえ、設計業務の中でお調べください。
442	業務要求水準書	3-9	4. (2)①	アクセシビリティガイドの東京版は今回の提案時は未発行として、Accessibility Guide(2013年6月IPC発行)を踏まえて計画するということでしょうか。	Accessibility Guide東京版が発行された後は、東京版も踏まえて計画することとします。
443	業務要求水準書	3-10	4. (3)	振動について「観客席において多数の観客が飛び跳ねた際の振動に対して十分配慮した上で、基本的性能基準の性能水準を満たすこと」とありますが、対象となる室は、VVIP、VIP諸室と考えてよろしいでしょうか。	すべての室が対象となります。
444	業務要求水準書	3-12	1. (4)① f)	「緊急車両が北側、東側の道路から侵入できる計画」とありますが、建物内ではなく敷地外構内に侵入できるという意味でしょうか。	貴見のとおりです。
445	業務要求水準書	3-12	1. (4)③a)	サブトラックからの競技者専用の連絡通路の必要なスロープ勾配は20分の1以下と考えてよろしいでしょうか。	Accessibility Guideを踏まえ、スロープ勾配は20分の1以下として下さい。 また、高低差500mmごとに長さ1500mm以上の踊り場を設置してください。
446	業務要求水準書	3-12	1. (4)③a)	連絡通路は、緊急車両及び陸上器具の運搬車両(2t車程度)が対面通行できる計画とありますが、歩車分離の対策を講じる必要があるかご指示ください。	通路は関係者が計画的に使用しますので、いわゆる歩道の設置は不要です。車両が対面通行できる幅員を確保した上で、歩行者も車両も安全に通行できる仕様としてください。
447	業務要求水準書	3-12	1. (4)③a)	連絡通路の緊急車両及び陸上器具の運搬車両の対面通行できる場所を、全長ではなく、ある範囲に限って設けることは可能でしょうか。	対面通行できる幅員は、全長に渡って確保する計画としてください。
448	業務要求水準書	3-13	1. (4)③c)	VVIPの別の専用動線確保する必要がある緊急時とはどのような時かご教示ください。	セキュリティ関連事項は、第Ⅰ期事業契約の締結後、受注者に対し資料提供を行うこととしています。
449	業務要求水準書	3-13	1. (4)③c)	VVIPの別の専用動線はエレベーターと階段が必要でしょうか。	質問番号448の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
450	業務要求水準書	3-13	1. (6)⑥	関係者、スタッフ等の専用動線確保する必要のある緊急時とはどのような時かご教示ください。	災害発生時等を想定しています。
451	業務要求水準書	3-13	1. (6)⑥	関係者、スタッフ等の専用動線はエレベーターと階段が必要でしょうか。	必要です。(管理用と兼用可能です。)
452	業務要求水準書	3-14	1. (7)①c)	「車いす使用者が災害時においても、円滑な避難が可能な環境を整備する。」とありますが、避難に際して東京都の「歩行困難者等に係る避難安全対策」は考慮する必要がありますか。	貴見のとおりです。
453	業務要求水準書	3-15～3-16	1. (8)②a)～e)	『オリンピック・パラリンピック競技大会時スタンドにヘッドオン、コメンタリーポジション、オブザーバー席、ミックゾーン、プレス席を整備する。』とありますが、竣工引渡し時の状態は、観客席の実質席数約60,000席と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書P3-4 第3章第2節2 (2)によります。
454	業務要求水準書	3-16	1. (8)⑤	避難安全検証について大臣認定の取得、あるいは性能評価機関での評価は必須ですか、それとも建築主事等の確認のみでよろしいでしょうか。	避難安全検証について、性能評価機関での評価は必須ですが、大臣認定については関係法令に基づき適切に対応することとします。
455	業務要求水準書	3-17	1. (8)⑥d)	観客席の通路で、フィールドから各スタンドへ直接移動できる階段を設置するとありますが、各スタンドの縦通路と接続させる管理用階段を設置すると考えてよろしいでしょうか。	フィールドと各スタンドの縦通路とを接続させる管理用階段を適切に設置してください。
456	業務要求水準書	3-18 添付資料 11-3		ホスピタリティ機能エリアの車椅子席を各階設けた場合、レガシーの将来オプションとして、ボックス席に増改築できる仕様を想定しておく必要があるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
457	業務要求水準書	3-18	1. (10) ② d)	パラリンピック競技大会時の車いす席数に合わせて、車いす用トイレを整備し、常設整備の箇所数との差分は仮設とし、大会後撤去可能な計画とありますが、仮設トイレは給排水、電源を含めて別途工事と考えてよろしいでしょうか。	本事業に含まれます。
458	業務要求水準書	3-19	1. (10) ④ a)	施設管理者、大会スタッフ等の必要トイレを計画する際の人数をご指示ください。	大会スタッフ等含め500人程度で計画してください。
459	業務要求水準書	3-19	1. (10) ④ b)	フィールドにアリーナ席を設ける場合にイベント主催者設置の仮設トイレの換気、照明、給水、排水設備の容量をご指示ください。	アリーナ席の収容人数は最大2万人を想定し、仮設トイレの換気、照明、給水、排水設備の容量を適切に設定ください。
460	業務要求水準書	3-19	1. (12) ①	駐車台数は300台程度を想定とありますが、利用者別の台数内訳の設定については提案者によるものと考えてよろしいでしょうか。	駐車台数の内訳は、受注者が適切に設定することとします。
461	業務要求水準書	3-20	1. (12) ⑤ c)	オリンピック、パラリンピック競技大会後には、テレビ中継車用駐車場として、敷地南側屋外に大型車両12台以上、電源車用駐車場として、屋外に大型車両13台以上が設置できるスペースを確保するとありますが、オリンピック、パラリンピック競技大会時にはテレビ中継車用駐車場及び電源車用駐車場として、何台分のスペースを確保すればよろしいでしょうか。	質問番号169の回答のとおりです。
462	業務要求水準書	3-20	1. (13) ②	明治神宮外苑の在来種とは、明治神宮外苑に現存する全ての樹木と考えてよろしいでしょうか。	明治神宮外苑の在来種とは、外来種を除くものです。
463	業務要求水準書	3-20	1. (13) ②	明治神宮外苑の在来種とは、明治神宮外苑に現存する樹木の内、メタセコイアなど外来種を除くと考えてよろしいでしょうか。	質問番号462の回答のとおりです。
464	業務要求水準書	3-20	1. (13) ⑬	ブロードキャストコンパウンドに関して、提案段階においては、提案者がスペースを想定するという点でよろしいでしょうか。	質問番号169の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
465	業務要求水準書	3-20	1. (13)⑬	ブロードキャスティングコンパウンドの仮設諸室等のスペース確保とありますが、給水、排水、電源等の設備については別途工事と考えてよろしいでしょうか。	ブロードキャストコンパウンドの整備は、外構工事に相当する工事が本事業の対象となります。給水、排水、電源等の設備については、外構工事に必要なものを整備の上、別途工事において仮設諸室の円滑な設置が可能となるよう、取り出し口等を計画してください。
466	業務要求水準書・業務要求水準書参考資料	3-20 参考資料 14-1～ 14-4	1. (14) 参考資料14	記念作品等について、再配置や保存について検討し、必要に応じ床や壁の補強をするようご指示がありますが、参考資料14には、記念作品等の外寸（幅×奥行×高さ）や重量、材質等について一部しか記載されておられません。詳細をご指示ください。	添付資料(追加2)【別紙1（質問番号466回答資料）】の壁画一覧及び銅像・銘盤・記念碑一覧をご参照ください。 詳細は、添付資料(追加3)【別紙2（回答資料No1）】及び添付資料(追加4)【別紙3（回答資料No2）】をご参照ください。 壁画の厚さについては、添付資料(追加3)【別紙2（回答資料No1）】の図面の壁厚によらず、全て鉄筋コンクリート100mmとしてご検討ください。 銅像・銘盤・記念碑については、添付資料(追加4)【別紙3（回答資料No2）】の移設記念碑図面にて本体の大きさを確認し、新設記念碑架台図面にて架台、基礎、壁の大きさを確認してください。 (別紙資料) ・添付資料(追加2)【別紙1（質問番号466回答資料）】 ・添付資料(追加3)【別紙2（回答資料No1）】：国立競技場壁画移設工事完成図(抜粋) ・添付資料(追加4)【別紙3（回答資料No2）】：国立競技場銅像・銘盤・記念碑移設工事完成図(抜粋)
467	業務要求水準書	3-21	1. (16) 添付資料12	オーバーレイ工事の時期について記載がありますが、当該工事時期は技術提案書の提案工期に合わせて実施していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	オーバーレイ工事の時期については、大会当日からの逆算により必要となる各工事の乗り込み時期を示しております。従いまして、これらの時期が提案工期と重複する場合には、事業者間で調整の上、同時並行的に工事を実施する必要があります。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
468	業務要求水準書	3-22	2. (2) ①	オリンピック、パラリンピック競技大会セレモニー演出機材として屋根の吊荷重600 tを見込むこととありますが、その配置及び最大荷重をご指示ください。	過去の事例を参考に、オリンピック・パラリンピック競技大会時のセレモニー演出用機材として、セレモニー用のムービングライト・照明、映像装置、音響装置及びこれらを取り付けるトラス材等を、設置工事に必要なキャットウォーク等も含め、適切な位置に取り付けることのできる構造とする必要があります。
469	業務要求水準書	3-24	3. (1) ②	オリンピック・パラリンピック競技大会時のみに使用するものは、撤去しやすいように計画するとの記載がありますが、大会後、予備の機器類・ケーブル等の撤去は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
470	業務要求水準書	3-25	3. (2) ①c)	電源車からフィールドレベルへの配線ルートを整備するとありますが、配線のボリューム又は必要なケーブルラックサイズをご指示ください。	以下のオリンピック・パラリンピック競技大会後の大規模国際大会時の電源車の使用想定を踏まえ、配線ルートを適切に設定してください。 ・フィールドや観客席上部などに仮設設置する演出用照明の電源、仮設音響設備の電源や仮設大型映像装置の電源などを想定しています。 ・電源車は大型車両13台以上を想定しています。
471	業務要求水準書	3-26	3. (4) ①c)	オリンピック・パラリンピック時のみに設置する特高受変電設備の一次側引き込みは、レガシー系統の電力引き込みを共用する事でよろしいでしょうか。	特別高圧受変電設備の引き込みは、特別高圧22kV本線予備電源方式（本線の変電所とは異なる変電所からも引き込む方式）でオリンピック・パラリンピック競技大会時に使用できる引き込みとします。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
472	業務要求水準書	3-26	3. (4) ①d)	最大需要電力は、オリンピック・パラリンピック時は約15000kW想定しと記載されておりますが、特高変電所の変圧器容量の見方としては、大会時別途設置の発電機や電源車の電気容量を加味する事なく商用単体で受けもたせるといふ事によろしいでしょうか。	特別高圧受変電設備の変圧器は、オリンピック・パラリンピック競技大会時に最大需要電力約15,000kWに使用できる設備を整備します。 上記とは別に業務要求水準書P3-26 第3章第4節3(4)①d)の設備も整備します。 なお、特別高圧受変電設備の変圧器は、オリンピック・パラリンピック競技大会後の運営に使用する設備だけに変更ができる計画とします。
473	業務要求水準書	3-26	3. (4) ②b)	オリンピック・パラリンピック時のみに使用する高圧変電設備について負荷の供給場所及び各供給場所の必要電源容量をご指示ください。	第4回質問番号129の回答のとおりです。
474	業務要求水準書	3-26	3. (4) ②b)	オリンピック・パラリンピック時のみに使用する高圧変電設備以降の2次側工事は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	第4回質問番号129の回答のとおりです。
475	業務要求水準書	3-28	3. (7) ④	オリンピック・パラリンピック競技大会用の電源ケーブル配線ルートを整備するとありますが、配線ルート及びサイズをご提示ください。	サーバールームへの電源供給をイメージしており、最寄の高圧変電設備からサーバールームへの配線ルートとなります。
476	業務要求水準書	3-32	4. (2) ⑥	居室の温湿度条件、夏季50%と記載があります。これは目標値と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
477	業務要求水準書	3-33	4. (4) ③	中央監視盤（本工事）と統合監視システム（別途工事）との工事区分を明確化するため、統合監視システムの機能を御提示いただけますか。	防災センターに設置される中央監視設備とは別に、別途工事で設備（防犯、防災、照明、電力、空調等）を統合監視するシステムを管理運営本部に設置することを想定しています。防災センターから管理運営本部までの保護管及びケーブルラック等を用いた経路を整備してください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
478	業務要求水準書	3-34	4. (8)	厨房除害設備容量算定のため、売店、厨房それぞれの1日あたりの食数をご指示下さい。	売店については、利用者数、利用頻度を考慮し、各フロアに適正に配置した上で、利用想定人数に応じた設備をご用意ください。 参考として、過去の国立競技場の売店実績をご提示します。 [H25年度実績（ゲート内設置7売店の合計）] 最大食数 14,767食（H26.3.5キリンチャレンジカップ（サッカー）観客数47,670人） また、厨房については、1イベントにつき最大1,500食で計画してください。
479	業務要求水準書	3-37	5. ③a)	冬至において全天日射量の70%以上を確保することとありますが、冬至一日の積算日射量を対象として、ピッチ面の平均で70%以上を確保すればよろしいでしょうか。	平均値ではなく、ピッチ内のどの地点においても確保してください。
480	業務要求水準書	3-37	5. ③a)	ピッチ面で、風速3～5m/s程度の通風を確保することとありますが、ピッチ面における平均値の要求水準と考えてよろしいでしょうか。	平均値ではなく、ピッチ内のどの地点においても確保してください。
481	業務要求水準書	3-39	2. (1)	着工後の物価変動に伴う工事費増額が認められた場合は、当該増額分について契約金額が精算されるという理解してよろしいでしょうか。	工事請負契約基準第25条に記載のとおりです。
482	業務要求水準書 添付資料	添付資料3-1	5-12	売店・レストラン等の厨房機器の一次側給排水、電源等まで本工事と記載がありますが、ガスは不要と考えてよろしいでしょうか。	売店についてはガスは不要ですが、レストラン等の厨房機器には、ガスは必要です。 具体的には、添付資料11の各室性能表に記載のとおり、VVIP、VIPエリアに設けるパントリー及び厨房に、ガスを整備してください。
483	業務要求水準書 添付資料	添付資料3-2	8-23	総務省無線監視アンテナ設置工事について、配線ルートの確保やアンテナ用建築基礎などは別途と考えてよろしいでしょうか。	アンテナ設置工事は別途工事であり、配線ルートの確保及びアンテナ用建築基礎は不要です。
484	業務要求水準書 添付資料	添付資料6-5		歩道状空地1号から4号は植栽を含むとありますが、8mの幅員のうち植栽の無い部分（舗装部分）の最低幅員はどれだけでしょうか。	東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準を参照してください。
485	業務要求水準書 添付資料	添付資料7、8		デッキ1号計画範囲、計画レベル、道路視距の考え方、設計条件について所管部局、管理者との合意内容（協議議事録など）を開示ください。	業務要求水準書 目次 ii に示す＜技術提案参加者に守秘義務契約を締結した上で示す資料＞の技術提案参加者への資料4「行政協議等一覧」にて提示します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
486	業務要求水準書 添付資料	添付資料8		デッキ2号計画範囲、計画レベル、道路視距の考え方、設計条件について所管部局、管理者との合意内容(協議議事録など)を開示ください。	業務要求水準書 目次 ii に示す<技術提案参加者に守秘義務契約を締結した上で示す資料>の技術提案参加者への資料4「行政協議等一覧」にて提示します。
487	業務要求水準書 添付資料	添付資料8		接続部分の接続先に対する考え方、設計条件について所管部局、管理者との合意内容は開示ください。	業務要求水準書 目次 ii に示す<技術提案参加者に守秘義務契約を締結した上で示す資料>の技術提案参加者への資料4「行政協議等一覧」にて提示します。
488	業務要求水準書 添付資料	添付資料9		東京体育館との取合いのデッキは民地内の建築構造物、建築工事範囲と考えてよろしいですか。	渡し部分については、公園管理者や道路管理者との協議を経て、適切に対応してください。
489	業務要求水準書 添付資料	添付資料7、8、9		上記、デッキや接続部分、東京体育館との取合いなどに関して、管理者との合意内容(協議議事録など)の情報が速やかに開示出来ない場合は、デッキの協議状況により業務内容が異なるため、開示時期、協議先を教示ください。	業務要求水準書 目次 ii に示す<技術提案参加者に守秘義務契約を締結した上で示す資料>の技術提案参加者への資料4「行政協議等一覧」にて提示します。
490	業務要求水準書 添付資料	添付資料11		空調などのランニングコストを比較検討する上で、競技場各室の稼働率を加味する必要があると考えます。およそのイベントの年間使用日数、時間等を御指示ください。	質問番号183の回答のとおりです。
491	業務要求水準書 添付資料	添付資料12-1	④	オーバーレイ工事(別途工事)に記載されている、大会時に必要なUPS設置工事は、競技用照明・競技用音響等、競技継続するための機器全てを対象としたUPSと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
492	業務要求水準書 参考資料	参考資料1-1～1-15	参考資料1 線形変更協議図	参考資料1の線形変更協議図について、内容の判読が出来ないため、再提示もしくは別途配布をお願いします。	希望される方は、独立行政法人日本スポーツ振興センター管理部調達管財課において、PDFデータにてお渡します。
493	業務要求水準書 参考資料	参考資料4-1	参考資料4	旧競技場の既存杭の撤去が予定されている範囲については地盤が乱されており、地盤改良を見込む必要があると考えてよろしいでしょうか。	【参考資料4】「旧国立競技場の既存杭」については、「新国立競技場整備事業に係る配付資料正誤表及び差し替え資料」(2015/9/10)において、資料の差し替えをおこなっています。(既存杭は残置されています。)

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
494	業務要求水準書 参考資料	参考資料4-1	参考資料4	黄色着色範囲の既存杭は撤去予定とありますが、着工前には全て撤去済と考えてよろしいでしょうか。	質問番号493の回答のとおりです。
495	業務要求水準書 参考資料	参考資料4-1～4-8	参考資料4	旧競技場の既存杭について、撤去が予定されていない既存杭の残置されている長さが不明です。残置されている既存杭の杭先端レベル及び杭長のご提示をお願いします。	【参考資料4】「旧国立競技場の既存杭」を参照してください。
496	業務要求水準書 参考資料	参考資料11-1	2	都営住宅の土壌汚染調査が未調査との記載がありますが、土壌汚染調査及び対策工事は別途工事であり、着工前には完了しているものと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書P6 6（1）3）に記載のとおり、設計業務に必要な手続き及び費用は本事業の業務に含まれます。また、歩行者デッキ2号や接続部分の整備に必要な工事等は、本事業の業務に含まれます。
497	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	2, 4, 10		土木設計業務範囲となるデッキ1号、2号設計業務は管理者協議状況により業務内容と工程が変わる点、また、建築設計と区別して作業可能である点から、建築設計業務工程と区別し、提案可能と考えてよろしいでしょうか。	説明書P1 3（3）①に記載のとおり、土木設計業務は第Ⅰ期事業の設計業務（基本設計、実施設計）に含まれます。
498	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	2, 4, 10		上記が可能な場合、土木関連成果品（基本設計、実施設計）の納品検収時期もこれに整合させて提案可能と考えてよろしいでしょうか。	質問番号497の回答のとおりです。
499	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	5	6. (1). 2). ④	必要となる実験（風洞実験を含む）とありますが、実験項目内容について具体的にご提示ください。	本事業の実施に際し、必要となる実験を適切に想定し、実施してください。
500	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	5	6. (1). 2). ④	実験及びシミュレーションは、基本設計段階や実施設計段階において受注者が必要と考える項目を適宜行うと考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書設計業務（基本設計・実施設計）・工事施工等業務（施工技術検討）P5 II 6（1）2）④の記載のとおりであり、発注者と協議のうえ、決定します。
501	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	10	8. (1). ①. h	基本設計の成果物に、各シミュレーションの結果とあるが、提出形態は報告書でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
502	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	15	8. (1). ②. h	実施設計の成果物に、各シミュレーションの結果とあるが、提出形態は報告書でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
503	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	15	8. (1). ②. h	実施設計の成果物に、VR用3Dデータとあるが、提出形態は設計の建物形状が分かる3Dデータと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
504	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	20	参考	関係法規の建築基準法に建築確認申請とありますが、指定確認検査機関を想定する事は可能でしょうか。	質問番号214の回答のとおりです。
505	新国立競技場整備事業（第Ⅰ期）特記仕様書	20	参考	適合判定、構造性能評価とありますが、基準法により、適合判定で進める事が可能であれば構造性能評価は無しと考えてよろしいでしょうか。	第4回質問番号116の回答のとおりです。
506	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	2	7-3	第7条3項記載の「技術提案書記載の提案事業費」とは、技術提案書作成要領」別紙様式4事業費提案書の「提案事業費」欄の金額を指すものとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
507	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	5	第12条6	要求水準の変更又は法令変更等以外の事由（天候の不良等、受注者の責に帰さない事由）があった場合、工事請負契約基準第21条などの約款に基づき工期の延長変更を請求できるものと理解してよろしいでしょうか。	質問番号266の回答のとおりです。
508	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	4～5	第11条2、3	技術提案書提出後、第Ⅱ期事業契約までの間において、行政指導によるコスト増が生じた場合、提案事業費は第11条3に記載する要求水準変更の提案を行い、協議させて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	質問番号248の回答のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
509	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	5	第12条	平成32年1月31日の工期短縮を目指し、実現性が不確かだが、実現した場合には大幅な工期短縮が見込める提案があったとして、最大限の短縮期間を記載した技術提案を行った場合で、その提案が採用された場合、契約工期は最大限短縮した場合の工期となるのでしょうか。 また、短縮期間の幅をもたせて、提案することは可能でしょうか。	短縮期間の幅をもたせて提案することはできません。技術提案書記載の完成期限が、事業協定書で定める完成期限となります。 また、工事施工等業務の完了日（建物の完成期限であり、引き渡し日）は、技術提案書作成要領P3 3(2)⑤に記載のとおり、具体性・実現性等を十分考慮して提案して下さい。 なお、「求める技術提案書及び審査基準について」において、「工期短縮」の評価基準は、工期短縮の実現性（工期の短さ及び工期短縮策の確実性）とされていることを申し添えます。
510	(第Ⅱ期) 現場説明書 工事施工等業務（工事施工）	2-1	5. (1)	都営霞ヶ丘アパートの敷地が工事ヤードとして活用可能との表記がありますが、着工前までに更地になっており、着工から竣工までの全工事期間で使用可能と考えてよろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）現場説明書 工事施工等業務（工事施工）P2-1 5（1）のとおりです。
511	(第Ⅱ期) 現場説明書 工事施工等業務（工事施工） 施工条件	別紙-2	3. (4)①	着工時に存置している仮囲い等を、本工事に無償で使用する事が出来ると記載されていますが、存置範囲とゲート位置、大きさ等をご指示ください。	【添付資料（追加5）】「着工時に存置している仮囲い及びゲート位置図（予定）」をご参照下さい。
512	(第Ⅱ期) 現場説明書 工事施工等業務（工事施工） 施工条件	別紙-2	3. (4)①	着工時に存置している仮囲い等を、本工事に無償で使用する事が出来ると記載されていますが、工事完了時にJSC様へ引き渡す際の材料の減損費については発生しないと考えますがよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
513	(第Ⅱ期) 現場説明書 工事施工等業務（工事施工） 施工条件	別紙-3、4	3. (6)	近隣について、家屋調査の範囲が不明です。指定範囲等があればご指示ください。	家屋調査の範囲については、適切に設定してください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
514	第Ⅰ期 特記仕様書	5	Ⅱ-6-(1) -2)-①	透視図は、基本設計および実施設計とも、同じ面数の提出が必要でしょうか。	基本設計および実施設計とも、同じ面数の提出が必要です。
515	第Ⅰ期 特記仕様書	5	Ⅱ-6-(1) -2)-③	設計のために必要となるモックアップとして想定されるものをご提示願います	本事業の実施に際し、必要となるモックアップを適切に実施してください。
516	第Ⅰ期 特記仕様書	5	Ⅱ-6-(1) -2)-⑬	国民向け説明用資料の作成は、データの提供と考えてよろしいでしょうか。配布資料の印刷を含む場合は仕様・サイズ・部数をご提示願います。	データ及びカラー印刷冊子（A4）500部×3回程度を想定しています。
517	第Ⅰ期 特記仕様書	6	Ⅱ-6-(1) -2)-⑯	ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催について、想定される回数をご提示ください。	質問番号213の回答のとおりです。
518	第Ⅰ期 特記仕様書	6	Ⅱ-6-(1) -2)-⑯	ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催について、対象とする団体をご提示願います。	参加する障がい者団体は、東京都知的障害者育成会、全国精神保健福祉連合会、日本発達障害ネットワーク、日本身体障害者団体連合会、日本盲人会連合、全日本ろうあ連盟及びDPI日本会議等を想定しておりますが、多様な利用者ニーズを把握できるよう適切に設定してください。
519	第Ⅰ期 特記仕様書	6	Ⅱ-6-(1) -2)-⑯	ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催について、参加団体への謝礼や交通費の支給の有無をご提示願います。	参加団体への謝礼や交通費は、適切に設定してください。 なお、費用は事業費に含みます。
520	第Ⅰ期 特記仕様書	6	Ⅱ-6-(1) -2)-⑯	ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催について、開催場所について指定があればご提示願います。	開催場所について指定はありませんが、アクセスのしやすさ等を勘案し適切に設定してください。
521	第Ⅰ期 特記仕様書	6	Ⅱ-6-(1) -2)-⑱	VR作成用の3Dデータ作成の対象は、設計および工事範囲のみと考えてよろしいでしょうか。	敷地境界線から300m程度の範囲とします。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
522	第Ⅱ期 特記仕様書	1-3	Ⅱ-4-(6)	ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催について、想定される回数をご提示ください。	質問番号213の回答のとおりです。
523	第Ⅱ期 特記仕様書	1-3	Ⅱ-4-(6)	ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催について、対象とする団体をご提示願います。	質問番号518の回答のとおりです。
524	第Ⅱ期 特記仕様書	1-3	Ⅱ-4-(6)	ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催について、参加団体への謝礼や交通費の支給の有無をご提示願います。	質問番号519の回答のとおりです。
525	第Ⅱ期 特記仕様書	1-3	Ⅱ-4-(6)	ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催について、開催場所について指定があればご提示願います。	質問番号520の回答のとおりです。
526	第Ⅱ期 特記仕様書	1-3	Ⅱ-4-(7)	設計変更については、別途業務と考えますが、よろしいでしょうか。	新国立競技場整備事業（第Ⅱ期）特記仕様書 設計業務（設計意図伝達）P1-3 Ⅱ4（7）のとおりです。本事業に含まれます。なお、提案事業費については、質問番号248の回答のとおりです。
527	第Ⅱ期 特記仕様書	2-3	Ⅱ-4-(1) -2)-④	ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催については、設計意図伝達と工事監理業務の両方に記載があるため、工事監理業務から削除と考えてよろしいでしょうか。	質問番号175の回答のとおりです。
528	第Ⅱ期 特記仕様書	2-4	Ⅱ-4-(2)	設計変更については、別途業務と考えますが、よろしいでしょうか。	質問番号526の回答のとおりです。
529	業務要求水準書	3-4	第3章 -第2節 2-(2)	□観客席 ：表3観客席数 →カメラポジションは競技等により異なるため、カメラポジションとして使用しない場合は座席として利用する計画でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
530	業務要求水準書	3-4	第3章 -第2節 2- (2)	□観客席 ：表3 観客席数 →オリンピック大会時の実質席数の約60,000席は、カメラモートを設置した状態と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
531	業務要求水準書	3-4	第3章 -第2節 2- (2)	□観客席 上記内容の続き。 →カメラモートの位置は要求水準書に一部しか明記されていないため、カメラモートの全体位置をご指示ください。	陸上競技用のカメラモートについては、競技フィールド出入口付近を除き、ほぼ全周に設置してください。
532	業務要求水準書	3-4	第3章 -第2節 2- (1) -②	□観客席の概要 ：パラリンピック競技大会開催時 ・パラリンピック競技大会開催時には、一般席の一部を取り外し、車いす席及び同伴者席を、総席数（実質席数）の1.2%以上まで増設する計画とする。 →パラリンピック時の車椅子席数は、オリンピック時の実質席数60,000席の1.2%ではなく、パラリンピック時の車椅子席を含めた実質席数の1.2%以上と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
533	業務要求水準書	3-4	第3章 -第2節 2- (2) -表3	□観客席 ：表3 観客席数 →オリンピック競技大会開催時のメディア席において、*3：ヘッドオン、コメンタリーポジション、オブザーバー席、ミックスゾーンに設置する席は、実質席数約60,000席には含まれていないと理解しています。よろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
534	業務要求水準書	3-5	第3章 -第2節 -4-(3)	□フィールドの条件 ：その他 ・2万人程度がフィールドから建物外に円滑に避難できるように計画する。 →目安とする時間等をご提示ください。	業務要求水準書P3-16 第3章第4節1(8)⑤c)によります。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
535	業務要求水準書	3-5	第3章 -第2節 4- (3)	<input type="checkbox"/> その他 : オリンピック・パラリンピック競技大会の開閉会式時に災害が発生した際に、競技者等（2万人程度）がフィールドから建物外へ円滑に避難できるように計画する。 →3-12：車輛搬入口が西側道路で2か所・南側道路で1か所と記載があります。 フィールドから西側・南側道路への避難を考えると道路により滞留スペースがとれないと思われます。オリンピック時のみ2万人アリーナ収容とし、西側・南側道路は車道も含め歩行者専用道路として2万人の避難計画を想定することによってよろしいでしょうか。	オリンピック・パラリンピック競技大会終了後についても、一般観客2万人のアリーナ収容を想定した計画してください。
536	業務要求水準書	3-5	第3章 -第2節 4- (3)	<input type="checkbox"/> その他 : オリンピック・パラリンピック競技大会の開閉会式時に災害が発生した際に、競技者等（2万人程度）がフィールドから建物外へ円滑に避難できるように計画する。 →大会終了後、スポーツ競技専用のスタジアムでコンサートなどのイベント等を開催しない計画と理解しています。 アリーナ利用はオリンピック時のみ（2万人）の避難と考えてよろしいでしょうか。	質問番号535の回答のとおりです。
537	業務要求水準書	3-5	第3章 -第2節 4- (3)	<input type="checkbox"/> その他 : 上記内容のつづき。 →大会終了後にイベントをする可能性のある場合には、アリーナ席の収容人数をご指示ください。	アリーナ席の収容人数は最大2万人を想定しています。
538	業務要求水準書	3-5	第3章 -第2節 4- (3)	<input type="checkbox"/> その他 : 上記内容のつづき。 →また、上記の場合のアリーナ席について建物外の避難階までの避難時間および想定ルートをご指示ください。	避難時間は、業務要求水準書P3-16 第3章第4節1 (8) ⑤によります。 想定ルートは、受注者で適切に設定してください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
539	業務要求水準書	3-7	第3章 -第3節 -2-(4)-② -b)	□周辺環境配慮に関する性能 ：ビル風（風害対策） ・ビル風による快適性が損なわれないように計画する。 →記述における快適性の基準等をご提示ください。	東京都環境影響評価技術指針（付解説）に従って、適切に計画してください。
540	業務要求水準書	3-7	第3章 -第3節 -2-(4)-② -e)	□周辺環境配慮に関する性能 ：騒音 ・オリンピック・パラリンピック競技大会の開閉会式における周囲への音伝搬について検討し、問題発生が懸念される場合は対応策を設計に反映させる。 →記述において、屋外型スタジアムであることを踏まえ、問題発生と判断する基準値等をご提示ください。	問題発生と判断する数値基準はありませんが、可能な限り周囲への音伝搬に配慮した計画としてください。
541	業務要求水準書	3-8	第3章 -第2節 -3- (1) -③	□安全性に関する性能 ：対浸水に関する基準 →本敷地において過去に生じた最大の水位、及び将来において生ずる可能性のある最高水位について数値（TP表示）をご教示ください。	質問番号441の回答のとおりです。
542	業務要求水準書	3-9	第3章 -第2節 -4- (2) -①	□ユニバーサルデザインに関する性能 →IPCのアクセシビリティガイドの東京版が今後発行されるとの記載がありますが、本提案時には存在しないため、2013年6月発行の基準を踏まえた計画とすることよろしいでしょうか。	質問番号442の回答のとおりです。
543	業務要求水準書	3-11	第3章 -第4節 -1-(2)-⑥	□建築性能 ：外装・屋根計画 ・近隣への遮音、大空間における音響に配慮した計画とする。 →記述について、解体済の旧国立競技場よりも遮音性能が向上することを性能基準と考えてよろしいでしょうか。 また、そうでない場合は基準とする遮音性能等をご提示ください。	他の類似施設の遮音性能を参考に、適切に計画してください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
544	業務要求水準書	3-11	第3章 -第4節 -1-(2)-⑥	□建築性能 ：外装・屋根計画 ・近隣への遮音、大空間における音響に配慮した計画とする。 →大空間における音響に配慮した計画とする。という記述において基準とする残響時間等をご提示ください。	他の類似施設の残響時間を参考に、適切に計画してください。
545	業務要求水準書	3-11	第3章 -第4節 1-(4)-①	□タクシー乗降所 ：b) タクシーの利用者が本施設にアクセスできるように計画すること。 →旧計画における警察等協議を踏まえ、外周道路においてタクシー乗降所の設置が可能な場所をご提示ください。	受注者において、行政協議をおこなってください。
546	業務要求水準書	3-12	第3章 -第4節 1-(4)-①	□大型車両搬入ルート ：g) 出入口からフィールドへ有効幅10m以上、有効高さ6m以上の車路を整備する。 →フィールド部分のゲート有効幅が10m以上必要なのはオリンピック・パラリンピック時のみで、大会終了後は6m程度の幅員を確保することによってよろしいでしょうか。	大会終了後の計画は、フィールドからの避難計画を踏まえ適切に設定してください。
547	業務要求水準書	3-12	第3章 -第4節 -1-(4)-③	□利用者毎の動線計画：競技者等 →連絡通路を通行する車両（緊急車両、陸上器具の運搬車両）の想定寸法（幅、長さ、高さ、ホイールベースなど）についてご教示ください。	連絡通路を通行する車両について、緊急車両として救急車等、陸上器具の運搬車両として2t車程度を想定しています。
548	業務要求水準書	3-12	第3章 -第4節 -1-(4)-③	□利用者毎の動線計画：競技者等 上記内容の続き。 →連絡通路の有効高さについてご教示ください。	質問番号547の回答のとおりです。
549	業務要求水準書	3-12	第3章 -第4節 1-(4)-③	□利用者ごとの動線計画 ：a) 競技者等 →サブトラックからフィールド等までの連絡通路の面積は、添付資料11の各室性能表には含まれないと考えてよろしいでしょうか。その場合、面積は全体面積に追加すると考えてよろしいでしょうか。	全体面積に含むものとします。 (平成27年9月28日付正誤表により以下のとおり訂正いたします。) 連絡通路については、業務要求水準書第3章第2節1.表2及び【添付資料11】「各室性能表」に示す面積には含まず、全体面積に追加する必要はありません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
550	業務要求水準書	3-12	第3章 -第4節 1-(4)-③	□利用者ごとの動線計画 ： a) 競技者等 →上記連絡通路は、事業費に含むと理解してよろしいでしょうか。	(近日中に回答します。)
551	業務要求水準書	3-15	第3章 -第4節 -4-(7)-⑥	□子連れ利用者へのユニバーサルデザイン →託児室及びキッズスペースを各層に設置と記載がありますが、これらの施設が児童福祉施設又はそれに類する施設に該当する場合、避難安全検証法の適用が困難となります。安全性を考慮した範囲で、設置場所は提案者によるものとしてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
552	業務要求水準書	3-16	第3章 -第4節 1-(8)-⑤	□スタンド ：スタンドからの避難 ・ a) 全ての観客がスタンドから外部に出るまでの避難時間は15分以内とする。また、観客席からコンコースへの避難時間は、8分以内とする。 →観客席からコンコースまでの避難時間とは、各々の観客席から、最寄りの観客席出入口（ボマトリー）までの避難時間と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
553	業務要求水準書	3-16	第3章 -第4節 -1-(8)-③ -b)	□スタンド ：プレジデンシャルボックス ・プレジデンシャルボックスのガラスは防弾ガラスとし、投擲防止対策を行う。 →ボックスに設置する防弾ガラスの仕様（または防御の対象とする銃等）をご提示ください。	競争参加資格の認定を受けた応募者に開示するため、競争参加資格確認結果の通知後に、守秘義務契約を締結した上で開示します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
554	業務要求水準書	3-17	第3章 -第4節 1-(8)-⑥	<input type="checkbox"/> スタンド : 観客席の通路 ・ d) フィールドから各スタンドへ直接移動できる階段を設置する。 →直接移動できる階段は、オリンピック大会開催時はカメラモートがあるため設置できません。大会終了後の計画と考えてよろしいでしょうか。	質問番号455の回答のとおりです。
555	業務要求水準書	3-17	第3章 -第4節 -1-(8)-⑧ -e)	<input type="checkbox"/> スタンド : 観客席の性能 ・ e) スタジアム全体の音響効果に寄与するよう、座面裏などに吸音材を設ける。 →座席裏などに設置する吸音材はの設置は、全体の音響計画において設置は提案者の判断ということによろしいでしょうか。	質問番号161の回答のとおりです。
556	業務要求水準書	3-17	第3章 -第4節 -1-(8)-⑧ -e)	<input type="checkbox"/> スタンド : 観客席の性能 ・ 上記内容のつづき →上記に関連し、基準とする残響時間をご提示ください。	質問番号544の回答のとおりです。
557	業務要求水準書	3-19	第3章 -第4節 -1-(12) -①-d	<input type="checkbox"/> 駐車場 : 大型バス →大型バス台数の記載がないため、指定された面積内に収まる台数をご指示ください。	駐車場については、適切に計画してください。
558	業務要求水準書	3-19	第3章 -第4節 -1-(12) -①-d	<input type="checkbox"/> 駐車場 上記内容の続き。 →バス駐車場について、選手バス及び修学旅行などの団体用バスの想定駐車台数についてご指示ください。	質問番号557の回答のとおりです。
559	業務要求水準書	3-20	第3章 -第4節 -1-(13)-⑫	<input type="checkbox"/> 外構 ・ ブースの出店などに対応するため、外部での電源、給排水設備、スペース等が確保できる計画とする。 →外構に設置する電源および給排水設備の仕様および箇所数をご提示ください。	電源は第3回質問番号32の回答のとおりです。また、給水25A、排水50Aを埋め込みBOX内におさめ、4箇所以上設置してください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
560	業務要求水準書	3-20	第3章 -第4節 -1- (4) -⑤	<input type="checkbox"/> メディア : テレビ中継車、電源車用駐車場 →テレビ中継車、電源車用の想定寸法(幅、長さ、高さ、ホイールベースなど)についてご教示ください。	テレビ中継車及び電源車の大型車両の大きさは以下の内容を想定しています。 ・オリンピック・パラリンピック競技大会時 幅: 2.6m以上(拡張時: 4.6m以上) 長さ: 17.0m以上 高さ: 4.3m以上 ・オリンピック・パラリンピック競技大会後 幅: 2.5m以上 長さ: 12.0m以上 高さ: 3.8m以上
561	業務要求水準書	3-34	第3章 -第4節 -4- (12) -①	<input type="checkbox"/> 昇降機設備 : エレベーター ・乗用エレベーターは、IPC基準に適合したものを整備する。 →VVIP、VIP、一般観客(車いす、歩行困難者)が使用するEVにおいて適用すると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
562	業務要求水準書	3-26	第3章 -第4節 -3-(3)	<input type="checkbox"/> 電気設備性能 : 動力設備 ・テナント用及び通信事業者用の動力幹線を課金するための検定付電力量計及びそれ以外のエネルギー管理用の動力幹線の一般(検定外)電力量計を動力盤に整備する。 →課金の対象とするテナントとなる室等をご提示ください。	第3回質問番号31の回答のとおりです。
563	業務要求水準書	3-35	第3章 -第4節 -4- (12) -③	<input type="checkbox"/> 機械設備性能 : エスカレーター →S1000型は2列対応のため、左側が止まっている列で右側が歩く人の列になり、接触事故が懸念されます。 型式をS600型に変更することは可能でしょうか。	業務要求水準書P3-35 第3章第4節4(12) ③b)に記載のとおり、型式はS1000型とします。



質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
564	業務要求水準書	3-38	第3章 -第4節 -5-(4)-①	<input type="checkbox"/> フィールド性能 :その他 ・競技フィールドは、オリンピック時に使用するトラックレールカメラや、パラリンピック用の表彰台が配置可能な広さとする。 →想定するトラックレールカメラ設置位置(トラックからの離隔距離)および想定する製品寸法等をご提示ください。	質問番号194の回答のとおりです。
565	業務要求水準書	3-38	第3章 -第4節 -5-(4)-①	<input type="checkbox"/> フィールド性能 :その他 上記内容のつづき →想定する表彰台の位置および寸法等をご提示ください。	質問番号194の回答のとおりです。
566	業務要求水準書 添付資料11	11-1	各室性能表	<input type="checkbox"/> 競技等関連機能 :チーム更衣室 ・リフレッシュエリア →FIFAの規定にあるリフレッシュメントをリフレッシュエリアと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
567	業務要求水準書 添付資料11	11-2	各室性能表	<input type="checkbox"/> 観覧機能 :コンコース・共用部 ・ブースの出店等を想定した計画とする。 →区画のみ本工事とし、防水・カウンター・サインは別途工事とすることによろしいでしょうか。	【添付資料11】「各室性能表」のとおりとします。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
568	業務要求水準書 各室性能表 (添付資料11-2)	11-2	各室性能表	<p>□一般観客用コンコース・共用部の面積について →要求水準書3-4 表3. 観客席数について、一般観客のコンコース・共用部面積が少ないように見受けられます。 参考として、第5回有識者会議の資料と比較した場合、席は約7,800席の増となっておりますが、コンコース・共用部の面積は約900㎡の増であり、<math>0.35\text{m}^2/\text{人} \times 7,800\text{人} = 2,730\text{m}^2</math>と思われます。</p> <p>コンコース・共用部面積は、<math>38,220\text{m}^2</math> (<math>35,491 + 2,730</math>) と読み替えてよろしいでしょうか。その場合、全体面積も同様に増加分を追加すると考えてよろしいでしょうか。</p>	【添付資料11】「各室性能表」のとおりとします。
569	業務要求水準書 各室性能表 (添付資料11-2)	11-2	各室性能表	<p>□一般観客用WCの面積について →上記同様に、一般観客用WCの面積についても少ないように見受けられます。当該面積は現在の記載のままでよろしいでしょうか。</p>	【添付資料11】「各室性能表」のとおりとします。 なお、衛生器具の個数算定は、業務要求水準書P3-18 第3章第4節1 (10) トイレによります。
570	業務要求水準書 添付資料11	11-3	各室性能表	<p>□ホスピタリティ機能 ：休憩室 ・<math>150\text{m}^2 \times 6</math>室 →休憩室は<math>150\text{m}^2</math>を6室程度との記載がありますが、一般観覧席に分散配置することを考慮して、同面積を確保しつつ、各階層に1室<math>40 \sim 80\text{m}^2</math>程度の室を適切に分散配置（面積は合計<math>900\text{m}^2</math>）する計画が望ましいと思われませんが、よろしいでしょうか。</p>	休憩室については、適切に計画してください。
571	業務要求水準書 添付資料	11-6	各室性能表	<p>□内部仕上げ ：機械室等の壁・天井 ・素地+グラスウール吸音材 →機械室の仕上げについて、機械室の種類に応じてグラスウールの非設置を提案してよいでしょうか。</p>	【添付資料11】「各室性能表」のとおりとします。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
572	業務要求水準書 添付資料	12-1	オーバーレイ 工事等の内容	表中に施設管理運営関連およびテナント工事の記載がありません。 施設管理運営関連およびテナント工事の施工時期をご提示ください。	2019年9月以降を予定しています。
573	技術提案書 作成要領	1~2	3-(1)	※次に掲げる課題のうち、④事業費・・・⑪建築計画については、指定の用紙枚数に加えて、必要に応じて説明書類を参考添付することができる。説明図、説明書類は任意様式A 3判片面で合計10枚以内とし、参考添付資料である旨を明記すること。 →参考添付できる枚数は、求める技術提案④事業費～⑪建築計画各々について10枚ではなく、④事業費～⑪建築計画の合計で10枚と解釈しますが、よろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
574	13-1. 業務要求 水準書	3-20	第4節1. (12) ⑤ b) c)	b) 「オリンピック・パラリンピック競技大会時には、テレビ中継車用駐車場として屋外スペースを確保する。」 c) 「オリンピック・パラリンピック競技大会後には、テレビ中継車用駐車場として、敷地南側屋外に大型車両12台以上、電源車用駐車場として、屋外に大型車両13台以上が設置できるスペースを確保する。」とありますが、都市公園法の運用上、立体都市公園に競技施設のためのテレビ中継車用駐車場としてのスペースを確保することが出来ないかと思われませんが、立体都市公園以外のエリアにテレビ中継車用駐車場を確保するという理解で宜しいでしょうか。 また、敷地南側以外にも敷地内で考えられるスペースがあれば、提案しても宜しいでしょうか。	質問番号169の回答のとおりです。



壁画 一覧

No	作品名	略寸法(m)	分割数 (重さ t)	回答資料・図面番号
1	野見宿禰（正面）	W4.1×H4.3	8 (4.2)	回答資料 No1・A/7・
	野見宿禰（側面）	W3.0×H4.2	6 (1.8)	
2	ギリシャの女神（側面）	W3.7×H4.3	9 (3.8)	回答資料 No1・A/7
	ギリシャの女神（側面）	W2.9×H4.3	6 (1.8)	
3	よろこび	W3.6×H6.2	8 (5.4)	回答資料 No1・A/8
4	躍進	W7.8×H6.2	15（両面）+3（11.7）	回答資料 No1・A/8
5	友愛	W7.8×H7.9	15（両面）+4（14.8）	回答資料 No1・A/8
6	勝利	W7.8×H3.7	12（両面）+0（7.0）	回答資料 No1・A/9
7	より高く	W7.8×H7.9	19（14.8）	回答資料 No1・A/9
8	より速く	W7.8×H3.7	9（7.1）	回答資料 No1・A/10
9	動態	W8.3×H7.9	18（15.7）	回答資料 No1・A/10
10	人と太陽	W8.3×H3.6	9（7.1）	回答資料 No1・A/11
11	勝利の場	W8.5×H8.0	21（16.4）	回答資料 No1・A/11
12	飛転	W8.3×H3.5	9（7.0）	回答資料 No1・A/12
13	躍動	W7.8×H6.1	12（両面）+6（11.5）	回答資料 No1・A/12

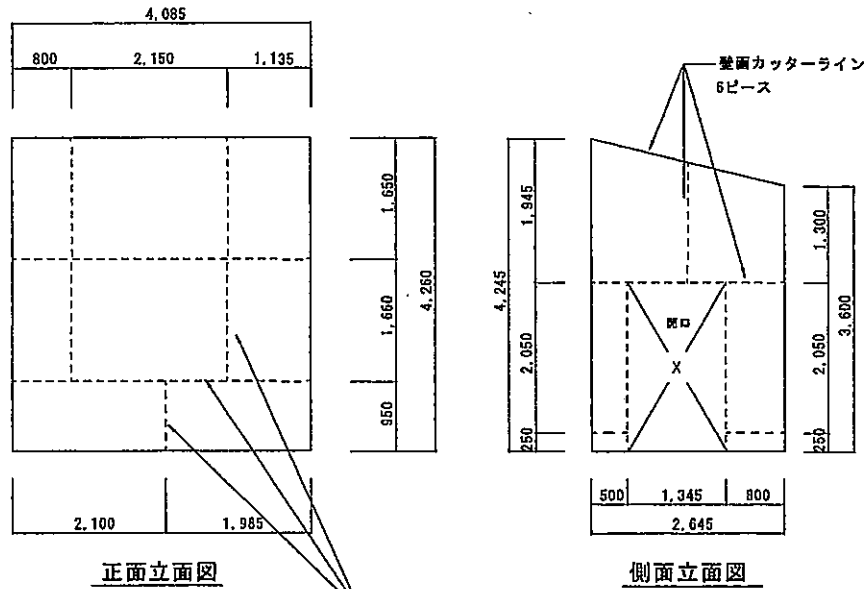
銅像・銘盤・記念碑 一覧

No	作品名	略寸法	回答資料・図面番号
1	聖火台	高さ：2.1m 直径（最大）：2.1m [参考] 重さ：推定 4t	回答資料 No2・A/14
2	健康美	高さ：3m	回答資料 No2・A/11、A/16
3	青年像	高さ：4m	回答資料 No2・A/11、A/16
4	波	高さ：4m	回答資料 No2・A/11、A/17
5	円盤投げ像	高さ：2.8m	回答資料 No2・A/11、A/17
6	槍投げ像	高さ：3.4m	回答資料 No2・A/12、A/18
7	御者像	高さ：2.5m	回答資料 No2・A/12、A/18
8	無題	高さ：3m 幅：1.5m 厚さ：0.6m	回答資料 No2・A/12、A/19
9	1964 東京オリンピック大会優勝者銘盤	高さ：2m 幅 54m	回答資料 No2・A/14
10	1967 年ユニバーシアード東京大会優勝者銘盤	高さ：2.5m 幅：6m	回答資料 No2・A/13、A/20
11	1991 年第 3 回世界陸上競技選手権大会優勝者銘盤	高さ：2.76m 幅 5.14m	回答資料 No2・A/13
12	出陣学徒の碑	高さ：3m	回答資料 No2・A/13、A/19

# 国立競技場壁画移設工事

## 完成図

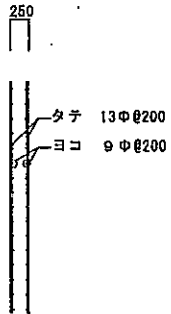
NO. 1 野見宿禰像



正面立面図

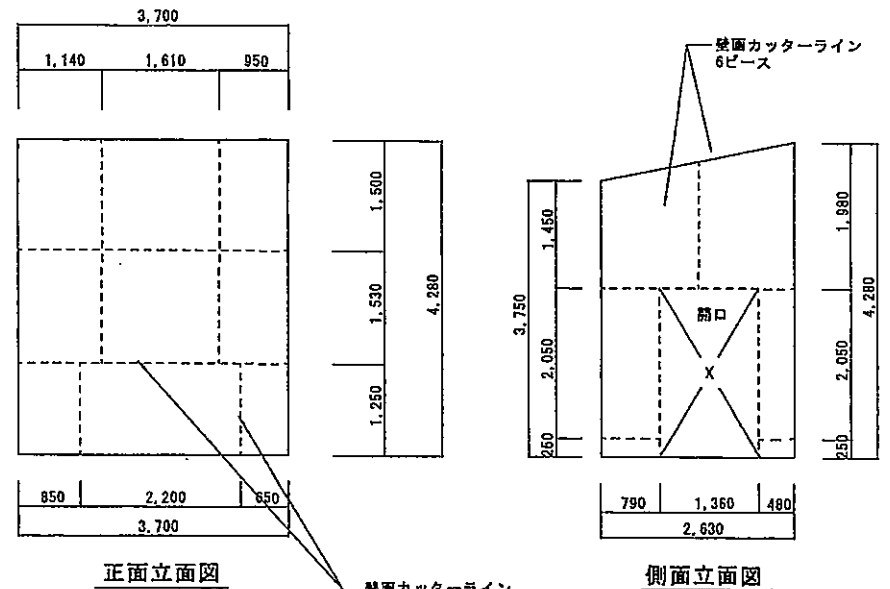
側面立面図

壁面カッターライン  
8ピース



野見宿禰像壁配筋図

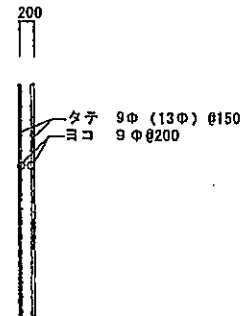
NO. 2 ギリシャの女神像



正面立面図

側面立面図

壁面カッターライン  
9ピース

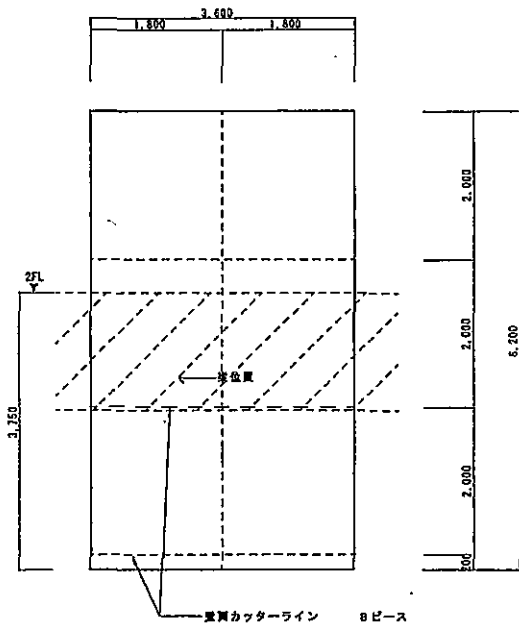


ギリシャの女神像壁配筋図

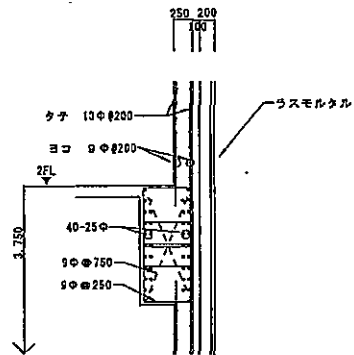
完成図



NO. 3 よろこび

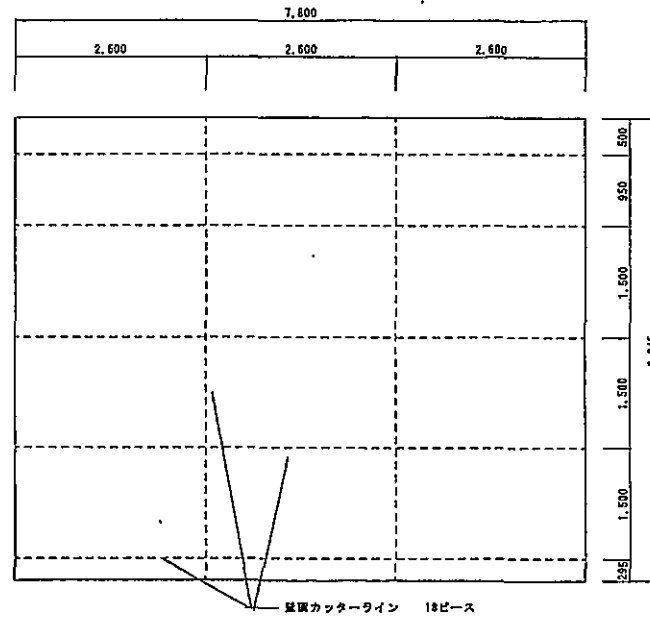


立面図

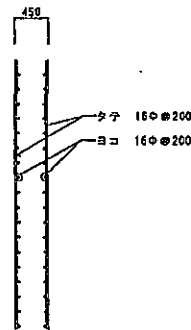


よろこび壁配筋図

NO. 4 躍進

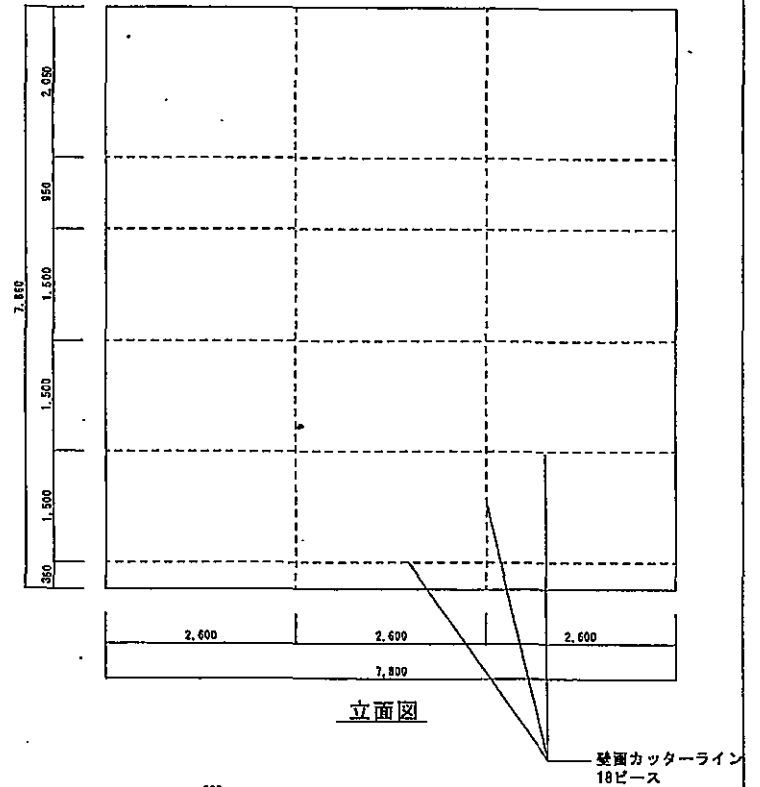


立面図

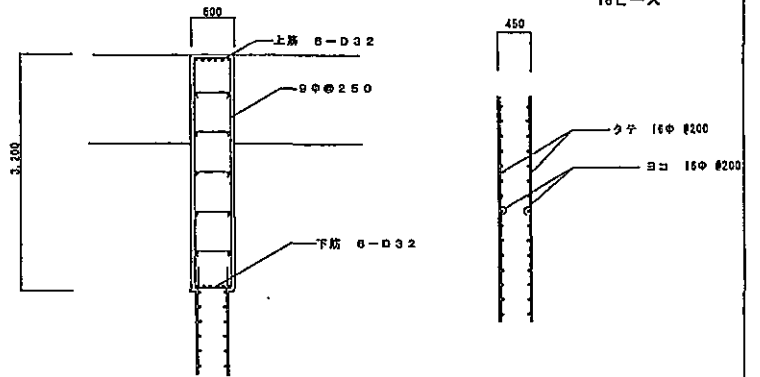


躍進 壁配筋図

NO. 5 友愛



立面図

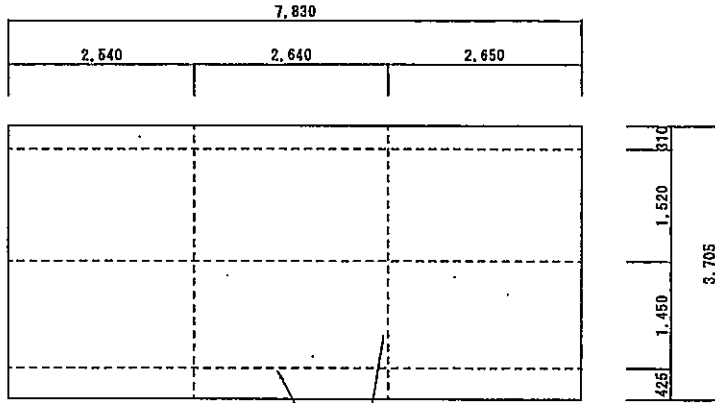


友愛 梁と壁配筋図

友愛 壁配筋図

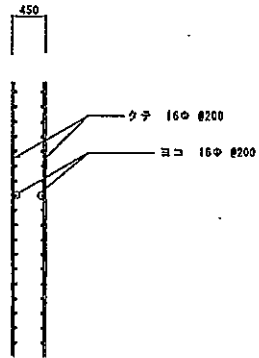
完成図

NO. 6 勝利



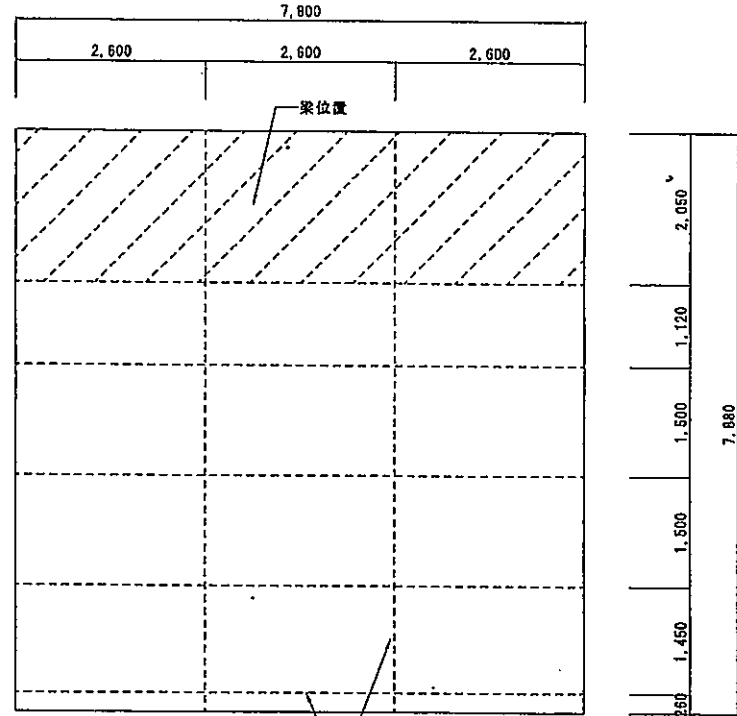
壁面カットライン  
12ピース

立面図



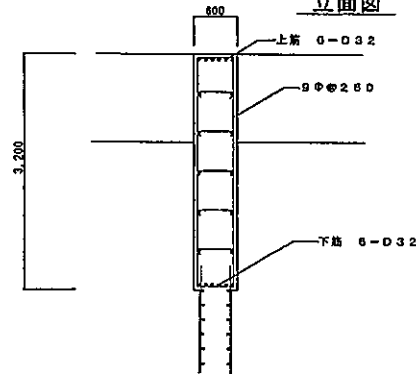
勝利 壁配筋図

NO. 7 より高く

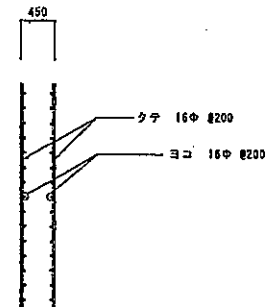


壁面カットライン 18ピース

立面図



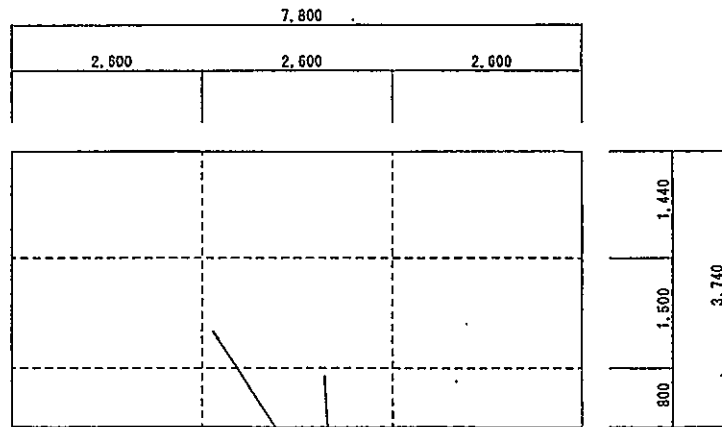
より高く 梁と壁配筋図



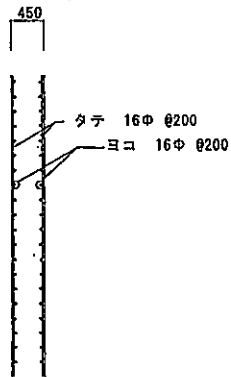
より高く 壁配筋図

完成図

NO. 8 より速く

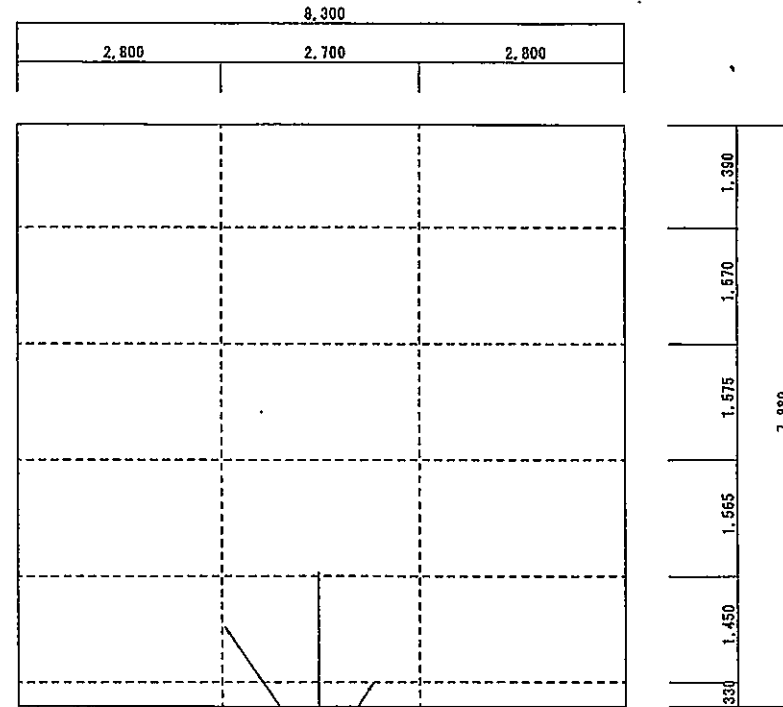


立面図

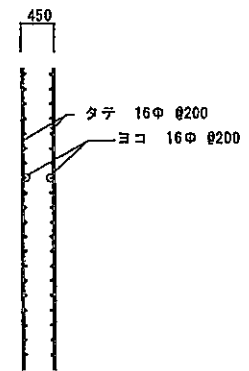


より速く 壁配筋図

NO. 9 動熊



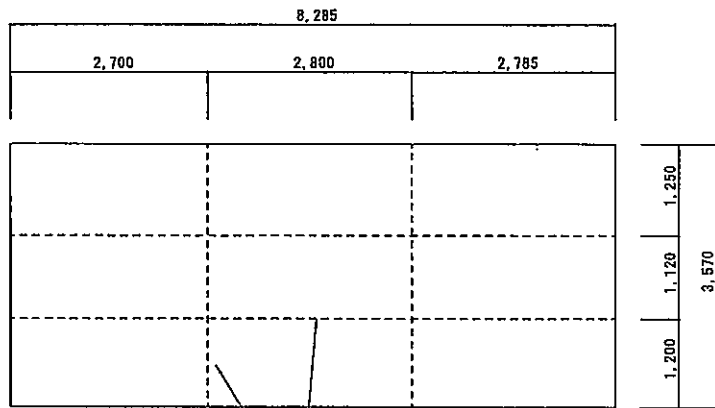
立面図



動熊・勝利の場壁配筋図

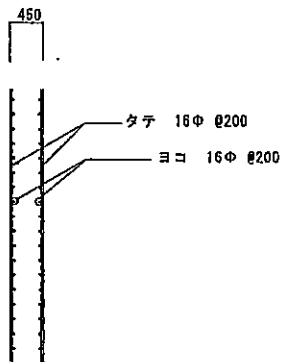
完成図

NO. 10 人と太陽



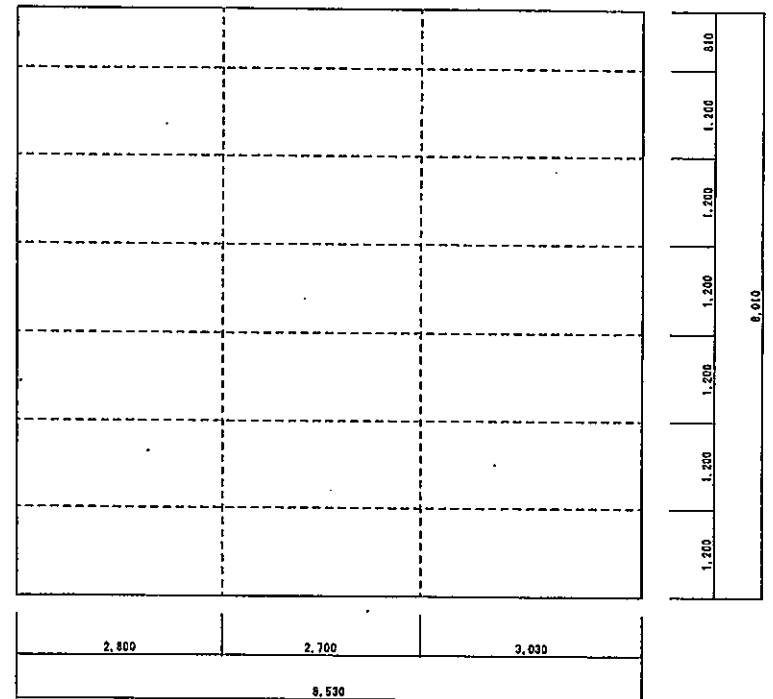
壁面カットライン 9ピース

立面図



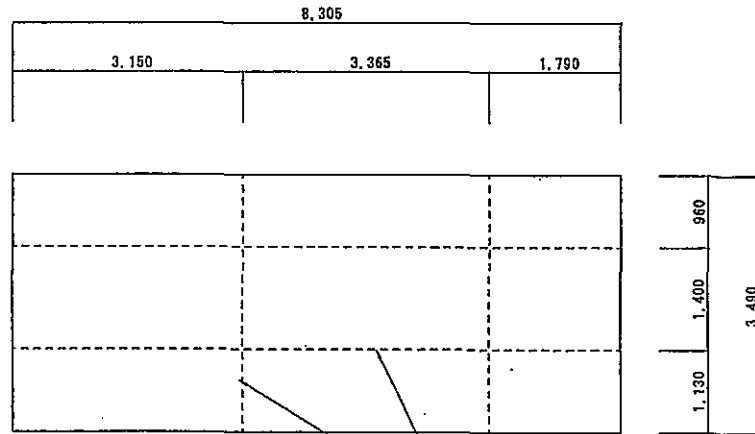
人と太陽 壁配筋図

NO. 11 勝利の場 (モザイクストラップ)



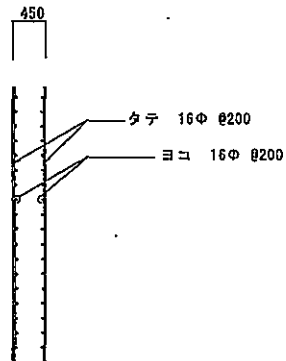
完成図

NO. 12 飛転



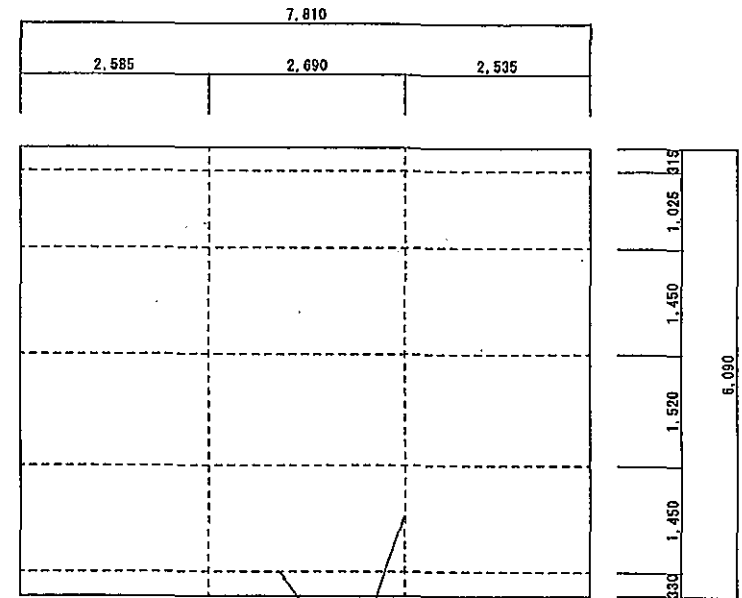
壁面カッターライン 9ピース

立面図

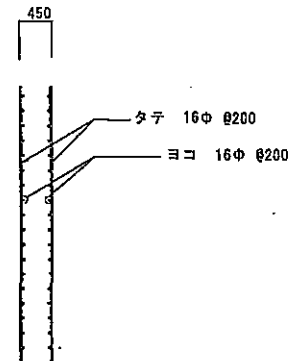


飛転 壁配筋図

NO. 13 躍動



壁面カッターライン 18ピース



躍動壁配筋図

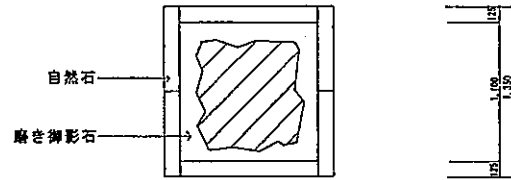
完成図



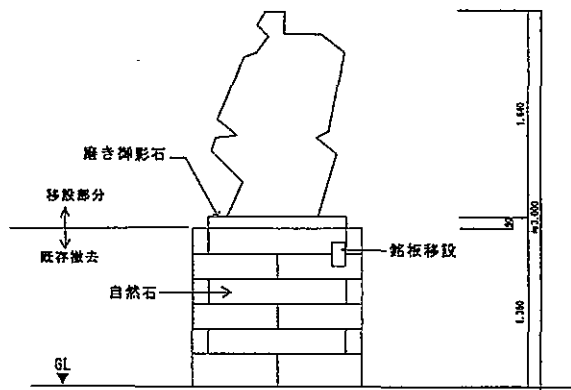
# 国立競技場銅像・銘盤・記念碑移設工事 完成図

NO. 2 健康美像

移設先：国立スポーツ科学センター



既存平面図 S=1:30

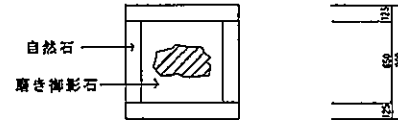


既存立面図 S=1:30

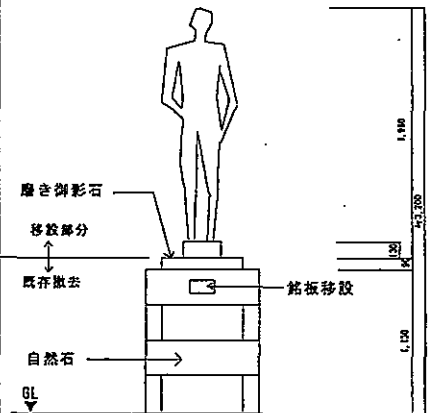
\*全ての銘盤共移設

NO. 3 青年像

移設先：国立スポーツ科学センター



既存平面図 S=1:30

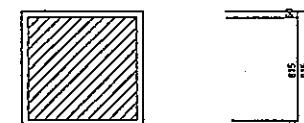


既存立面図 S=1:30

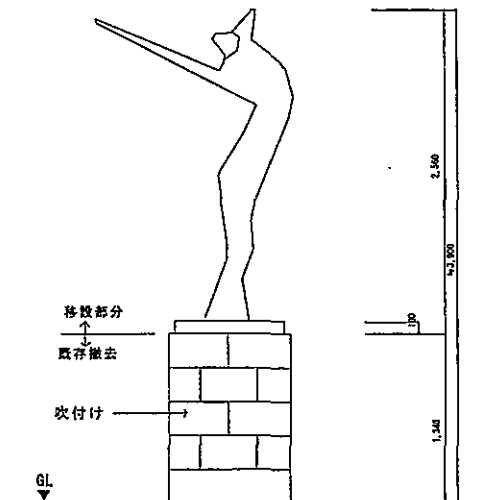
\*全ての銘盤共移設

NO. 4 波像

移設先：国立代々木競技場



既存平面図 S=1:30

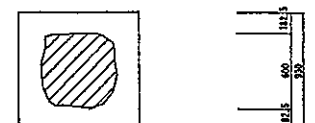


既存立面図 S=1:30

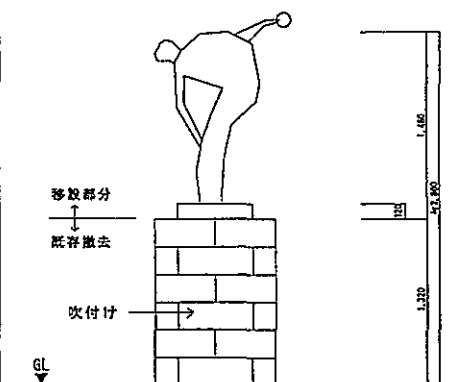
\*全ての銘盤共移設

NO. 5 円盤投げ像

移設先：国立スポーツ科学センター



既存平面図 S=1:30



既存立面図 S=1:30

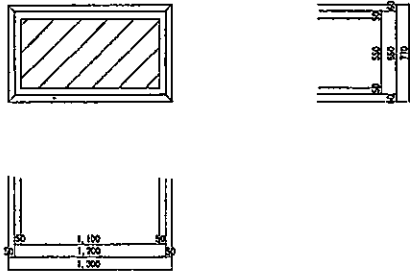
\*全ての銘盤共移設

**完成図**

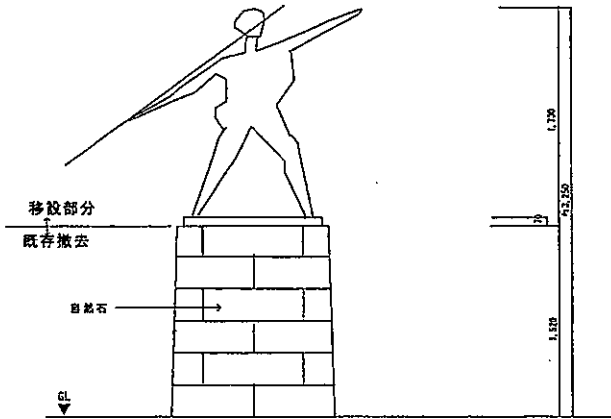


移設記念碑

NO.6 槍投げ像 移設先：国立スポーツ科学センター

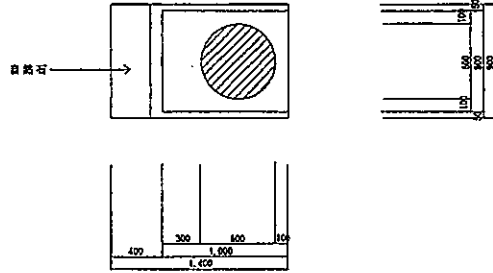


既存平面図 S=1:30

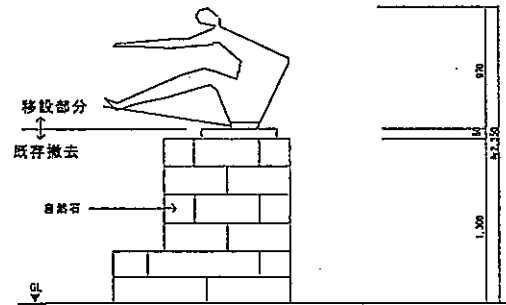


既存立面図 S=1:30

NO.7 御者像 移設先：国立スポーツ科学センター

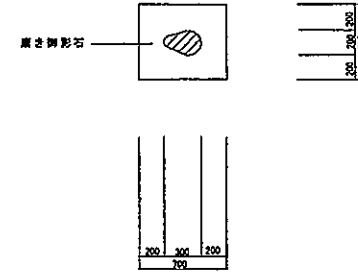


既存平面図 S=1:30

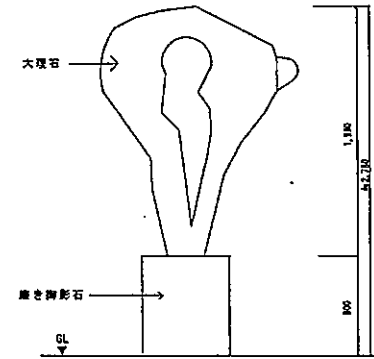


既存立面図 S=1:30

NO.8 無題像 移設先：国立代々木競技場



既存平面図 S=1:30

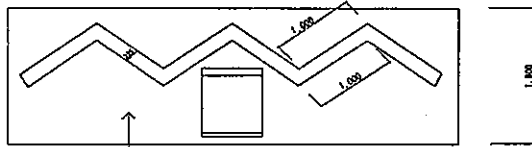
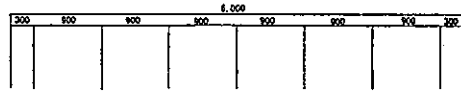


既存立面図 S=1:30

\*基礎共移設

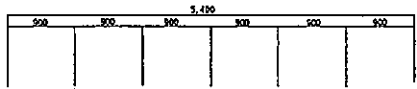
完成図

NO.10 1967年ユニバーシアード東京大会優勝者銘盤  
移設先：国立代々木競技場

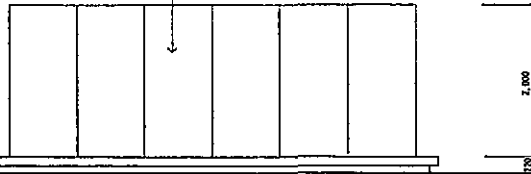


摩き御影石

既設平面図 S=1:50



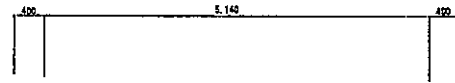
大理石



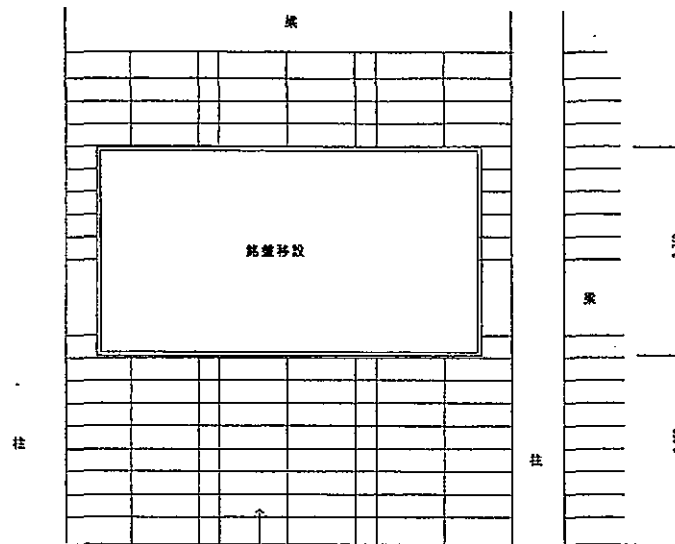
移設部分

既設立面図 S=1:50

NO.11 1991年第3回世界陸上競技選手権大会優勝者銘盤  
移設先：国立スポーツ科学センター



床

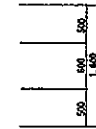
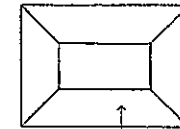
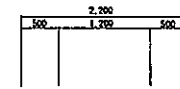


銘盤移設

大谷石積み

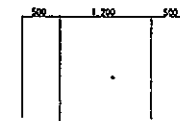
既設立面図 S=1:50

NO.12 出陣学徒の碑 移設先：秩父宮ラグビー場

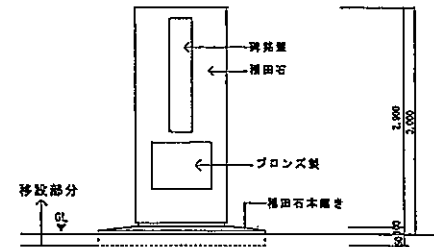


秩田石本置き

既設平面図 S=1:50



0



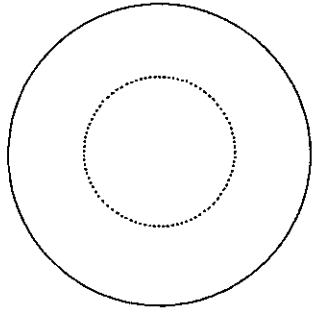
移設部分

既設立面図 S=1:50

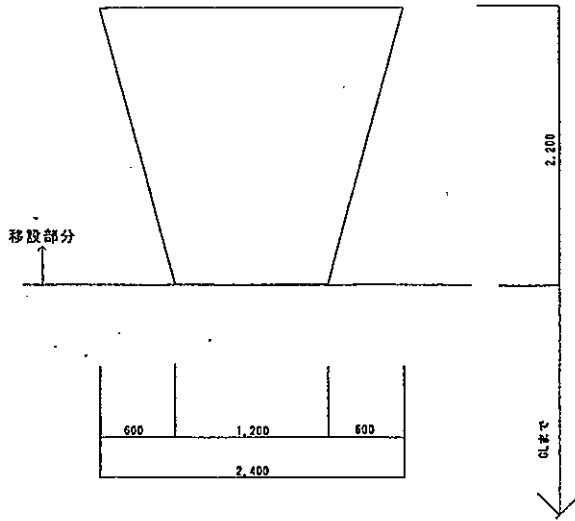
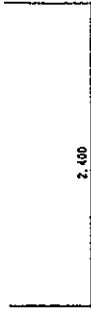
完成図

移設記念碑

NO.1 聖火台 撤去・移動(地上)おろし

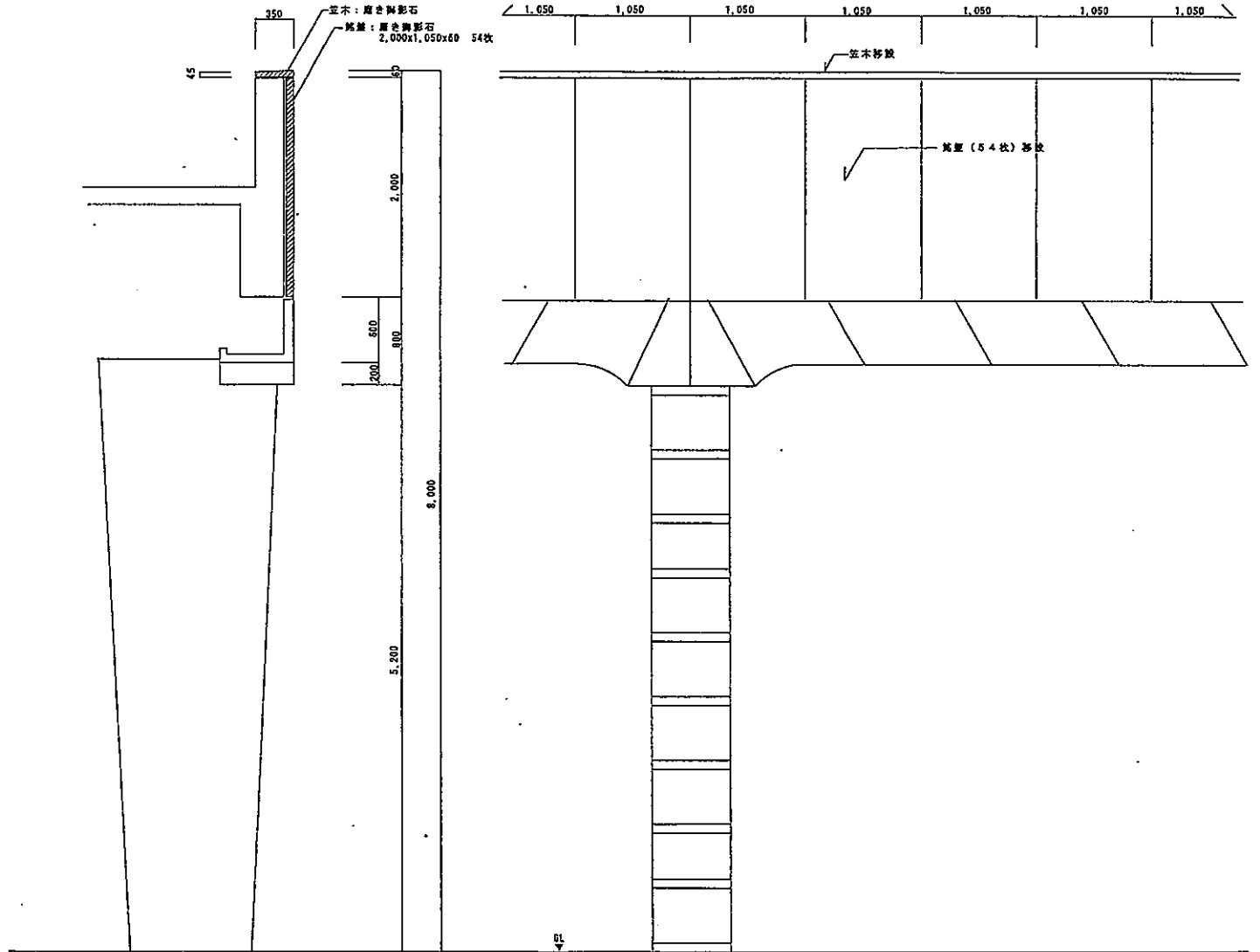


既存平面図 S=1:30



既存立面図 S=1:30

NO.9 東京オリンピック大会優勝者銘盤 移設先: 博物館保管倉庫(綾瀬)



既設断面図 S=1:30

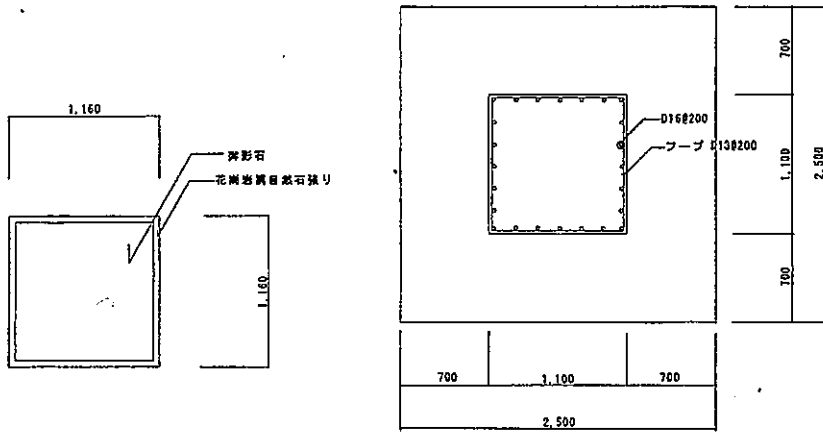
既存立面図 S=1:30

完成図

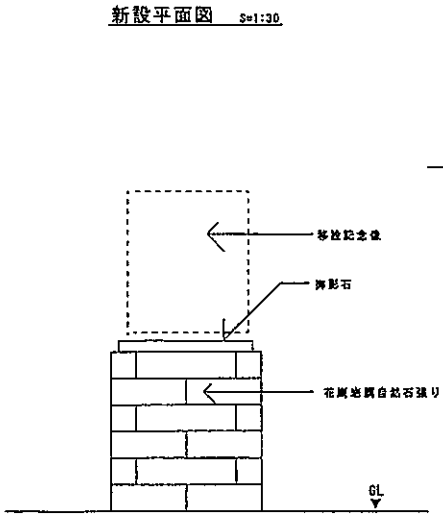
新設記念碑架台

NO.2 健康美像

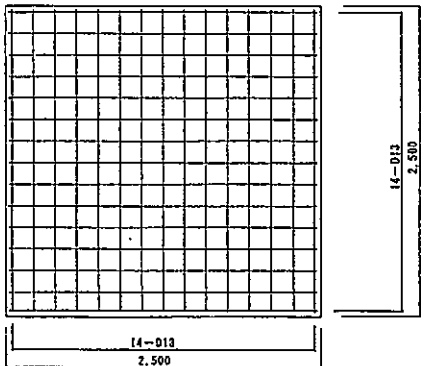
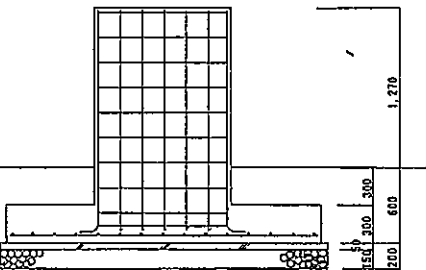
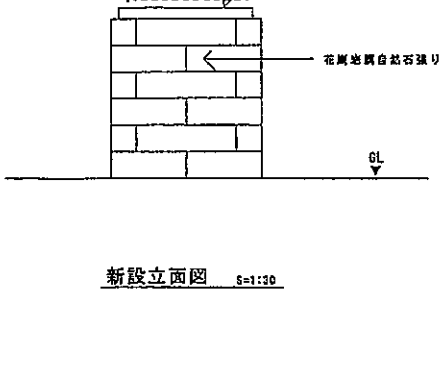
新設構造配筋図 S=1:30



新設平面図 S=1:30



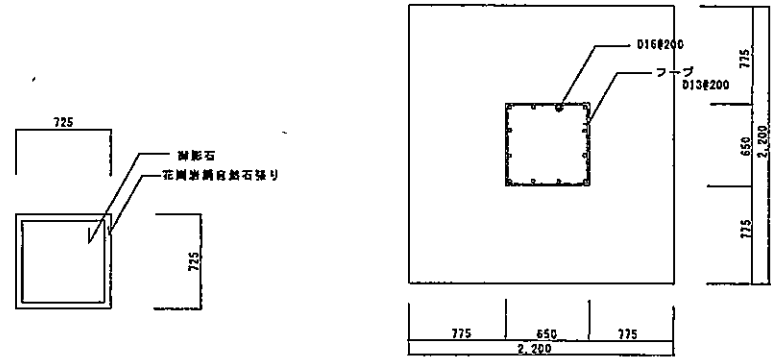
新設立面図 S=1:30



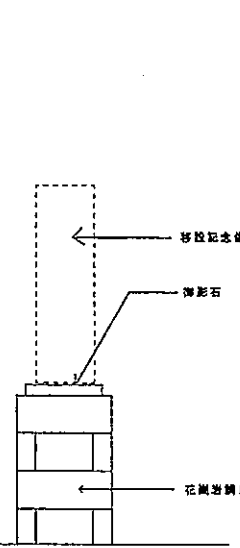
\* 記念碑アンカーの位置は既設による

NO.3 青年像

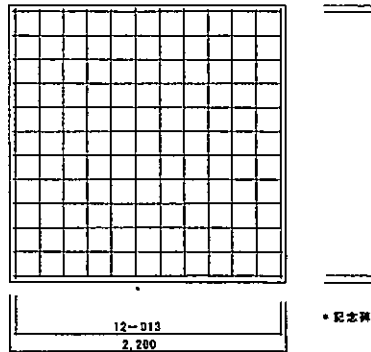
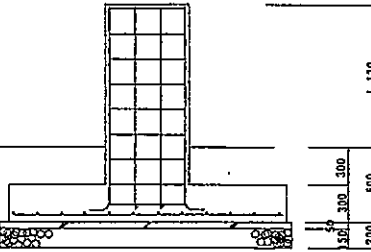
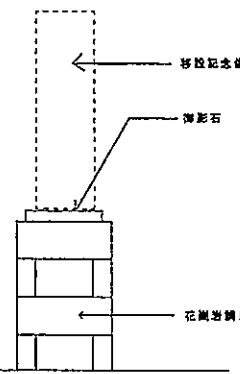
新設構造配筋図 S=1:30



新設平面図 S=1:30



新設立面図 S=1:30

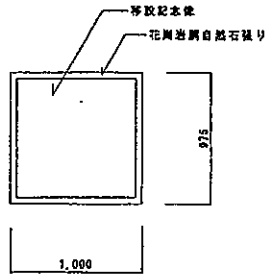


\* 記念碑アンカーの位置は既設による

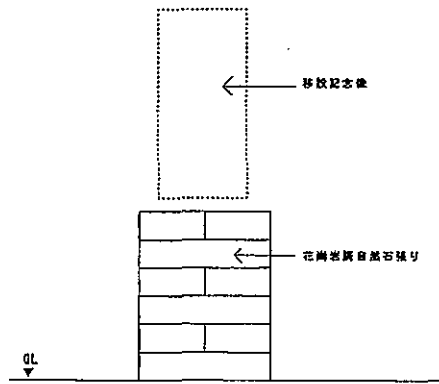
完成図

新設記念碑架台

NO.4 波像

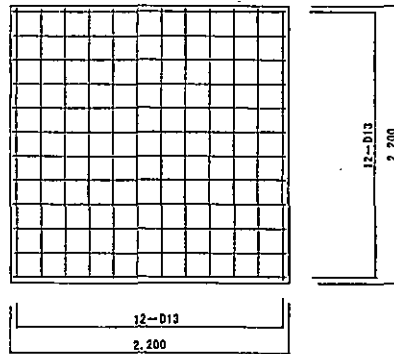
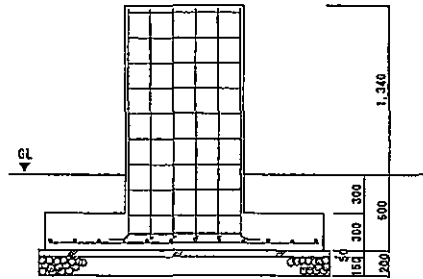
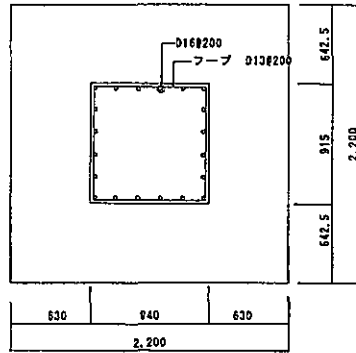


新設平面図 S=1:30



新設立面図 S=1:30

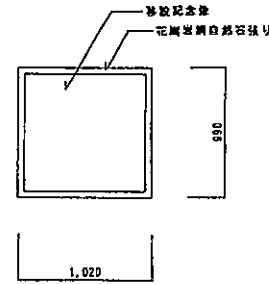
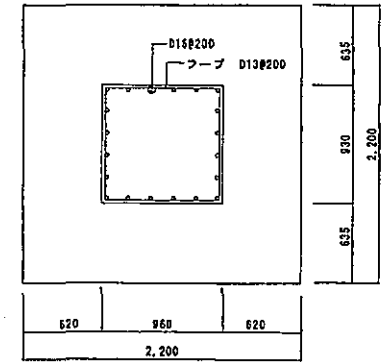
新設構造配筋図 S=1:30



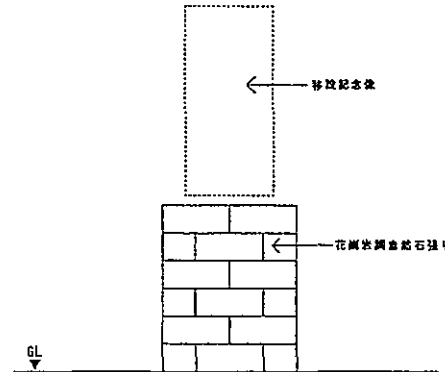
\* 記念碑アンカーの位置は既設による

NO.5 円盤投げ像

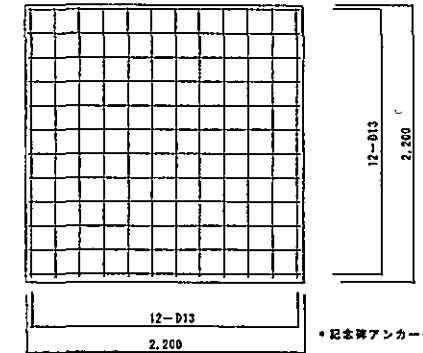
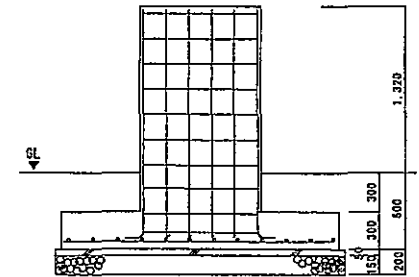
新設構造配筋図 S=1:30



新設平面図 S=1:30



新設立面図 S=1:30

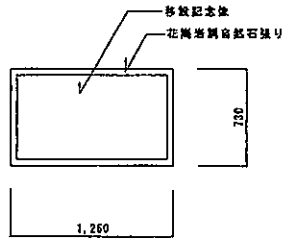


\* 記念碑アンカーの位置は既設による

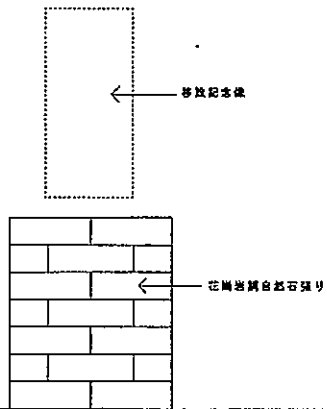
完成図

新設記念碑架台

NO.6 檜投げ像

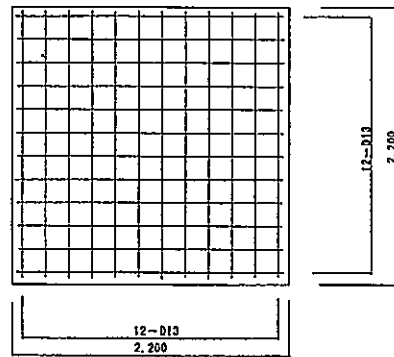
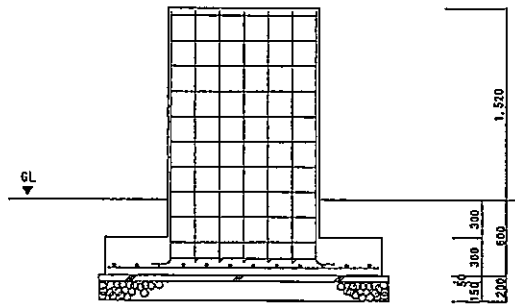
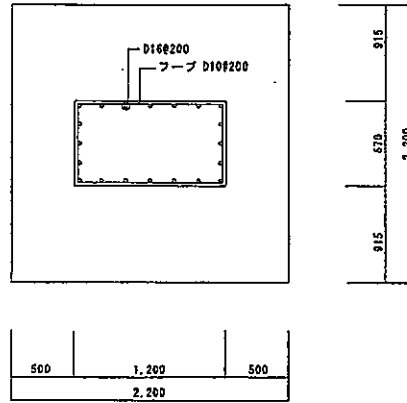


新設平面図 S=1:30



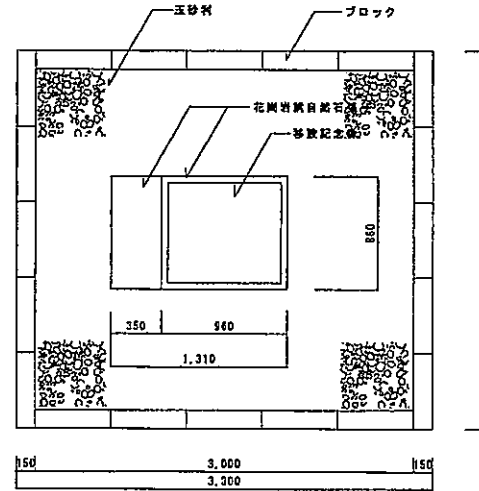
新設立面図 S=1:30

新設構造配筋図 S=1:30

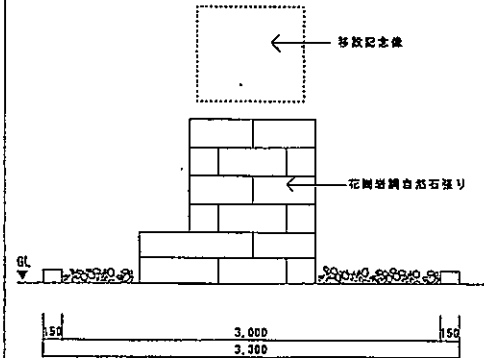


※鉄金網アンカーの位置は新設による

NO.7 御者像

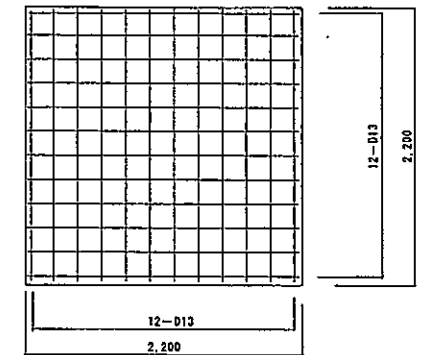
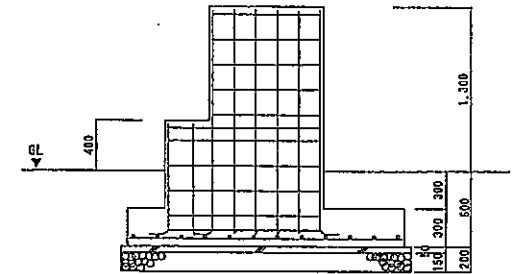
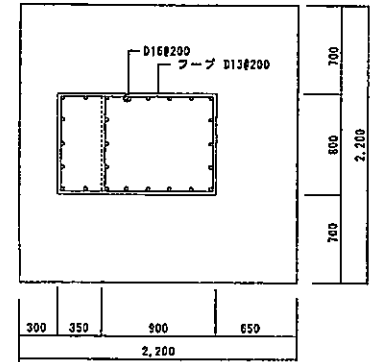


新設平面図 S=1:30



新設立面図 S=1:30

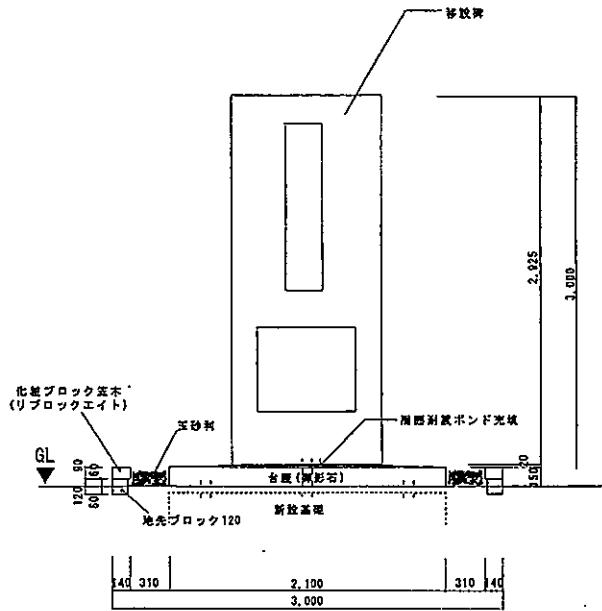
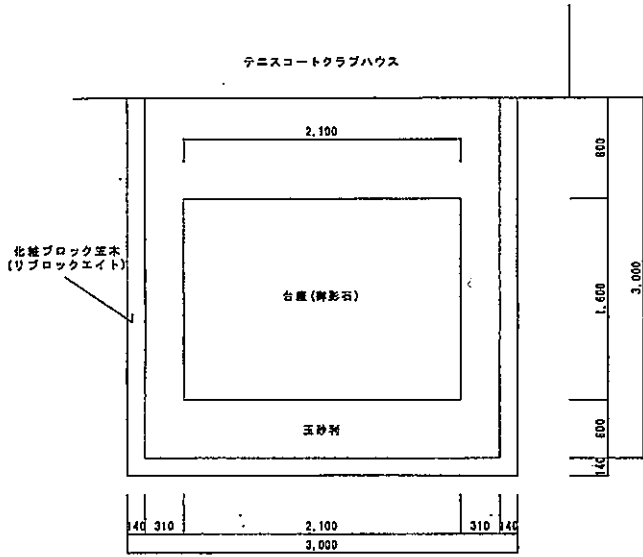
新設構造配筋図 S=1:30



※記念碑アンカーの位置は既設による

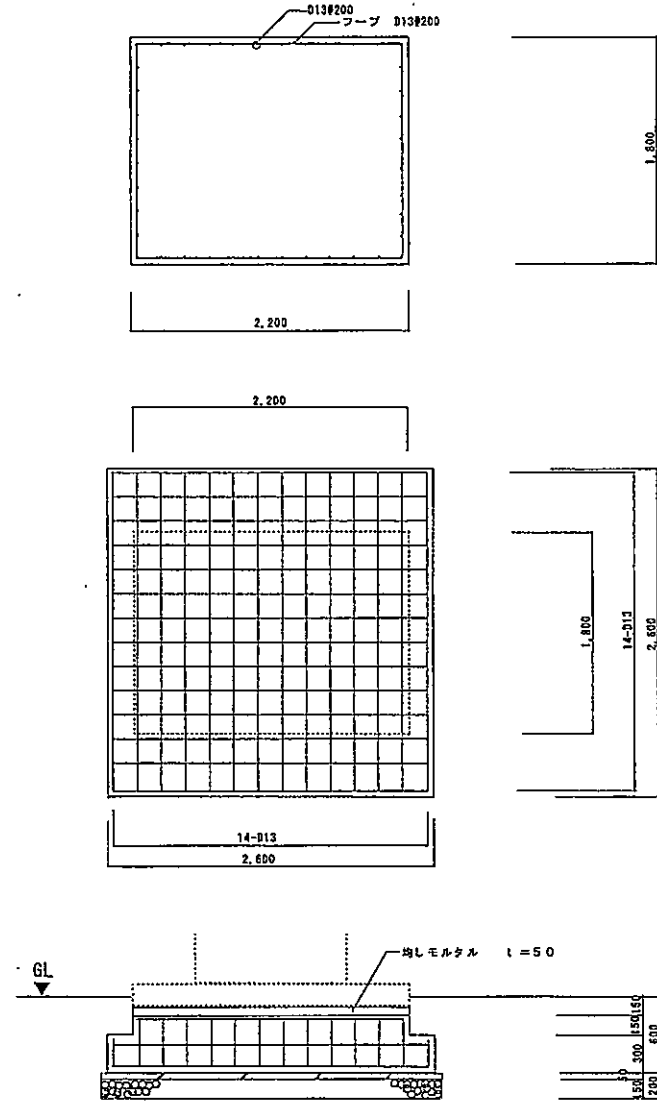
完成図

NO. 12 出陣学徒の碑



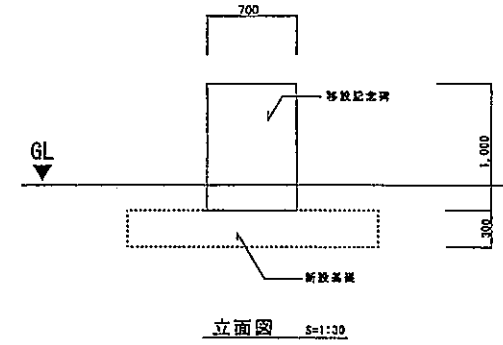
立面図 S=1:30

新設構造配筋図 S=1:30

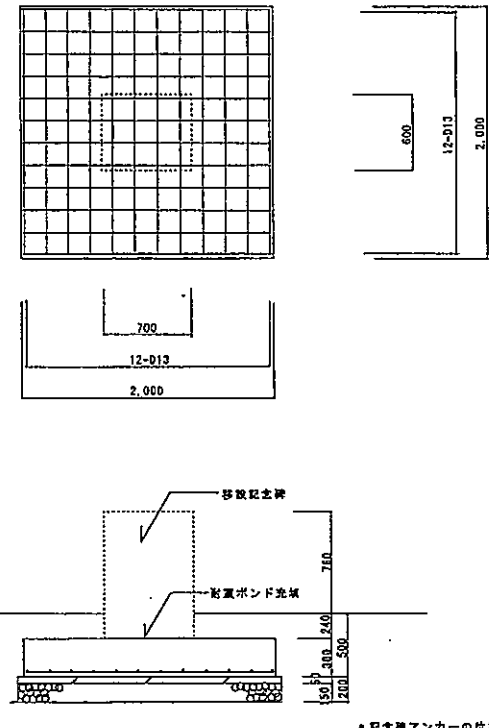


\* 記念碑アンカーの位置は既設による

NO. 8 無題像



新設構造配筋図 S=1:30

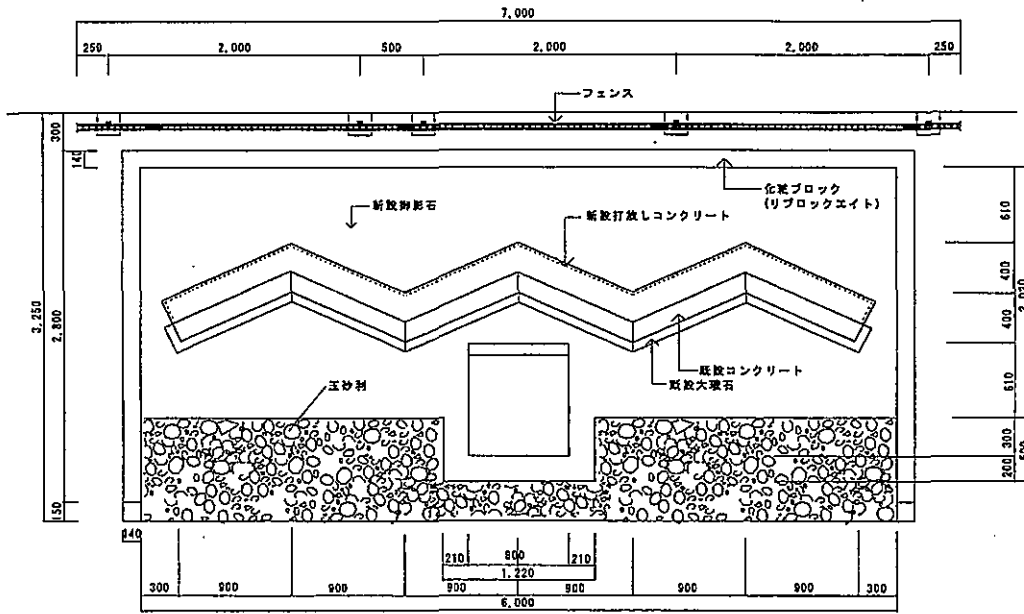


\* 記念碑アンカーの位置は既設による

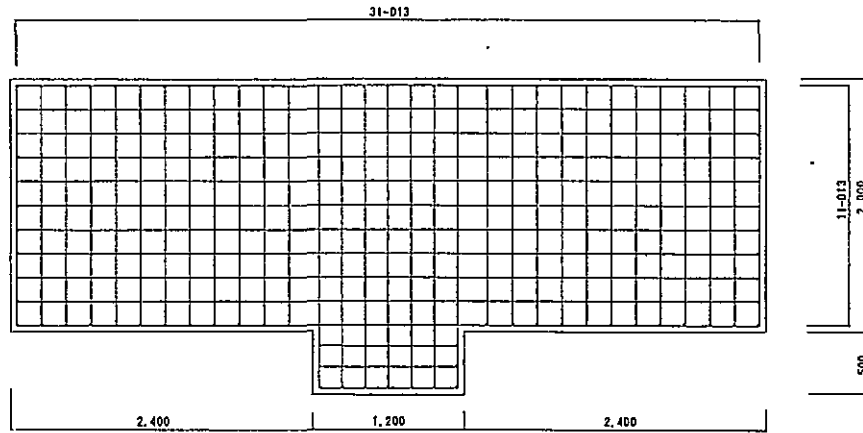
完成図

新設記念碑築台図

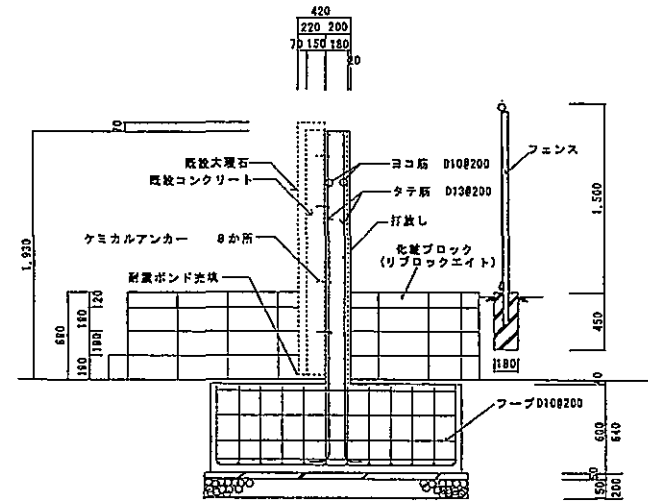
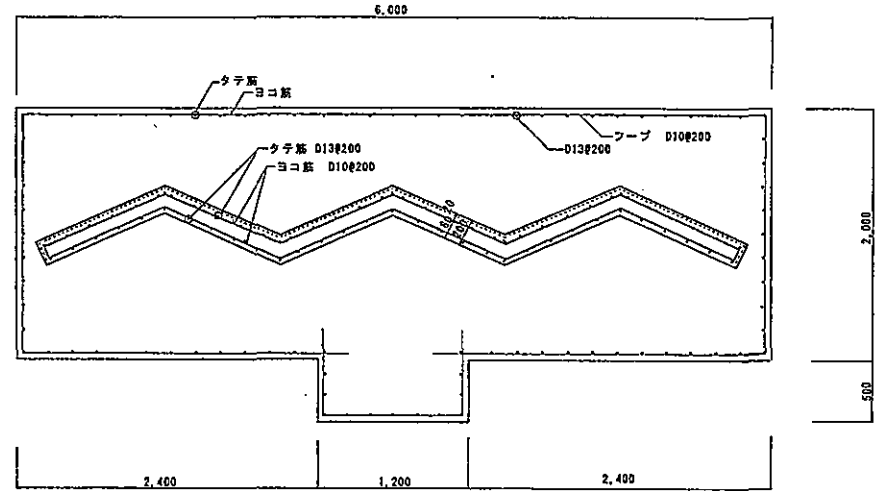
NO. 10 1967年ユニバーシアード東京大会優勝者銘盤



平面図 S=1:30



基礎配筋図 S=1:30



断面図 S=1:30

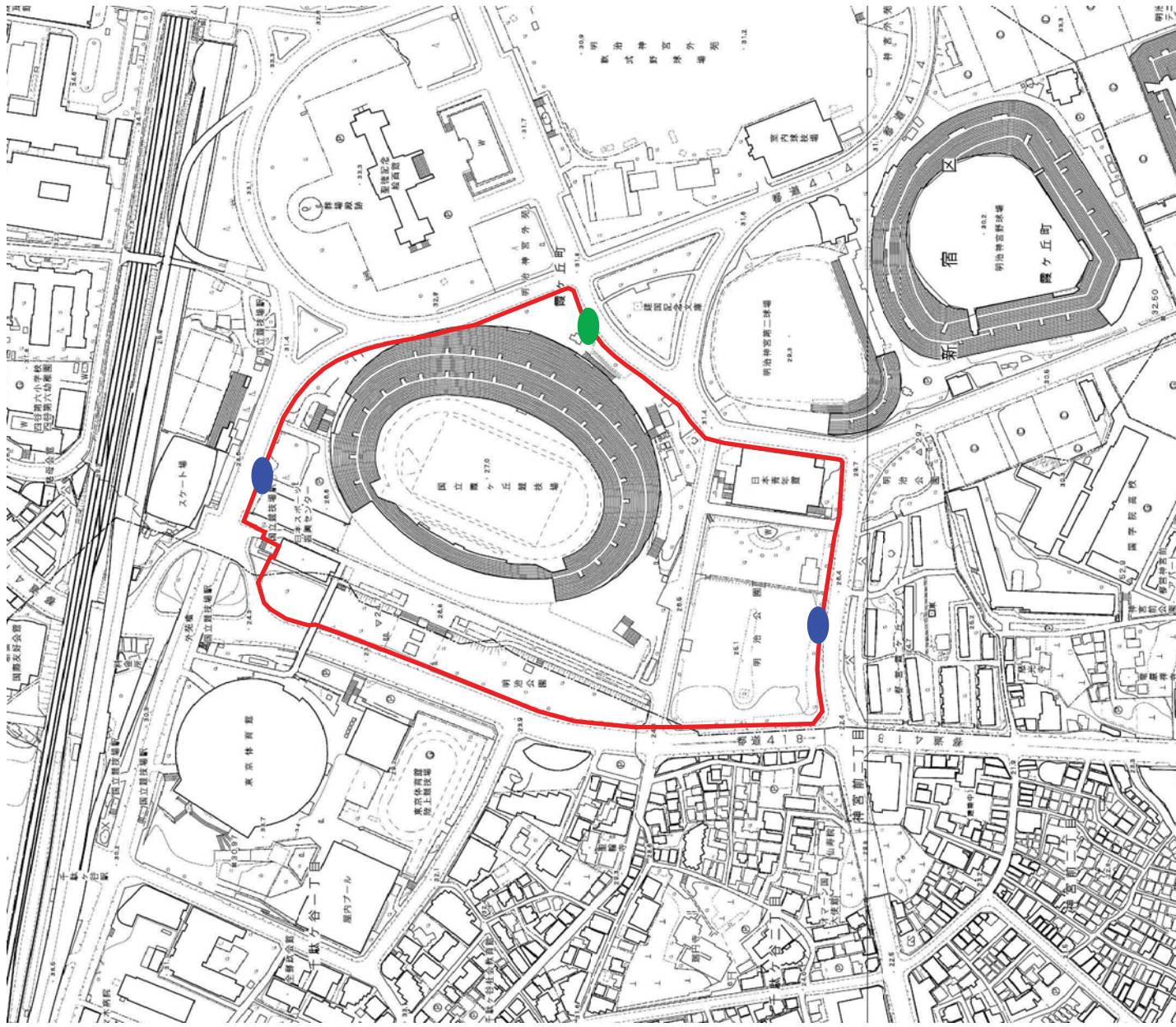
完成図

\* 記念碑アンカーの位置は既設による



添付資料(追加5)

着工時に存置している仮囲い及びゲート位置図(予定)



【凡例】

仮囲い(h=3,000)

ゲート(W=10,800)設置位置

ゲート(W=5,400)設置位置



## 回 答 書

競争加入者各位

契約担当役  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
 理事長 河 野 一 郎  
 (公 印 省 略)

事業名：新国立競技場整備事業

平成27年9月10、11日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
84	13-1. 業務要求 水準書	2-2 3-12	第2節1 (1) 第4節(4)g	<p>オリンピック・パラリンピック時のサブトラックの位置は2-2で絵画館前広場に設置されることが示されています。サブトラックからの連絡動線を示すよう技術提案書作成要領p.2で要求されていますが、オリンピック・パラリンピック時の観客動線・セキュリティー計画が設計条件となりますので、提示をお願いします。</p> <p>また、オリンピックパラリンピック終了後は サブトラックへの連絡通路は機能的には不要となると考えてよろしいでしょうか。車両対面通行が条件とされていることから、地下トンネルとした場合、竣工後の無駄が大きいため、確認させていただきたく思います。</p>	<p>オリンピックパラリンピック大会時は、観客動線については観客が新国立競技場外部を周回出来ることが要件となります。これに対し選手は競技場本体とサブトラックを行き来しますので、観客と選手が平面的に交差しない計画としてください。(大会終了後はこの限りではありません。)</p> <p>なお、イメージとして添付資料(追加6)のように想定しています。</p> <p>オリンピックパラリンピック終了後のサブトラックへの連絡通路は、管理用通路やアリーナ席設定時における観客の避難動線及び入退場動線としての使用を想定しています。</p>

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
104	13-1. 業務要求水準書	3-3	第2節1. ⑥	<p>東京都帰宅困難者対策条例、新宿区地域防災計画等を踏まえ、防災機能を整備するとありますが、施設整備として具体的にどこまでの整備が必要か不明です。事業提案によるもので宜しいでしょうか。或いは、具体的にお示し下さい。</p> <p>例えば、従業員向けの3日分の水、食料等の備蓄品は本事業対象外でしょうか。本事業に含まれる場合、防災備蓄倉庫は添付資料11では480㎡ですが、何人分の備蓄品を用意される必要がありますか。</p> <p>一時滞在施設として指定を受けますか。帰宅困難者を受け入れる場合、実際の運営を考慮し、人員規模（イベント時、平常時共）もお示し下さい。</p> <p>帰宅困難者を支援するため、水やトイレ等を提供する施設の整備は必要でしょうか。最大8万人のイベント時の防災機能の整備として何が必要でしょうか。</p>	<p>地域防災計画における広域避難場所として必要な機能を確保すると共に、東京都帰宅困難者対策条例に基づく、施設所有者としての義務（従業員に対する備蓄(500人)、施設利用者(8万人)に対する発災時の待機案内、誘導)及び外部からの帰宅困難者受入に伴い必要となる備蓄を想定し、従業員500人×3日(必須)+残スペースで可能な限りの備蓄(約8万人相当)を行うこととします。(備蓄品は本事業対象外)</p> <p>なお、一時滞在施設としての指定については、今後、自治体と協議していきます。</p> <p>その他、必要な防災機能の整備について、飲料水、トイレ洗浄水、保安用照明及び保安用コンセントの確保など適切に計画してください。</p>
134	13-1. 業務要求水準書	3-38	第4節5. (4) その他	<p>競技場内に国旗等を吊り上げる昇降ボタンは必要でしょうか。必要であれば箇所数、位置、許容吊上げ荷重、仕様をお示し下さい。</p>	<p>昇降ボタンは本事業の対象外です。</p>
550	業務要求水準書	3-12	第3章 -第4節 1- (4) -③	<p>□利用者ごとの動線計画 ： a) 競技者等 →上記連絡通路は、事業費に含むと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

# 添付資料（追加6）

## 連絡通路のイメージ (大会時競技者等専用エリアの位置は未決定)

